

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護

1. 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護
の概況
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点



1. 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護

の概況

2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点

通所介護・地域密着型通所介護の概要・基準

定義

通所介護とは、利用者(要介護者)を老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの。

必要となる人員・設備等

通所介護サービスを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり。

○ 人員基準

生活相談員	事業所ごとにサービス提供時間に応じて専従で1以上 (生活相談員の勤務時間数としてサービス担当者会議、地域ケア会議等も含めることが可能。)
看護職員(※)	単位ごとに専従で1以上 (通所介護の提供時間帯を通じて専従する必要はなく、訪問看護ステーション等との連携も可能。)
介護職員(※)	① 単位ごとにサービス提供時間に応じて専従で次の数以上 ア 利用者の数が15人まで 1以上 イ 利用者の数が15人を超す場合 アの数に利用者の数が1増すごとに0.2を加えた数以上 ② 単位ごとに常時1名配置されること ③ ①の数及び②の条件を満たす場合は、当該事業所の他の単位における介護職員として従事することができる
機能訓練指導員	1以上
管理者	常勤で専ら管理業務に従事するもの
生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤	

※定員10名以下の地域密着型通所介護事業所の場合は看護職員又は介護職員のいずれか1名の配置で可

○ 設備基準

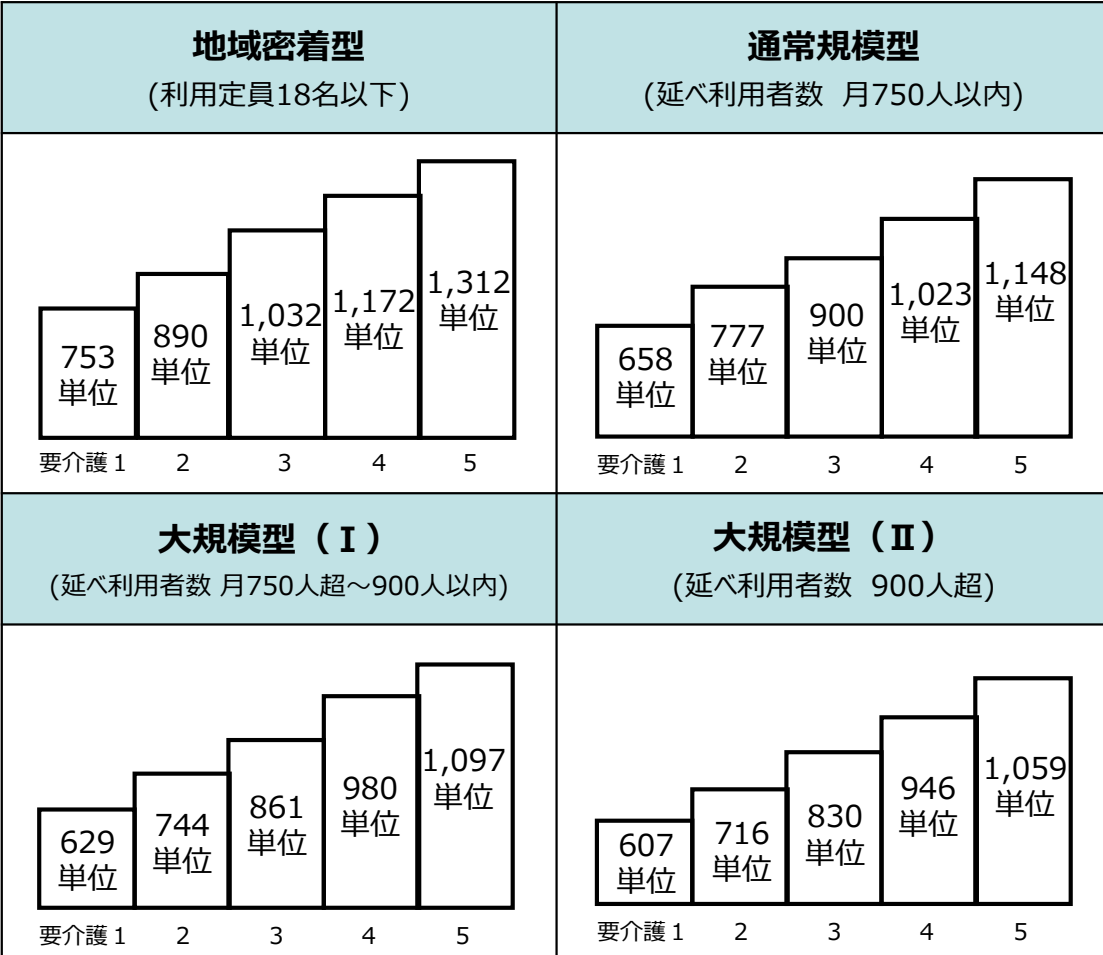
食堂	それぞれ必要な面積を有するものとし、その合計した面積が利用定員×3.0㎡以上
機能訓練室	
相談室	相談の内容が漏えいしないよう配慮されている

※ 指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等が併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、基準上両方のサービスに規定があるもの及び規定はないが設置されるものは共用可

通所介護・地域密着型通所介護の報酬

サービス提供時間、利用者の要介護度及び事業所規模に応じた基本サービス費（例）

○ サービス提供時間：7時間以上8時間未満の場合



※1：サービス提供時間には、その他、3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満、8時間以上9時間未満がある（2時間以上3時間未満もあるが、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者を実施）。

※2：サービス提供時間には、送迎の時間は含まれない。

※3：通常規模型については、大規模型に比べてスケールメリットが働きにくいことに配慮し、基本サービス費用を高く設定している。なお、大規模型利用者の区分支給限度基準額の管理にあたっては、通常規模型の単位数を用いることとしている。

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する主な加算・減算

個別機能訓練の実施 (56・76単位/日) ※個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている場合は、上記に加えて20単位/月	外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントを実施 (100・200単位/月) ※個別機能訓練加算を算定している場合、0・100単位/月
ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合 (30・60単位/月)	科学的介護の推進 (40単位/月) 栄養アセスメントの実施 (50単位/月) 口腔機能向上への計画的な取組 (160(150)単位/回)
認知症高齢者/若年性認知症利用者の受入 (いずれも60単位/日)	中重度者の受入体制 (45単位/日) 延長サービス（9～14時間）の実施 (50単位～250単位)
入浴介助を行った場合 (40・55単位/日) ※利用者の居宅を訪問し、利用者の状態や浴室の環境を評価し、それに基づき入浴介助を行った場合、55単位	感染症又は災害の発生に伴う特例 (3%) 介護職員等処遇改善加算 (通所介護の場合) (I)イ 11.1% □ 12.0% (II)イ 10.9% □ 11.8% (III) 9.9% (IV) 8.3%
介護福祉士や3年以上勤務者を一定割合以上配置 (サービス提供体制強化加算) ・介護福祉士7割以上若しくは勤続年数10年以上2.5割以上：22単位/回 ・介護福祉士5割以上：18単位/回 ・介護福祉士4割以上若しくは勤続年数7年以上3割以上：6単位/回	介護職員等処遇改善加算 (地域密着型通所介護の場合) (I)イ 11.7% □ 12.7% (II)イ 11.5% □ 12.5% (III) 10.5% (IV) 8.9%
中山間地域等でのサービス提供 (5%)	

事情により、2～3時間の利用の場合
(4～5時間の単位から ▲30%)

送迎を行わない場合(片道につき▲47単位)

定員を超えた利用や人員配置基準に違反
(▲30%)

業務継続計画未策定 (▲1%)

高齢者虐待防止措置未実施 (▲1%)

事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合
(▲94単位/日)

※加算・減算は主なものを記載。点線枠の加算は区分支給限度額の枠外。

通所介護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位:千単位)	回数・日数 (単位:千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
通所介護						
高齢者虐待防止措置未実施減算(3時間以上9時間未満)	-1/100	-110	15.0	0.1%	-	-
業務継続計画未策定減算(3時間以上9時間未満)	-1/100	-51	7.0	0.1%	-	-
感染症災害3%加算	+3/100	10	0.0	0.0%	1	0.0%
延長加算(9時間以上10時間未満の場合)	+50単位	642	13.0	0.1%	369	1.5%
延長加算(10時間以上11時間未満の場合)	+100単位	357	4.0	0.0%	136	0.6%
延長加算(11時間以上12時間未満の場合)	+150単位	423	3.0	0.0%	49	0.2%
延長加算(12時間以上13時間未満の場合)	+200単位	23	0.0	0.0%	9	0.0%
延長加算(13時間以上14時間未満の場合)	+250単位	290	1.0	0.0%	9	0.0%
共生型サービス生活介護減算	×93/100	-419	1.0	0.0%	-	-
共生型サービス自立訓練減算	×95/100	-15	0.0	0.0%	-	-
共生型サービス児童発達支援減算	×90/100	-	-	-	-	-
共生型サービス放課後等デイサービス減算	×90/100	-	-	-	-	-
生活相談員配置等加算*	1日につき+13単位	48	4.0	0.0%	53	0.2%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算*	+5/100	946	3.0	0.0%	303	1.3%
入浴介助加算(Ⅰ)*	1日につき+40単位	330,559	8,264.0	61.5%	21,842	89.8%
入浴介助加算(Ⅱ)*	1日につき+55単位	41,666	758.0	5.6%	2,959	12.2%
中重度者ケア体制加算*	1日につき+45単位	115,006	2,556.0	19.0%	3,864	16.0%
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき+100単位 (3月に1回を限度)	1	0.0	0.0%	4	0.0%
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき+200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、 1月につき+100単位	7,184	67.0	0.5%	1,362	5.6%
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ*	1日につき+56単位	200,229	3,576.0	26.6%	11,520	47.4%
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ*	1日につき+76単位	300,858	3,958.0	29.4%	7,782	32.0%
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき+20単位	10,438	522.0	3.9%	8,717	35.9%

(注1) *は日数を算定

(注2) 「算定率(回数・日数ベース)」は、各加算の算定回数・日数÷総件数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

通所介護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位:千単位)	回数・日数 (単位:千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
通所介護						
ADL維持等加算(Ⅰ)	1月につき+30単位	5,190	173.0	1.3%	2,493	10.3%
ADL維持等加算(Ⅱ)	1月につき+60単位	5,933	99.0	0.7%	1,352	5.6%
認知症加算*	1日につき+60単位	19,636	327.0	2.4%	1,839	7.6%
若年性認知症利用者受入加算*	1日につき+60単位	102	2.0	0.0%	104	0.4%
栄養アセスメント加算	1月につき+50単位	1,832	37.0	0.3%	679	2.8%
栄養改善加算	1回につき+200単位 (月2回を限度)	667	3.0	0.0%	143	0.6%
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回につき+20単位 (6月に1回を限度)	258	13.0	0.1%	367	1.5%
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	1回につき+5単位 (6月に1回を限度)	21	4.0	0.0%	1,028	4.2%
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1回につき+150単位 (月2回を限度)	12,918	86.0	0.6%	1,851	7.6%
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1回につき+160単位 (月2回を限度)	32,149	201.0	1.5%	2,822	11.6%
科学的介護推進体制加算	1月につき+40単位	32,633	816.0	6.1%	13,179	54.2%
同一建物減算*	1日につき-94単位	-194,552	2,070.0	15.4%	5,579	22.9%
送迎減算	片道につき-47単位	-29,783	633.0	4.7%	19,283	79.3%
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき22単位を加算	90,468	4,112.0	30.6%	7,528	31.0%
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき18単位を加算	44,552	2,475.0	18.4%	4,334	17.8%
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1回につき6単位を加算	11,764	1,961.0	14.6%	3,484	14.3%
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき+所定単位 ×92/1000	415,336	567.0	4.2%	9,587	39.4%
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき+所定単位 ×90/1000	418,694	560.0	4.2%	10,459	43.0%
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき+所定単位 ×80/1000	91,953	131.0	1.0%	3,040	12.5%
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき+所定単位 ×64/1000	17,353	29.0	0.2%	762	3.1%

(注1) *は日数を算定

(注2) 「算定率(回数・日数ベース)」は、各加算の算定回数・日数÷総件数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

地域密着型通所介護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位:千単位)	回数・日数 (単位:千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
地域密着型通所介護						
高齢者虐待防止措置未実施減算(地域密着型通所介護の場合)(3時間以上9時間未満)	-1/100	-108	13.0	0.3%	-	-
業務継続計画未策定減算(地域密着型通所介護の場合)(3時間以上9時間未満)	-1/100	-74	8.0	0.2%	-	-
感染症災害3%加算	+3/100	1	0.0	0.0%	1	0.0%
延長加算(9時間以上10時間未満の場合)	+50単位	370	7.0	0.2%	318	1.8%
延長加算(10時間以上11時間未満の場合)	+100単位	157	2.0	0.0%	138	0.8%
延長加算(11時間以上12時間未満の場合)	+150単位	76	1.0	0.0%	47	0.3%
延長加算(12時間以上13時間未満の場合)	+200単位	29	0.0	0.0%	14	0.1%
延長加算(13時間以上14時間未満の場合)	+250単位	52	0.0	0.0%	5	0.0%
共生型サービス生活介護減算	×93/100	-47	0.0	0.0%	-	-
共生型サービス自立訓練減算	×95/100	-2	0.0	0.0%	-	-
共生型サービス児童発達支援減算	×90/100	-	-	-	-	-
共生型サービス放課後等デイサービス減算	×90/100	-3	0.0	0.0%	-	-
生活相談員配置等加算*	1日につき+13単位	4	0.0	0.0%	13	0.1%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅰ)*	+5/100	253	1.0	0.0%	143	0.8%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(Ⅱ)	-	-	-	-	0	0.0%
入浴介助加算(Ⅰ)*	1日につき+40単位	80,155	2,004.0	48.3%	12,725	71.1%
入浴介助加算(Ⅱ)*	1日につき+55単位	10,281	187.0	4.5%	1,282	7.2%
中重度者ケア体制加算*	1日につき+45単位	5,047	112.0	2.7%	360	2.0%
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1日につき+100単位 (3月に1回を限度)	1	0.0	0.0%	3	0.0%
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき+200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、 1月につき+100単位	1,295	12.0	0.3%	411	2.3%

(注1) *は日数を算定

(注2) 「算定率(回数・日数ベース)」は、各加算の算定回数・日数÷総件数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

地域密着型通所介護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位:千単位)	回数・日数 (単位:千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
地域密着型通所介護						
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ*	1日につき+56単位	71,735	1,281.0	30.9%	7,264	40.6%
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ*	1日につき+76単位	55,200	726.0	17.5%	2,939	16.4%
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1日につき+20単位	2,888	144.0	3.5%	4,276	23.9%
ADL維持等加算(Ⅰ)	1月につき+30単位	981	33.0	0.8%	868	4.9%
ADL維持等加算(Ⅱ)	1月につき+60単位	1,994	33.0	0.8%	807	4.5%
認知症加算*	1日につき+60単位	2,828	47.0	1.1%	495	2.8%
若年性認知症利用者受入加算*	1日につき+60単位	82	1.0	0.0%	89	0.5%
栄養アセスメント加算	1日につき+50単位	313	6.0	0.1%	203	1.1%
栄養改善加算	1回につき+200単位 (月2回を限度)	232	1.0	0.0%	57	0.3%
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回につき+20単位 (6月に1回を限度)	58	3.0	0.1%	362	2.0%
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	1回につき+5単位 (6月に1回を限度)	5	1.0	0.0%	142	0.8%
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1回につき+150単位 (月2回を限度)	5,983	40.0	1.0%	1,087	6.1%
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1回につき+160単位 (月2回を限度)	14,058	88.0	2.1%	1,664	9.3%
科学的介護推進体制加算	1月につき+40単位	8,808	220.0	5.3%	6,762	37.8%
同一建物減算*	1日につき-94単位	-36,895	393.0	9.5%	2,276	12.7%
送迎減算	片道につき-47単位	-18,056	383.0	9.2%	10,768	60.1%
重度者ケア体制加算	1月につき+150単位	8	0.0	0.0%	6	0.0%
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(地域密着型通所介護の場合)	1回につき22単位を加算	20,364	926.0	22.3%	3,742	20.9%
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(地域密着型通所介護の場合)	1回につき18単位を加算	10,970	609.0	14.5%	2,428	13.6%
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(地域密着型通所介護の場合)	1回につき6単位を加算	2,340	390.0	9.4%	1,730	9.7%

(注1) *は日数を算定

(注2) 「算定率(回数・日数ベース)」は、各加算の算定回数・日数÷総件数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

地域密着型通所介護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位:千単位)	回数・日数 (単位:千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
地域密着型通所介護						
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき+所定単位 × 92/1000	85,373	126.0	3.0%	4,338	24.2%
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき+所定単位 × 90/1000	135,842	210.0	5.1%	7,705	43.0%
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき+所定単位 × 80/1000	51,264	89.0	2.1%	3,763	21.0%
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき+所定単位 × 64/1000	9,173	18.0	0.4%	908	5.1%

(注1) *は日数を算定

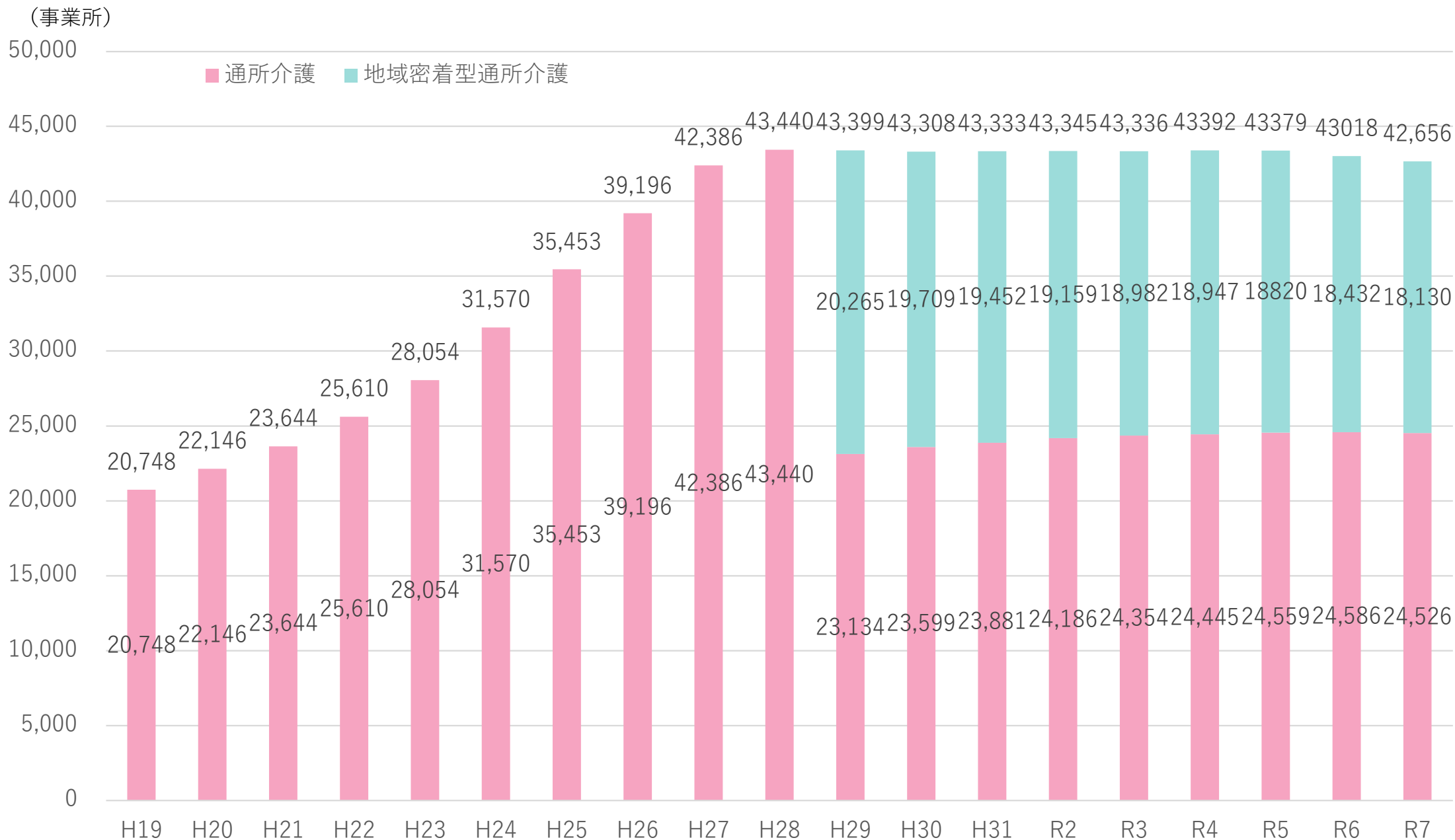
(注2) 「算定率(回数・日数ベース)」は、各加算の算定回数・日数÷総件数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

通所介護・地域密着型通所介護の請求事業所数

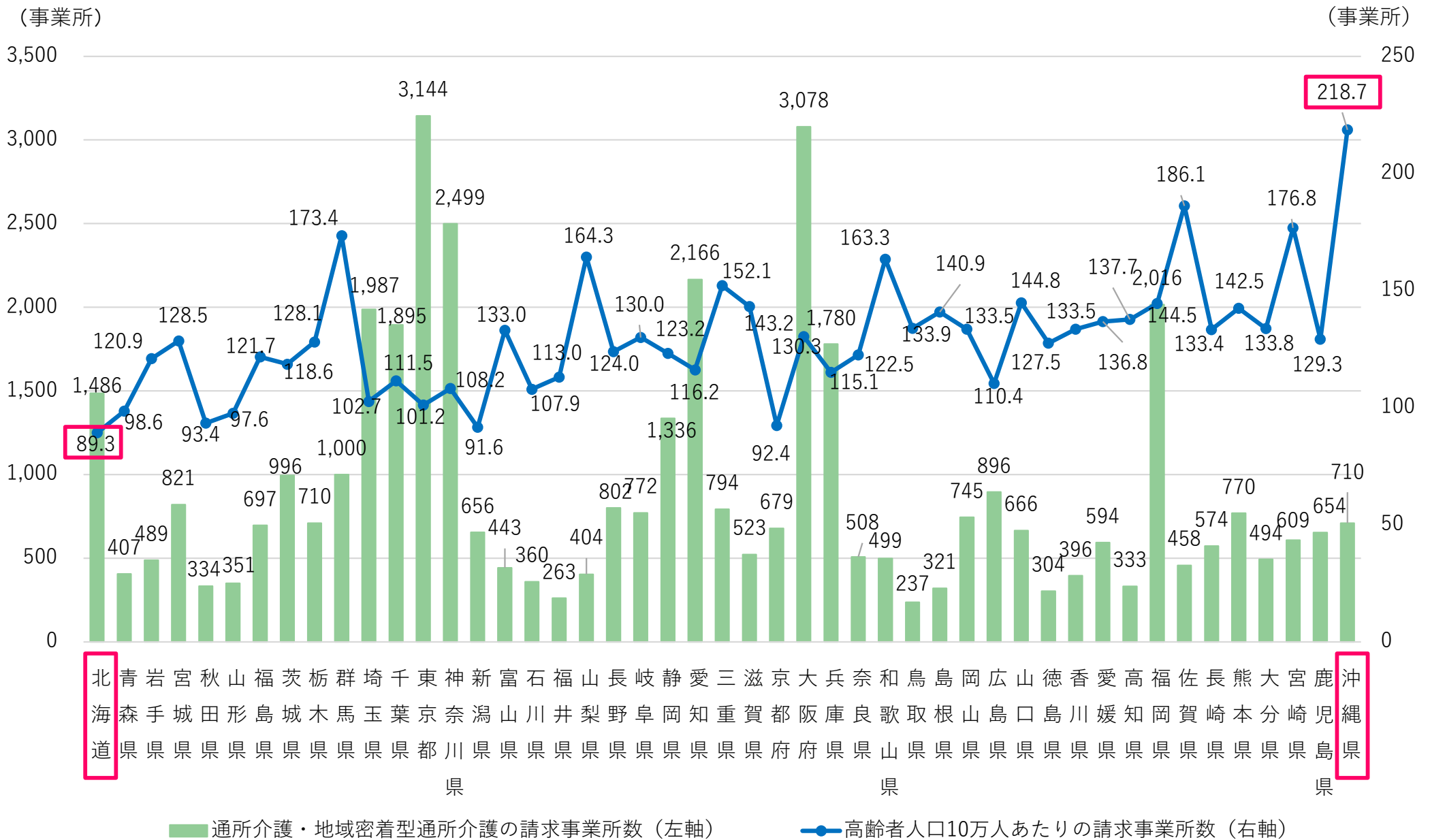


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

通所介護・地域密着型通所介護の請求事業所数（都道府県別）

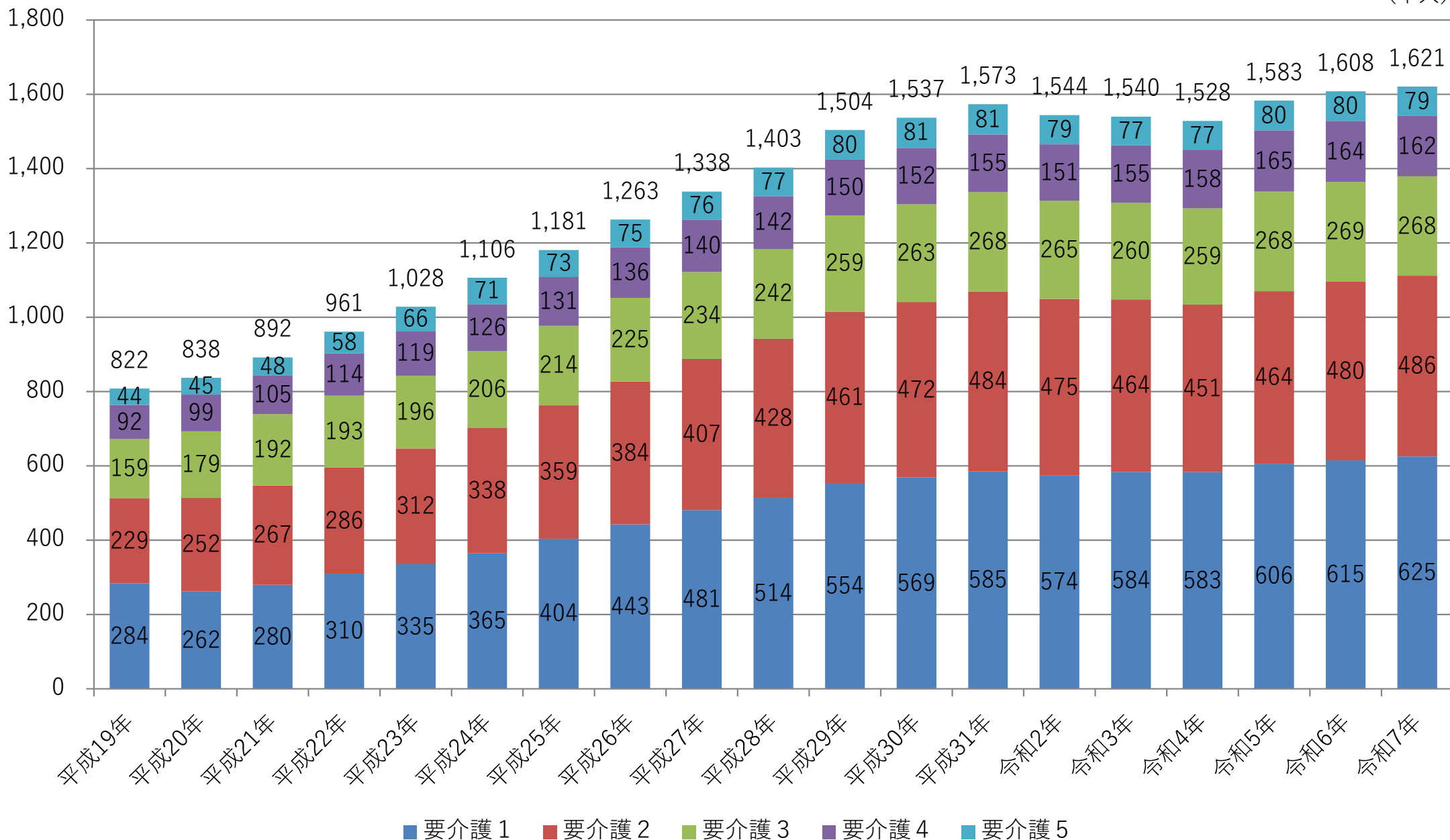


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。
 ※介護予防サービスは含まない。

【出典】 令和6年度介護給付費等実態統計報告（令和7年4月審査分）及び
 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（令和7年）」より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

通所介護・地域密着型通所介護の受給者数

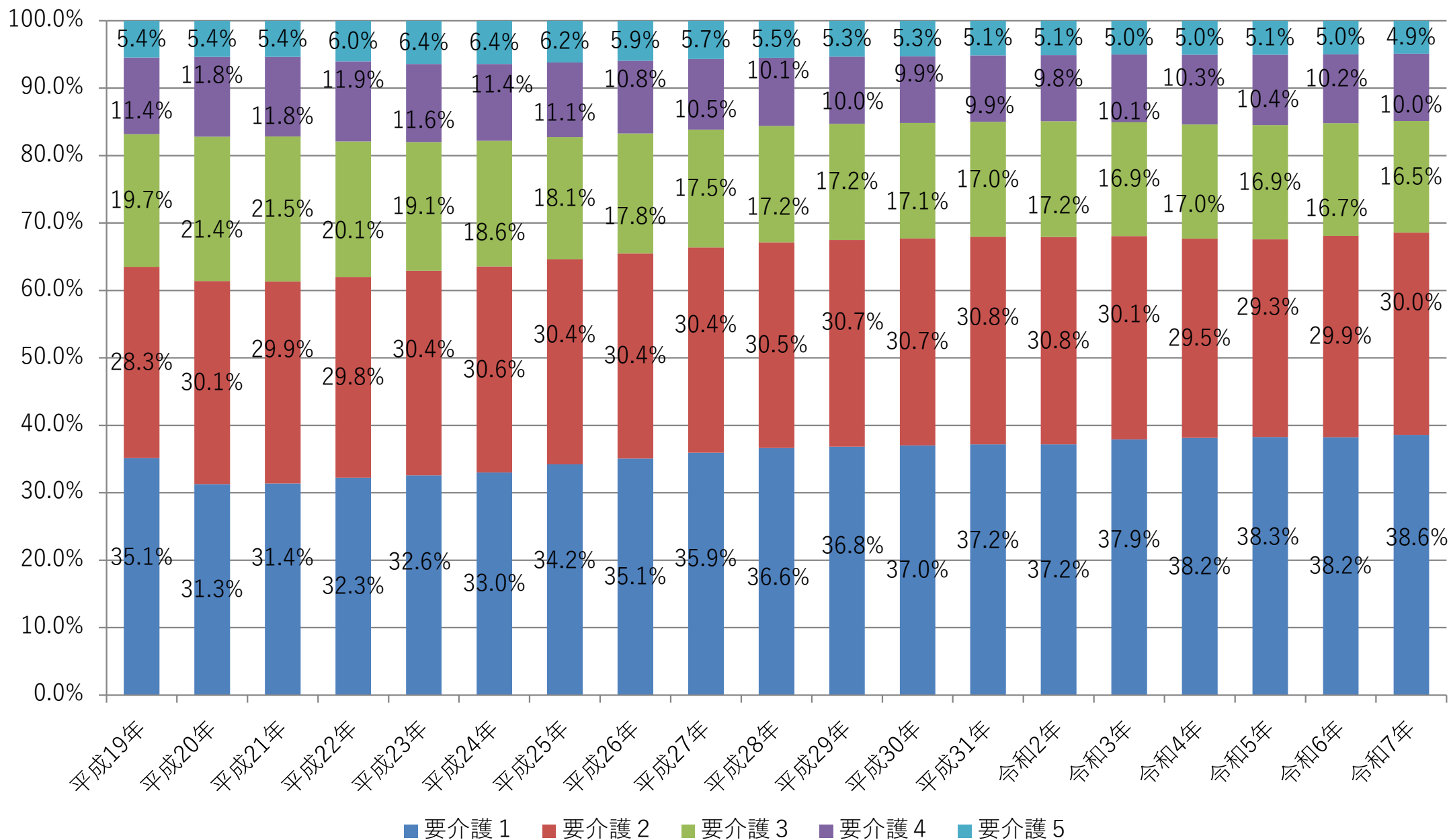
(千人)



※総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

通所介護・地域密着型通所介護の受給者構成割合



※地域密着型通所介護を含む。

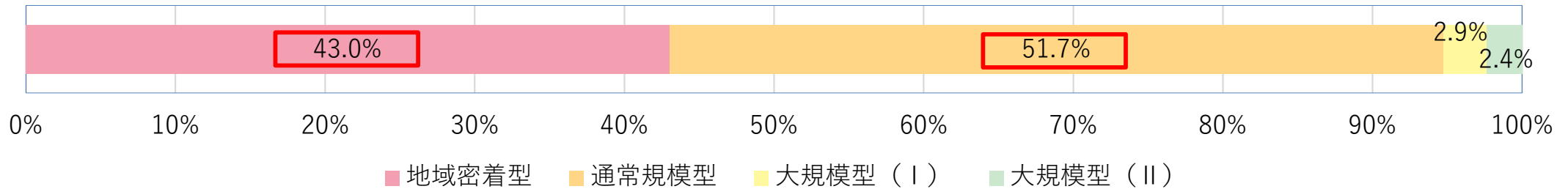
※経過的要介護は含まない。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

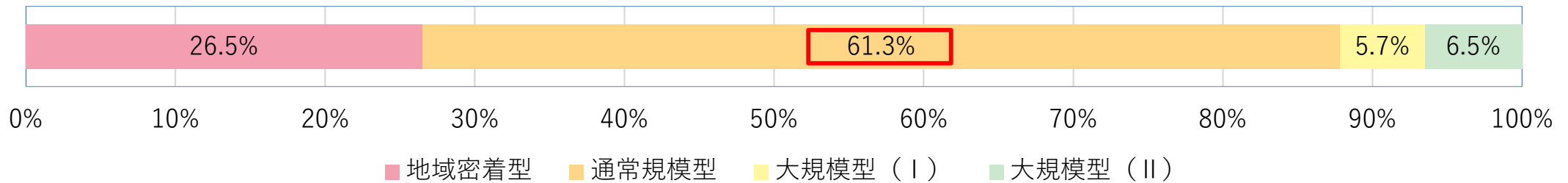
通所介護・地域密着型通所介護の規模別事業所数、請求件数・単位数割合

- 規模別の事業所数の割合をみると、通常規模型が約51%、地域密着型が約43%となっている。
- 規模別の請求件数、請求単位数の割合をみると、通常規模型が約6割となっている。

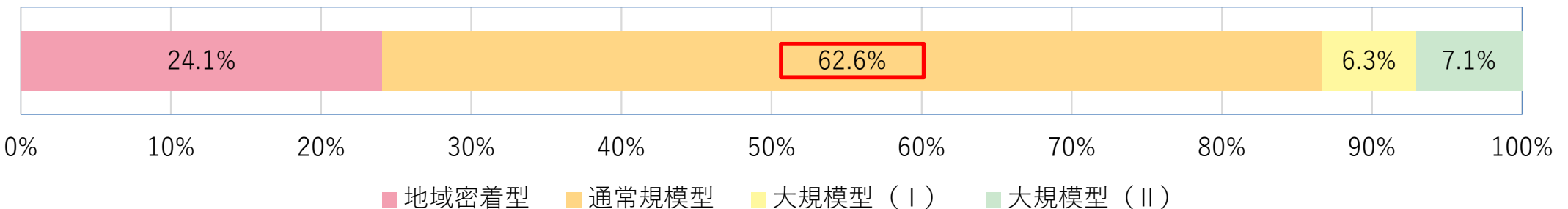
規模別事業所数割合



規模別請求件数割合



規模別請求単位数割合



※利用定員18人以下：地域密着型

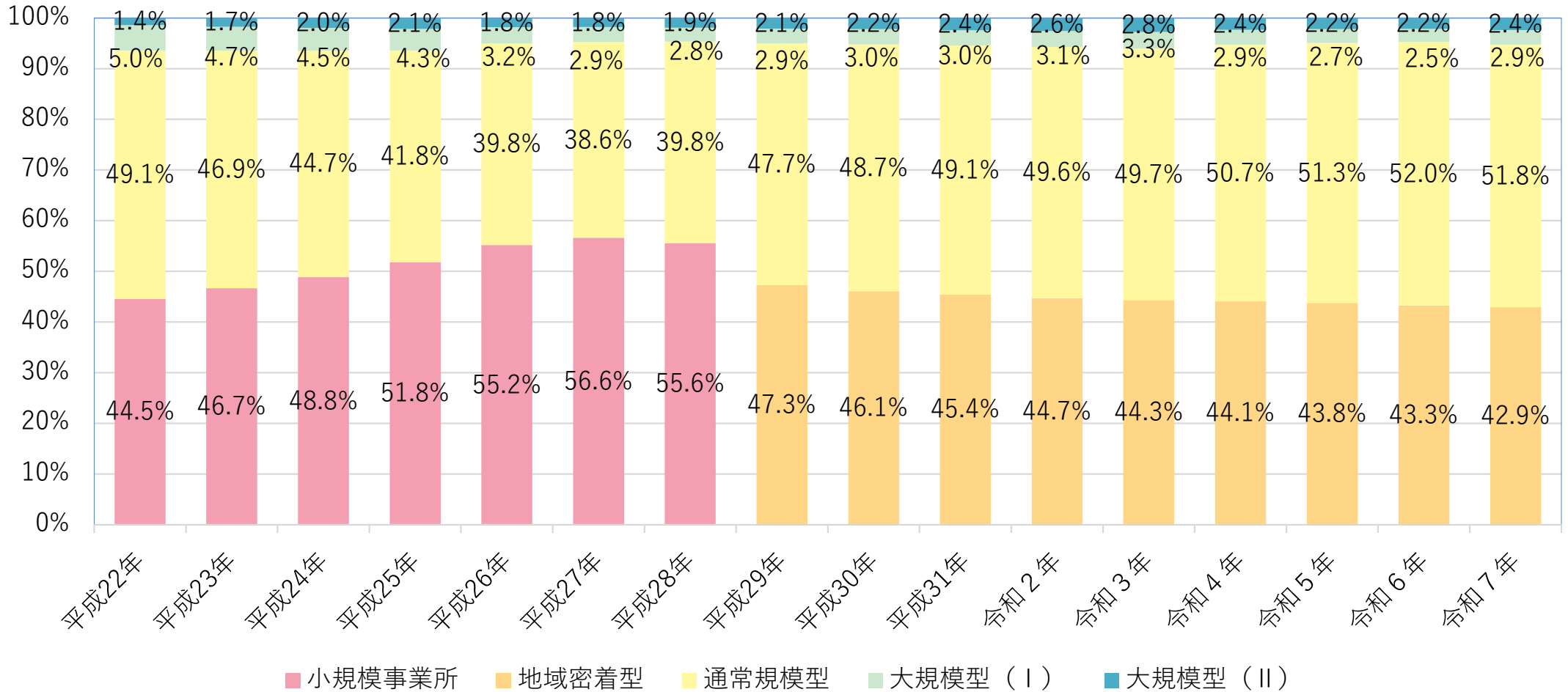
前年度の1月当たりの平均利用延人員数・・・750人以内：通常規模型、900人以内：大規模Ⅰ、901人以上：大規模Ⅱ

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（令和7年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

通所介護・地域密着型通所介護の規模別事業所数割合

○ 平成22年から平成28年にかけて「小規模事業所」の事業所割合は増加傾向にあったが、「地域密着型」へ移行して以降減少し、その後、全体的に概ね横ばいで推移している。

規模別事業所数割合



※利用定員18人以下：地域密着型

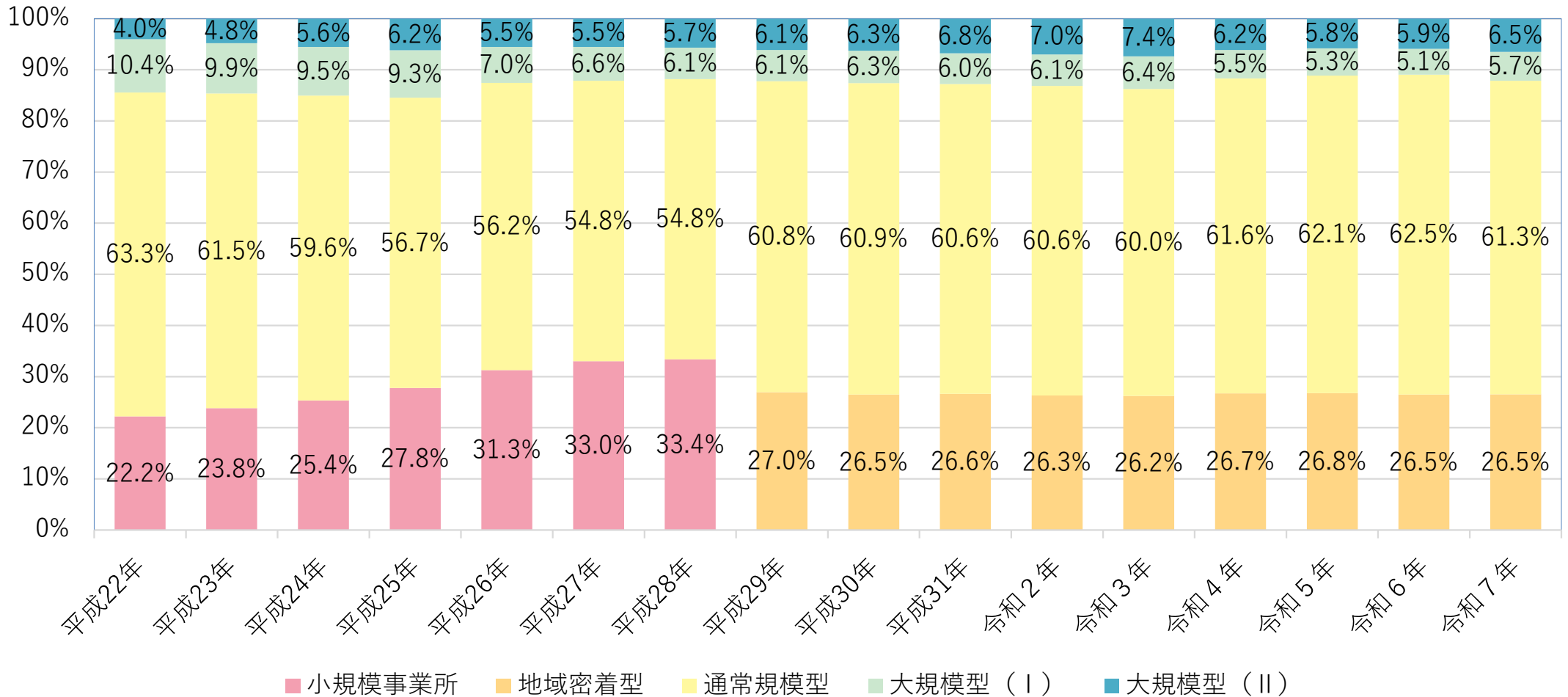
前年度の1月当たりの平均利用延人員数・・・750人以内：通常規模型、900人以内：大規模I、901人以上：大規模II

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

通所介護・地域密着型通所介護の規模別請求件数割合

○ 平成22年から平成28年にかけて「小規模事業所」の請求件数割合は増加傾向にあったが、「地域密着型」へ移行して以降減少し、その後、全体的に概ね横ばいで推移している。

規模別請求件数割合



※利用定員18人以下：地域密着型

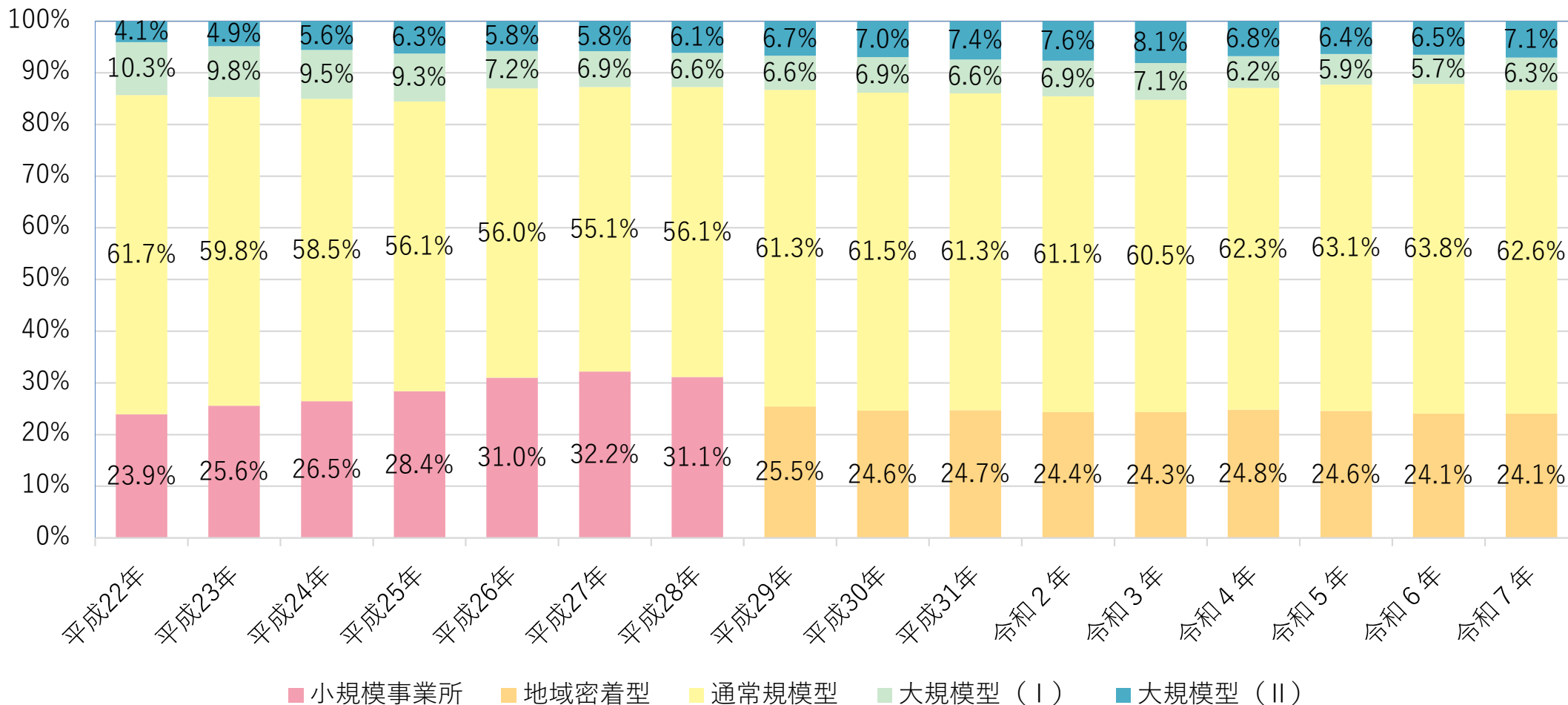
前年度の1月当たりの平均利用延人員数・・・750人以内：通常規模型、900人以内：大規模型I、901人以上：大規模型II

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

通所介護・地域密着型通所介護の規模別単位数割合

○ 平成22年から平成28年にかけて「小規模事業所」の単位数割合が増加傾向にあったが、「地域密着型」へ移行して以降減少し、全体的に概ね横ばいで推移している。

規模別請求単位数割合



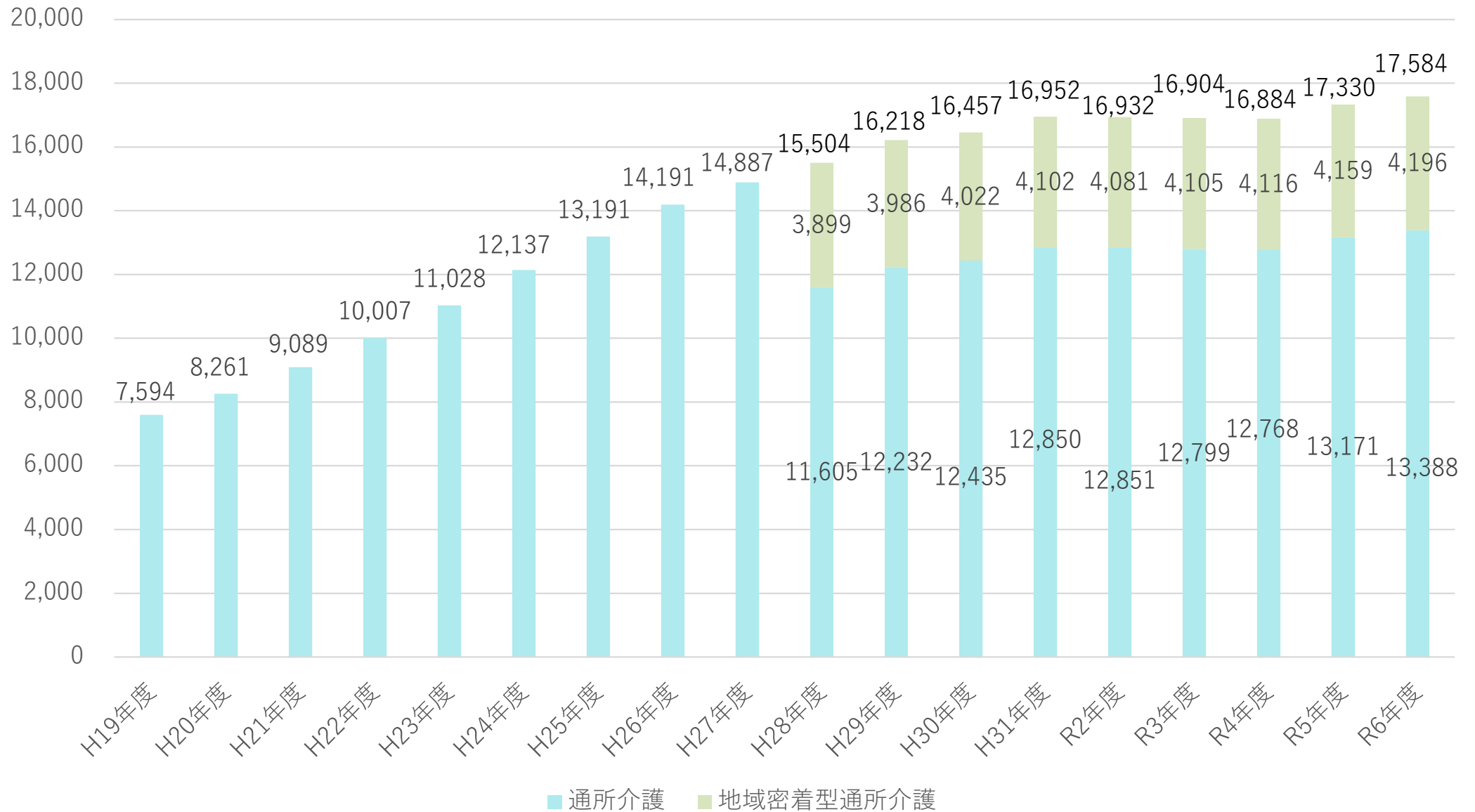
※利用定員18人以下：地域密着型

前年度の1月当たりの平均利用延人員数・・・750人以内：通常規模、900人以内：大規模Ⅰ、901人以上：大規模Ⅱ

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

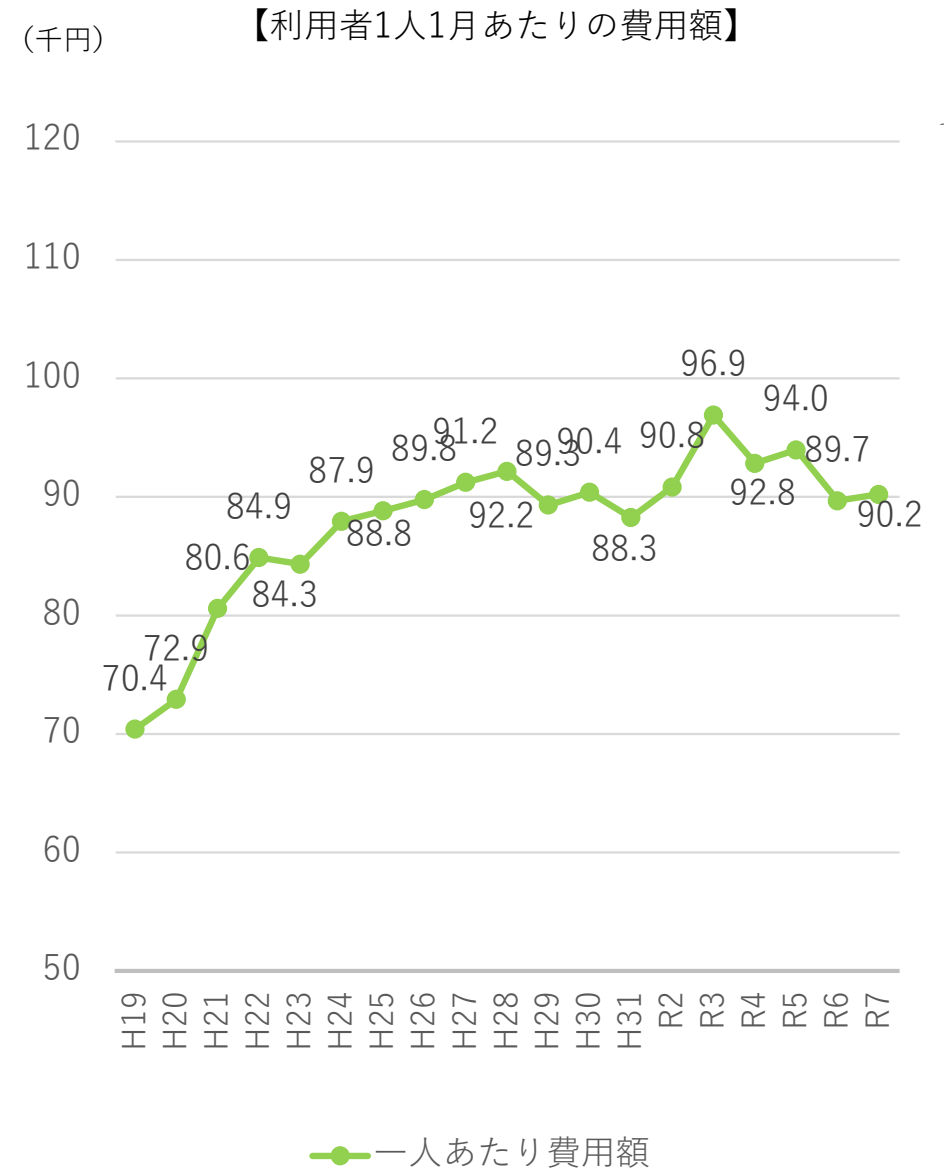
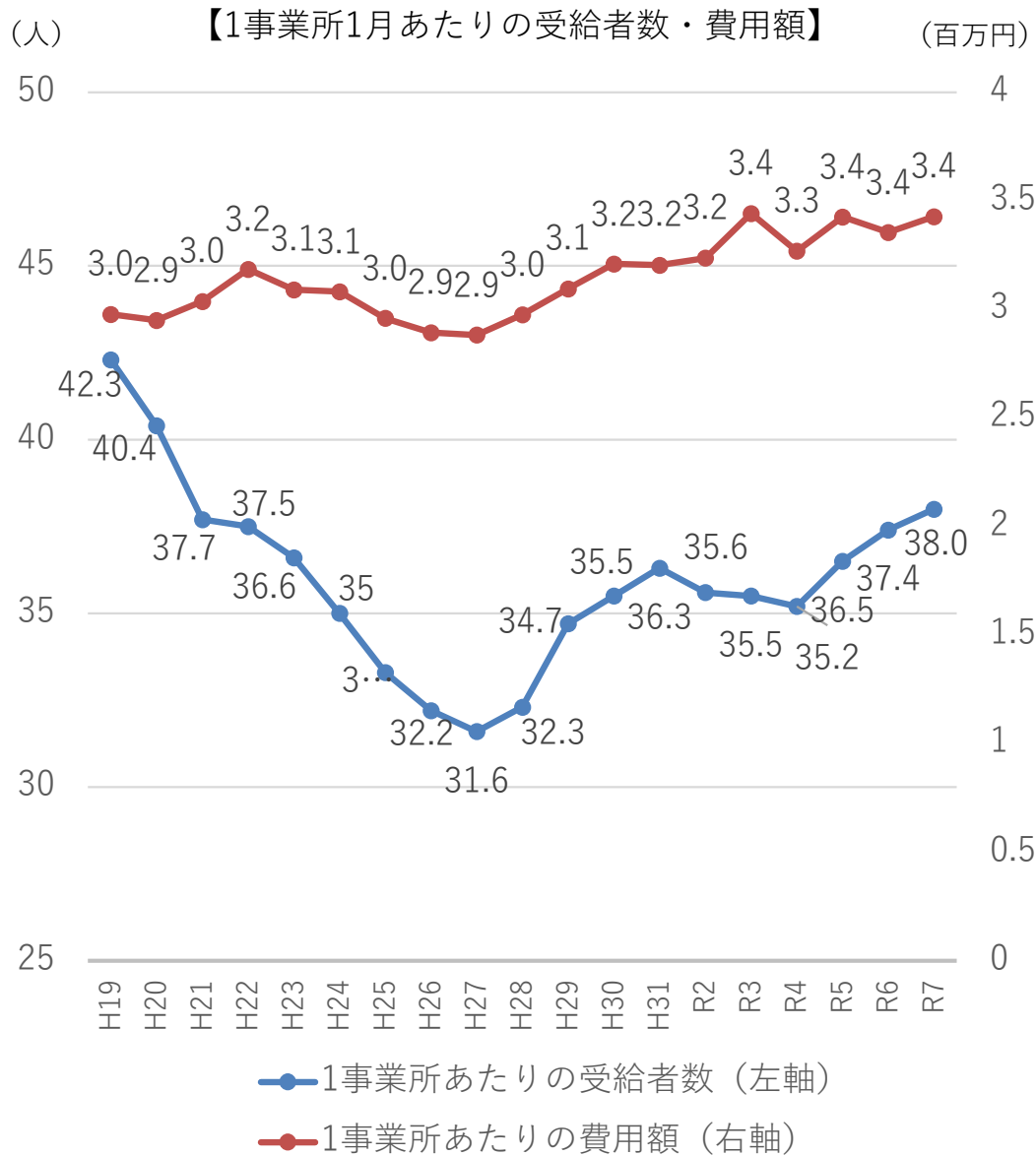
通所介護・地域密着型通所介護の費用額

〈単位：億円〉



【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）報告（各年5月審査分～翌年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成。

通所介護・地域密着型通所介護 1事業所1月あたりの受給者数・費用額、1人1月あたりの費用額



※ 地域密着型通所介護を含む。

※ 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※ 介護予防は含まない。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

認知症対応型通所介護の概要・基準

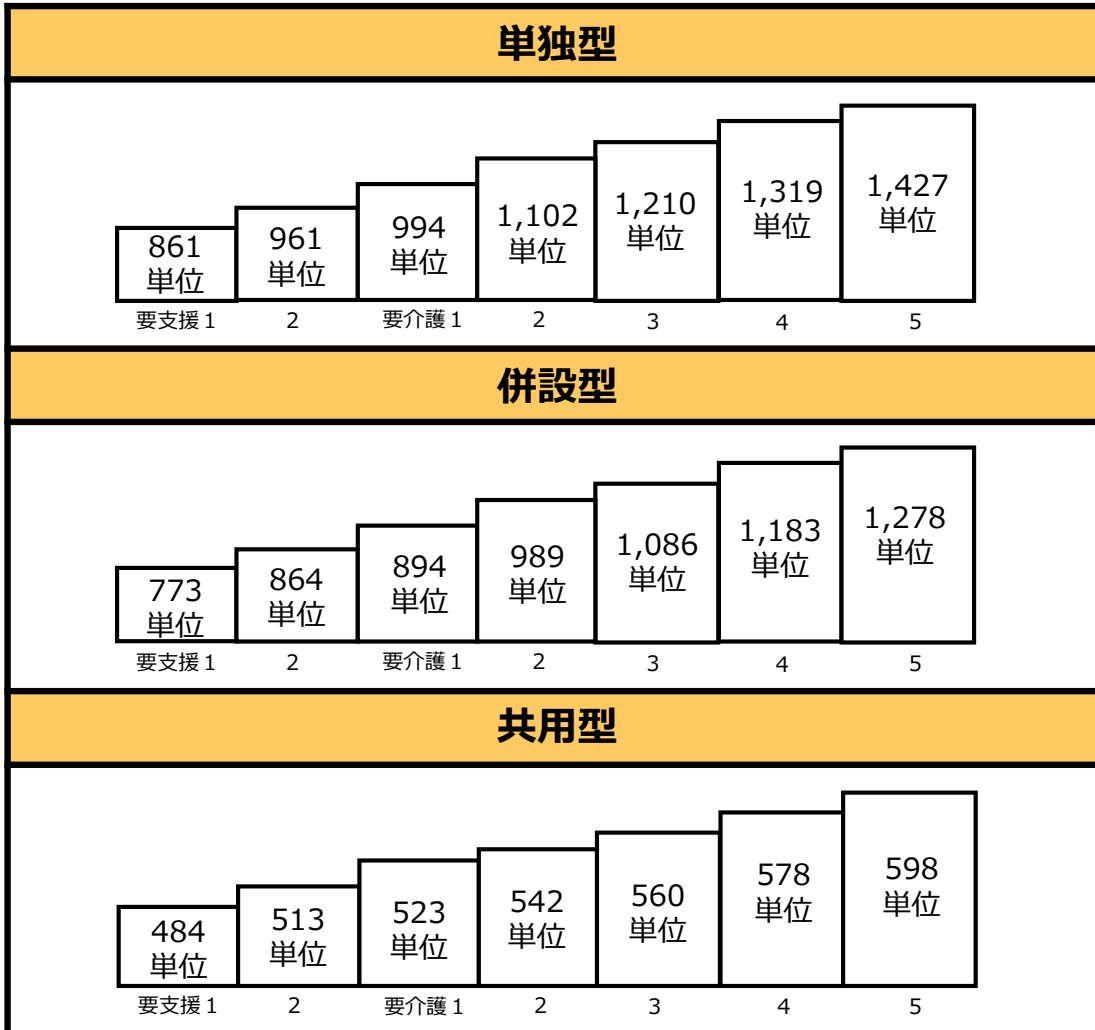
- 認知症（急性を除く）の高齢者に対して、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、高齢者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの。

類型	単独型	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設（以下特別養護老人ホーム等という。）に併設されていない事業所において実施
	併設型	特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において実施
	共用型	認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室を使用して実施
利用者	単独型・併設型	単位ごとの利用定員は、12人以下
	共用型	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険の各サービスのいずれかについて3年以上実績を有している事業所・施設であることが要件 ○ 利用定員は、認知症対応型共同生活ユニットごとに以下のとおり定めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護福祉施設等：各事業所ごとに1日あたり3人以下 ・ユニット型地域密着型介護老人福祉施設：ユニットごとに入居者との合計が12人以下
人員配置	生活相談員（社会福祉士等）	事業所ごとにサービス提供時間に応じて専従で1以上 （生活相談員の勤務時間数としてサービス担当者会議、地域ケア会議等を含めることが可能。）
	看護職員（看護師・准看護師） 介護職員	単位ごとに専従で1以上＋サービス提供時間に応じて1以上 （看護職員については、必ずしも配置しなければならないものではない。）
	機能訓練指導員	1以上
	管理者	厚生労働大臣が定める研修を修了している者が、常勤専従
※ 共用型の場合 従業員数：（認知症対応型共同生活介護事業所等の）各事業ごとに規定する従業員の員数を満たすために必要な数以上 管理者数：単独型・併設型と同様		
設備	単独型・併設型	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室のほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等を備える。食堂及び機能訓練室は3㎡×利用定員以上の面積とする。

認知症対応型通所介護の報酬

サービス提供時間、利用者の要介護度及び事業所規模に応じた基本サービス費（例）

○ サービス提供時間：7時間以上8時間未満の場合



※1：サービス提供時間には、その他、3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満、8時間以上9時間未満がある（2時間以上3時間未満もあるが、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者を実施）。

※2：サービス提供時間には、送迎の時間は含まれない。

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

個別機能訓練の実施
(27単位/日)
※個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている場合は、上記に加えて20単位/月

外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントを実施 (100・200単位/月)
※個別機能訓練加算を算定している場合、0・100単位/月

ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合
(30・60単位/月★)

科学的介護の推進
(40単位/月)

若年性認知症利用者の受入
(60単位/日)

栄養アセスメントの実施
(50単位/月)
口腔機能向上への計画的な取組
(160(150)単位/回)

入浴介助を行った場合
(40・55単位/日)
※利用者の居宅を訪問し、利用者の状態や浴室の環境を評価し、それに基づく入浴介助を行った場合、55単位

延長サービス（9～14時間）の実施 (50単位～250単位)

介護福祉士や3年以上勤務者を一定割合以上配置（サービス提供体制強化加算）

感染症又は災害の発生に伴う特例（3%）

- ・介護福祉士7割以上若しくは勤続年数10年以上2.5割以上：22単位/回
- ・介護福祉士5割以上：18単位/回
- ・介護福祉士4割以上若しくは勤続年数7年以上3割以上：6単位/回

介護職員等処遇改善加算

- (Ⅰ)イ 21.6% □ 23.6%
- (Ⅱ)イ 20.9% □ 22.9%
- (Ⅲ) 18.5% (Ⅳ) 15.7%

中山間地域等でのサービス提供（5%）

事情により、2～3時間の利用の場合
(4～5時間の単位から ▲37%)

送迎を行わない場合
(片道につき▲47単位)

定員を超えた利用や人員配置基準に違反
(▲30%)

業務継続計画未策定
(▲1%)

高齢者虐待防止措置未実施
(▲1%)

事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合
(▲94単位/日)

※★は介護予防除く。加算・減算は主なものを記載。点線枠の加算は区分支給限度額の枠外。

認知症対応型通所介護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位:千単位)	回数・日数 (単位:千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
認知症対応型通所介護						
高齢者虐待防止措置未実施減算(3時間以上9時間未満)	-1/100	-6	1.0	0.2%	-	-
業務継続計画未策定減算(3時間以上9時間未満)	-1/100	0	0.0	0.0%	-	-
感染症災害3%加算	+3/100	12	0.0	0.0%	2	0.1%
延長加算(9時間以上10時間未満の場合)	+50単位	60	1.0	0.2%	79	3.0%
延長加算(10時間以上11時間未満の場合)	+100単位	60	1.0	0.2%	37	1.4%
延長加算(11時間以上12時間未満の場合)	+150単位	18	0.0	0.0%	12	0.5%
延長加算(12時間以上13時間未満の場合)	+200単位	1	0.0	0.0%	2	0.1%
延長加算(13時間以上14時間未満の場合)	+250単位	-	-	-	0	0.0%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算*	+5/100	43	0.0	0.0%	15	0.6%
入浴介助加算(Ⅰ)*	1日につき+40単位	13,042	326.0	64.7%	2,497	94.3%
入浴介助加算(Ⅱ)*	1日につき+55単位	1,173	21.0	4.2%	209	7.9%
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき+100単位 (3月に1回を限度)	6	0.0	0.0%	9	0.3%
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき+200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は1月につき+100単位	318	2.0	0.4%	130	4.9%
個別機能訓練加算(Ⅰ)*	1日につき+27単位	4,183	155.0	30.8%	832	31.4%
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき+20単位	136	7.0	1.4%	321	12.1%
ADL維持等加算(Ⅰ)	1月につき+30単位	86	3.0	0.6%	124	4.7%
ADL維持等加算(Ⅱ)	1月につき+60単位	28	1.0	0.2%	20	0.8%
若年性認知症利用者受入加算*	1日につき+60単位	189	3.0	0.6%	170	6.4%
栄養アセスメント加算	1月につき+50単位	90	2.0	0.4%	86	3.3%

(注1) *は日数を算定

(注2) 「算定率(回数・日数ベース)」は、各加算の算定回数・日数÷総件数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局認知症施策・地域介護推進課作成 22

認知症対応型通所介護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位:千単位)	回数・日数 (単位:千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
認知症対応型通所介護						
栄養改善加算	1回につき+200単位 (月2回を限度)	18	0.0	0.0%	8	0.3%
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回につき+20単位 (6月に1回を限度)	12	1.0	0.2%	108	4.1%
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	1回につき+5単位 (6月に1回を限度)	1	0.0	0.0%	23	0.9%
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1回につき+150単位 (月2回を限度)	270	2.0	0.4%	90	3.4%
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1回につき+160単位 (月2回を限度)	379	2.0	0.4%	98	3.7%
科学的介護推進体制加算	1月につき+40単位	1,059	27.0	5.4%	1,333	50.4%
同一建物減算*	1日につき-94単位	-2,287	24.0	4.8%	205	7.7%
送迎減算	片道につき-47単位	-1,884	40.0	7.9%	1,927	72.8%
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき22単位を加算	4,846	220.0	43.7%	1,106	41.8%
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき18単位を加算	1,665	93.0	18.5%	470	17.8%
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1回につき6単位を加算	365	61.0	12.1%	365	13.8%
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき+所定単位 ×181/1000	52,695	26.0	5.2%	1,349	51.0%
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき+所定単位 ×174/1000	31,212	16.0	3.2%	980	37.0%
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき+所定単位 ×150/1000	6,200	4.0	0.8%	208	7.9%
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき+所定単位 ×122/1000	1,372	1.0	0.2%	62	2.9%

(注1) *は日数を算定

(注2) 「算定率(回数・日数ベース)」は、各加算の算定回数・日数÷総件数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局認知症施策・地域介護推進課作成 23

介護予防認知症対応型通所介護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位:千単位)	回数・日数 (単位:千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
介護予防認知症対応型通所介護						
高齢者虐待防止措置未実施減算(3時間以上9時間未満)	-1/100	0	0.0	0.0%	-	-
業務継続計画未策定減算(3時間以上9時間未満)	-1/100	-	-	-	-	-
感染症災害3%加算	+3/100	0	0.0	0.0%	1	0.2%
延長加算(9時間以上10時間未満の場合)	+50単位	-	-	-	0	0.0%
延長加算(10時間以上11時間未満の場合)	+100単位	-	-	-	0	0.0%
延長加算(11時間以上12時間未満の場合)	+150単位	-	-	-	0	0.0%
延長加算(12時間以上13時間未満の場合)	+200単位	-	-	-	0	0.0%
延長加算(13時間以上14時間未満の場合)	+250単位	-	-	-	0	0.0%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算*	+5/100	1	0.0	0.0%	3	0.7%
入浴介助加算(Ⅰ)*	1日につき+40単位	86	2.1	52.5%	244	59.2%
入浴介助加算(Ⅱ)*	1日につき+55単位	12	0.2	5.0%	26	6.3%
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき+100単位 (3月に1回を限度)	0	0.0	0.0%	2	0.5%
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき+200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、 1月につき+100単位	5	0.0	0.0%	6	1.5%
個別機能訓練加算(Ⅰ)*	1日につき+27単位	38	1.4	35.0%	145	35.2%
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき+20単位	2	0.1	2.5%	54	13.1%
若年性認知症利用者受入加算*	1日につき+60単位	1	0.0	0.0%	3	0.7%
栄養アセスメント加算	1月につき+50単位	2	0.0	0.0%	20	4.9%
栄養改善加算	1月につき+200単位	0	0.0	0.0%	1	0.2%

(注1) *は日数を算定

(注2) 「算定率(回数・日数ベース)」は、各加算の算定回数・日数÷総件数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局認知症施策・地域介護推進課作成 24

介護予防認知症対応型通所介護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位:千単位)	回数・日数 (単位:千回・千日)	算定率 (回数・日数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
介護予防認知症対応型通所介護						
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回につき+20単位 (6月に1回を限度)	0	0.0	0.0%	5	1.2%
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	1回につき+5単位 (6月に1回を限度)	0	0.0	0.0%	1	0.2%
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1月につき+150単位	2	0.0	0.0%	6	1.5%
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1月につき+160単位	4	0.0	0.0%	13	3.2%
科学的介護推進体制加算	1月につき+40単位	14	0.4	10.0%	212	51.5%
同一建物減算*	1日につき-94単位	-10	0.1	2.5%	11	2.7%
送迎減算	片道につき-47単位	-15	0.3	7.5%	44	10.7%
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき22単位を加算	40	1.8	45.0%	186	45.2%
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき18単位を加算	13	0.7	17.5%	76	18.5%
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1回につき6単位を加算	3	0.6	15.0%	56	13.6%
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき+所定単位 ×181/1000	333	0.4	10.0%	223	54.1%
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき+所定単位 ×174/1000	172	0.2	5.0%	137	33.3%
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき+所定単位 ×150/1000	36	0.0	0.0%	26	6.3%
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき+所定単位 ×122/1000	9	0.0	0.0%	10	2.4%

(注1) *は日数を算定

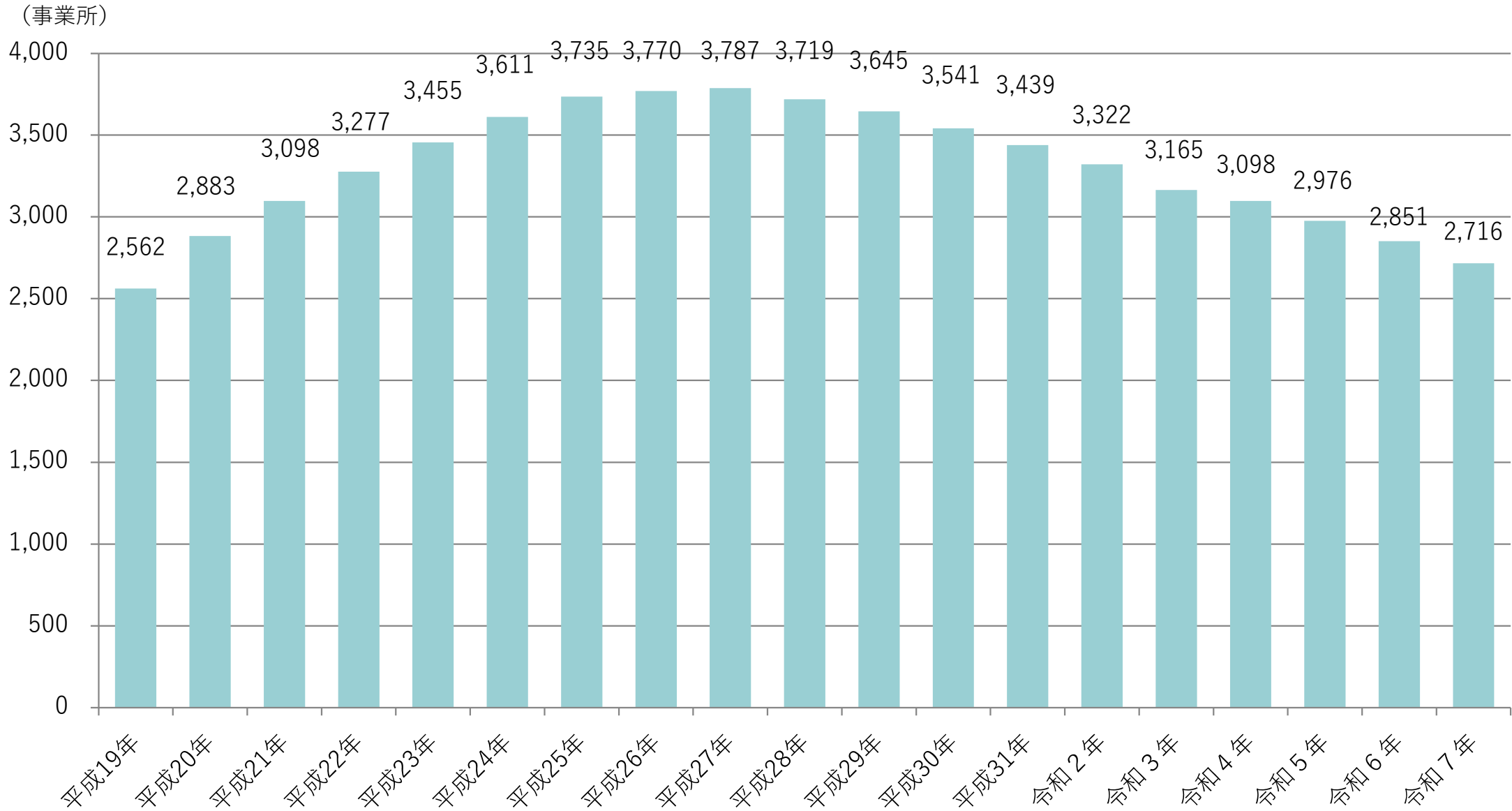
(注2) 「算定率(回数・日数ベース)」は、各加算の算定回数・日数÷総件数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

(注4) 色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局認知症施策・地域介護推進課作成 25

認知症対応型通所介護の請求事業所数

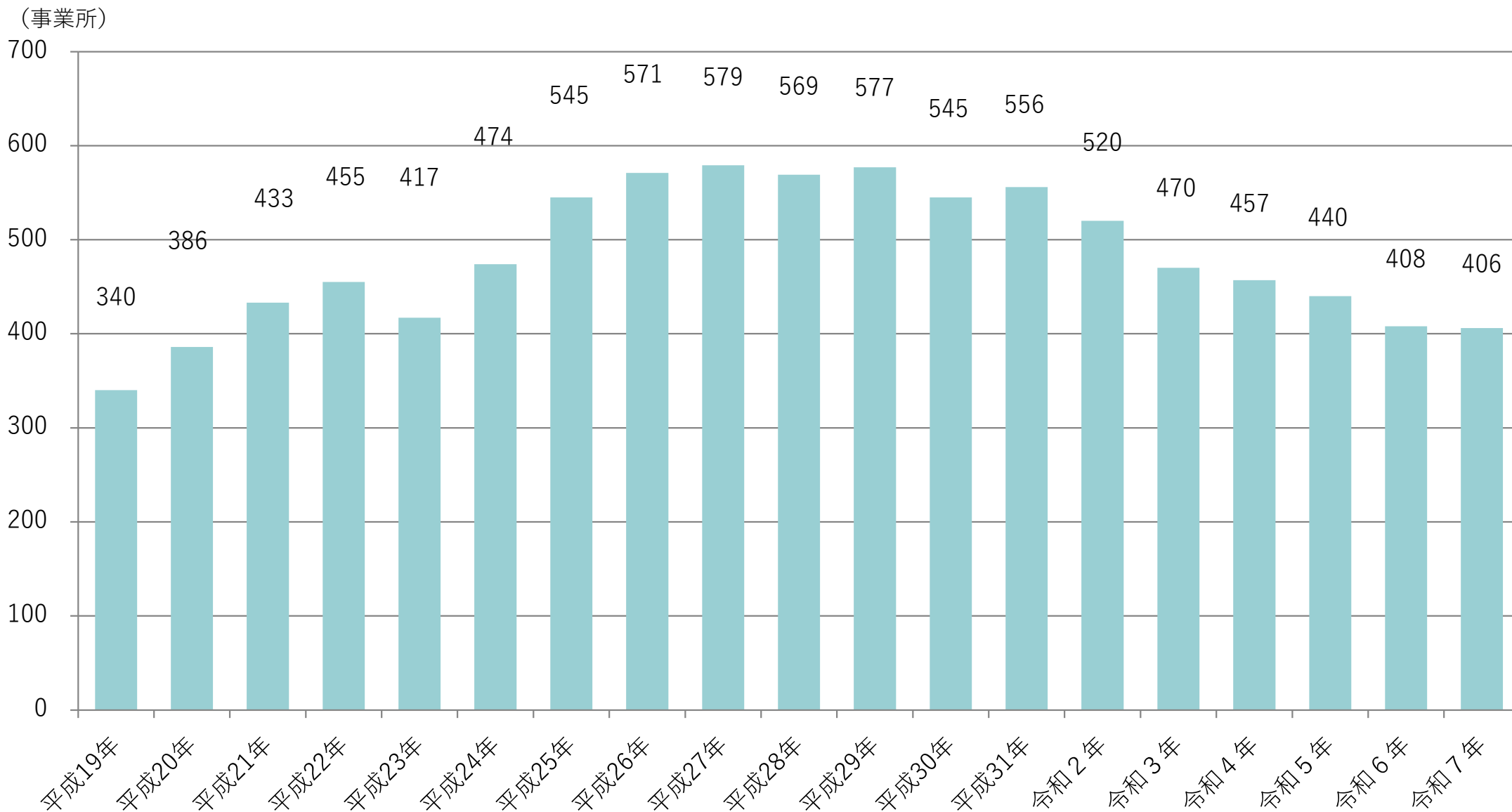


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

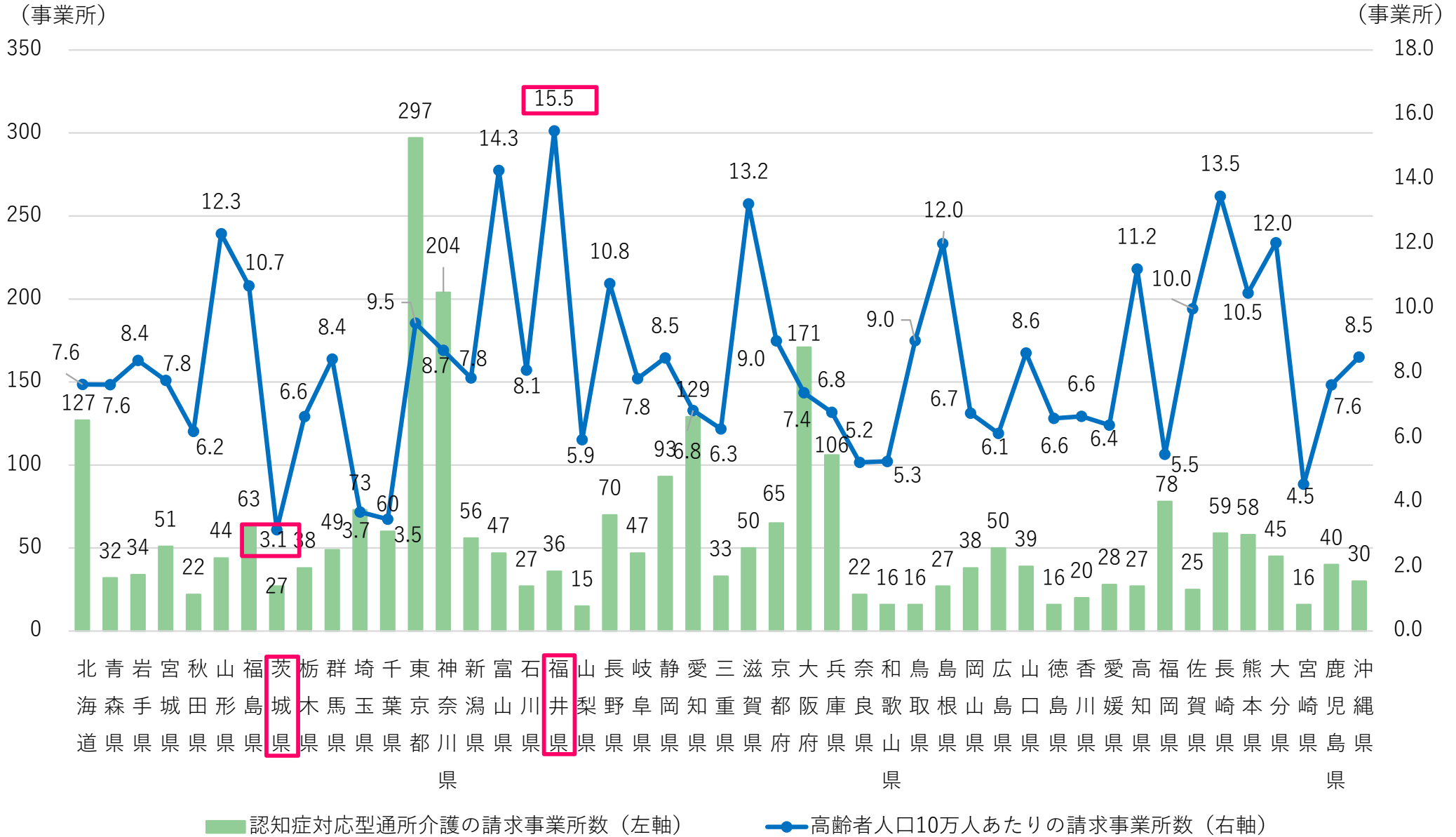
介護予防認知症対応型通所介護の請求事業所数



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

認知症対応型通所介護の請求事業所数（都道府県別）

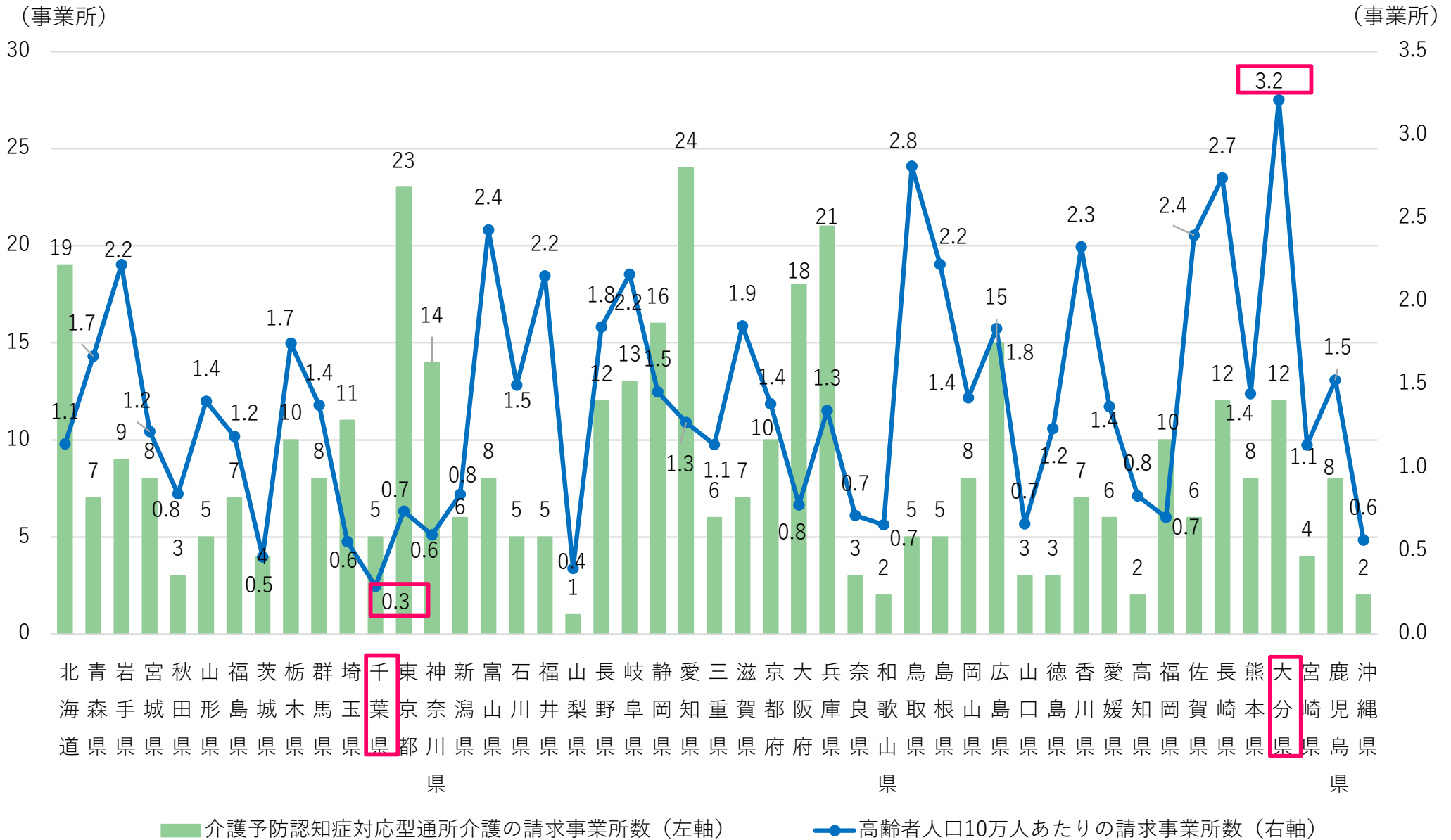


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

【出典】 令和6年度介護給付費等実態統計報告（令和7年4月審査分）及び
総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（令和7年）」より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

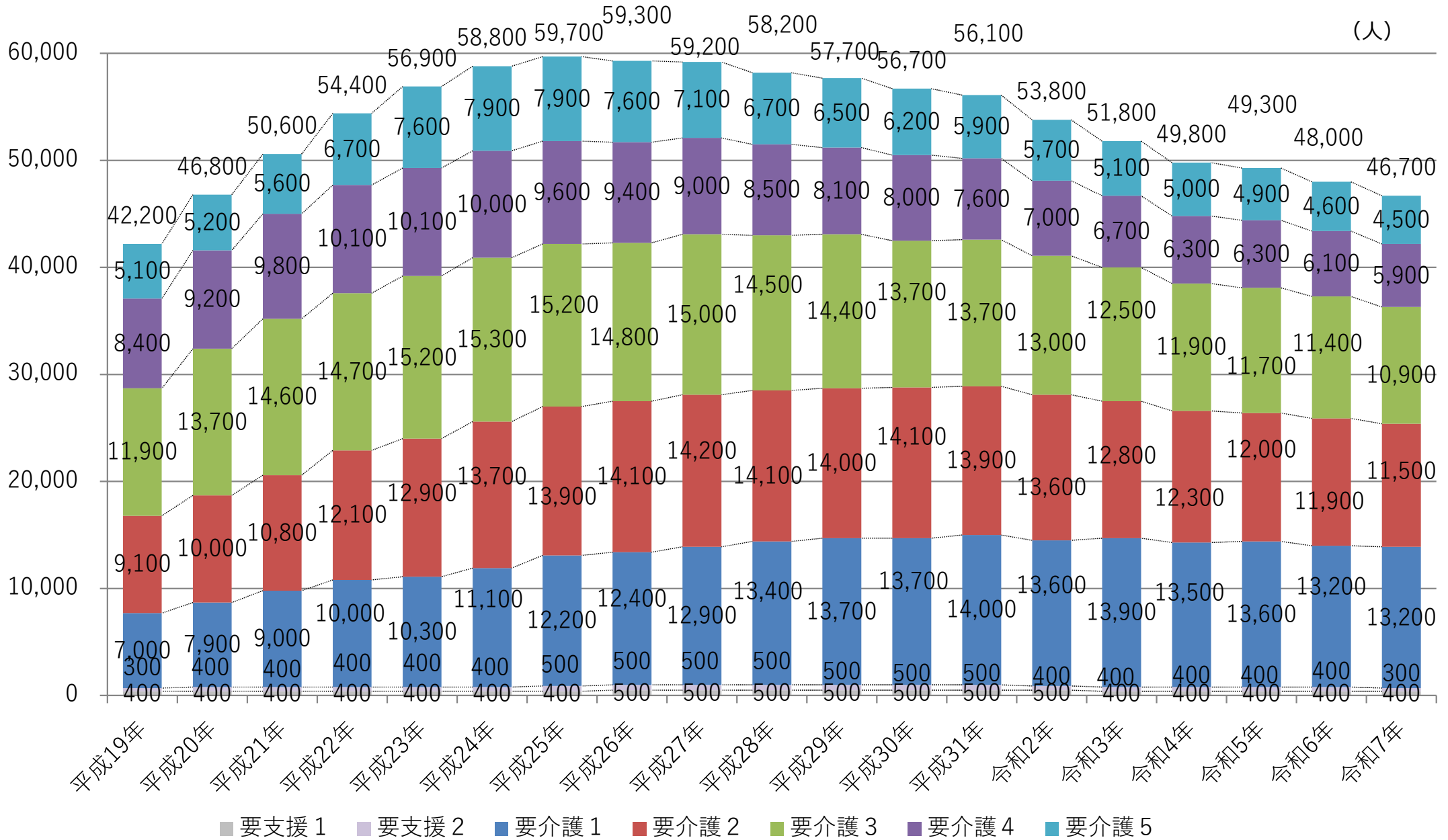
介護予防認知症対応型通所介護の請求事業所数（都道府県別）



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】令和6年度介護給付費等実態統計報告（令和7年4月審査分）及び総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（令和7年）」より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

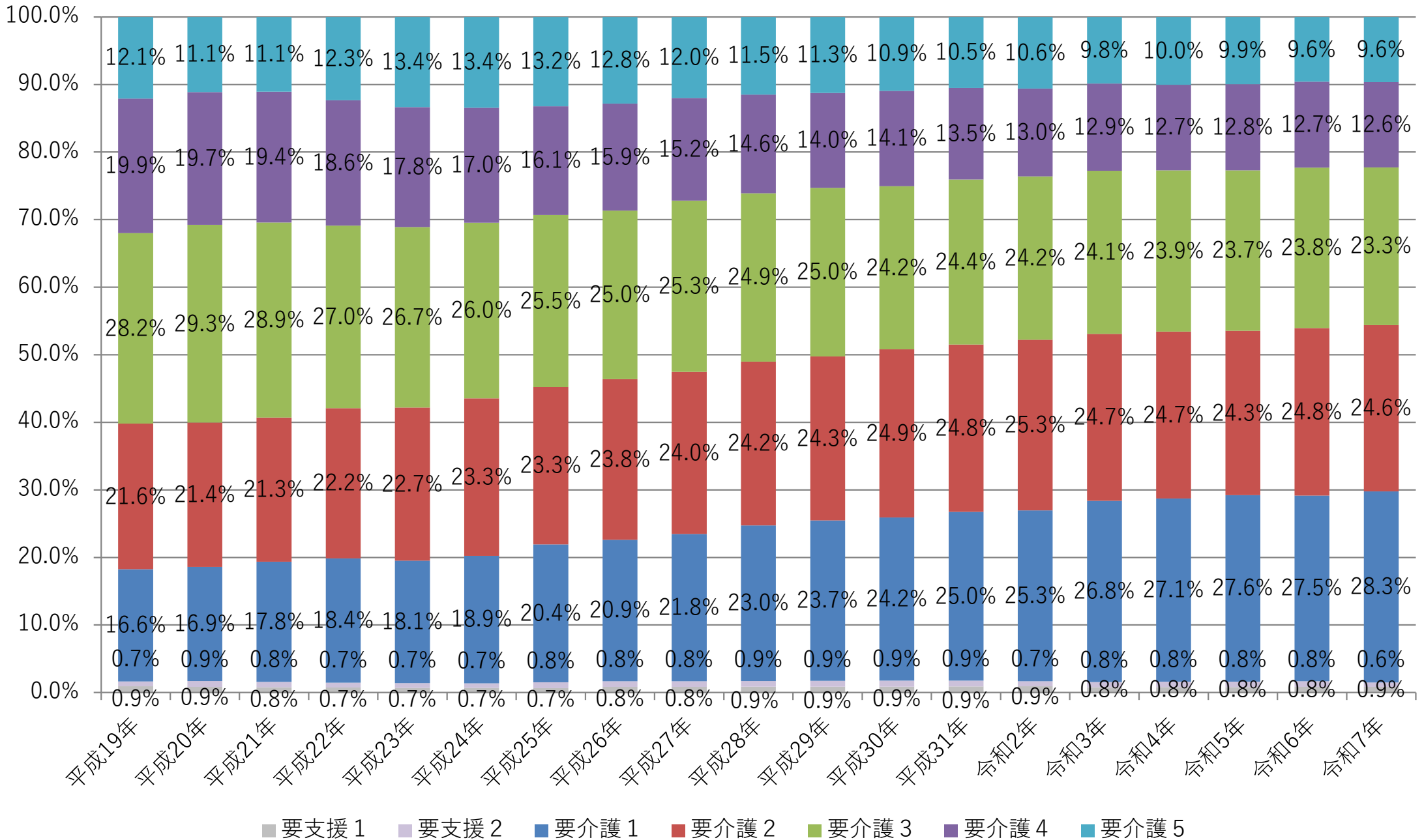
認知症対応型通所介護の受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

認知症対応型通所介護の受給者構成割合



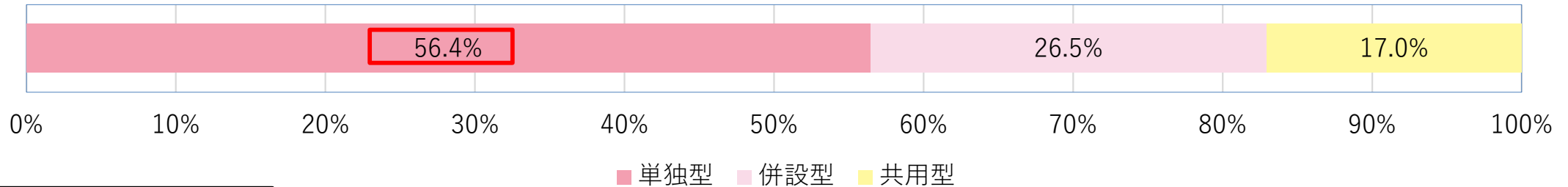
※経過的要介護は含まない。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

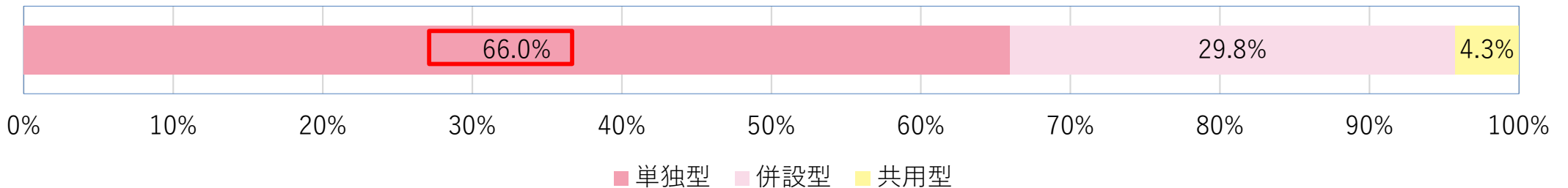
認知症対応型通所介護の類型別事業所数・利用者数割合

- 類型別の事業所数の割合をみると、単独型が約5割となっている。
- 類型別の請求件数、請求単位数の割合をみると、単独型が約6割となっている。

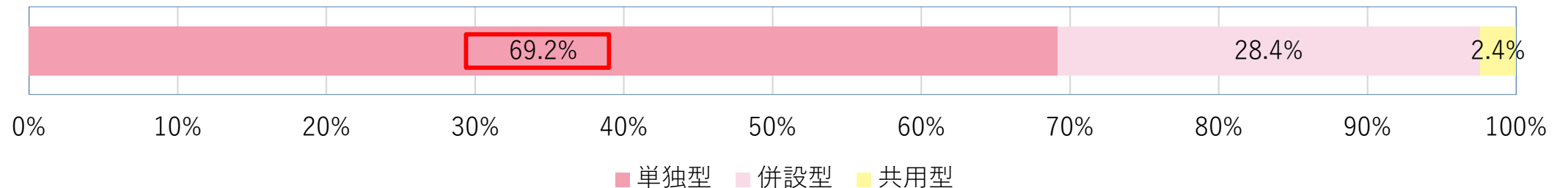
類型別事業所数割合



類型別請求件数割合



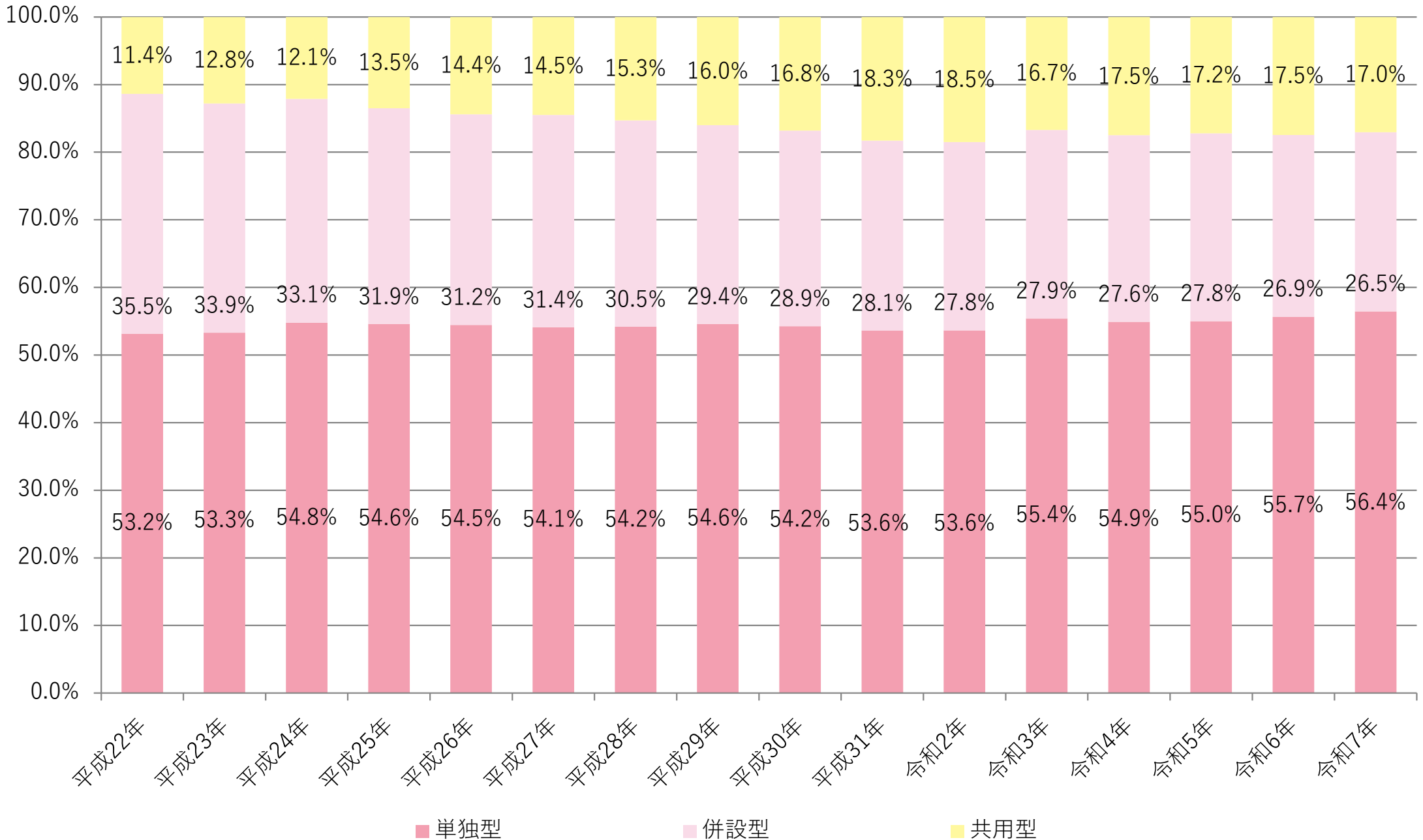
類型別請求単位数割合



※介護予防認知症対応型通所介護を除く。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（令和7年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

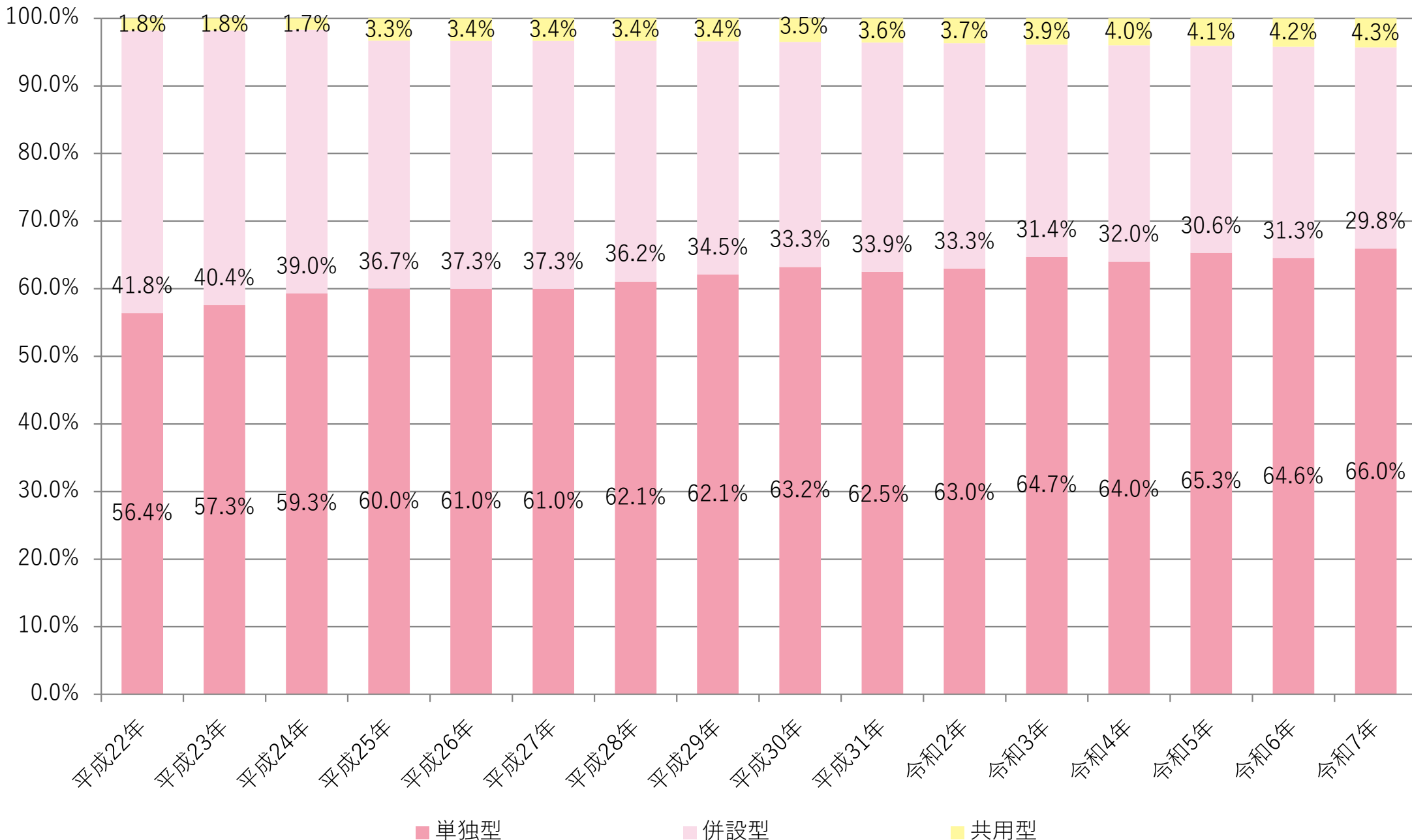
認知症対応型通所介護の類型別事業所数



※経過的要介護は含まない。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

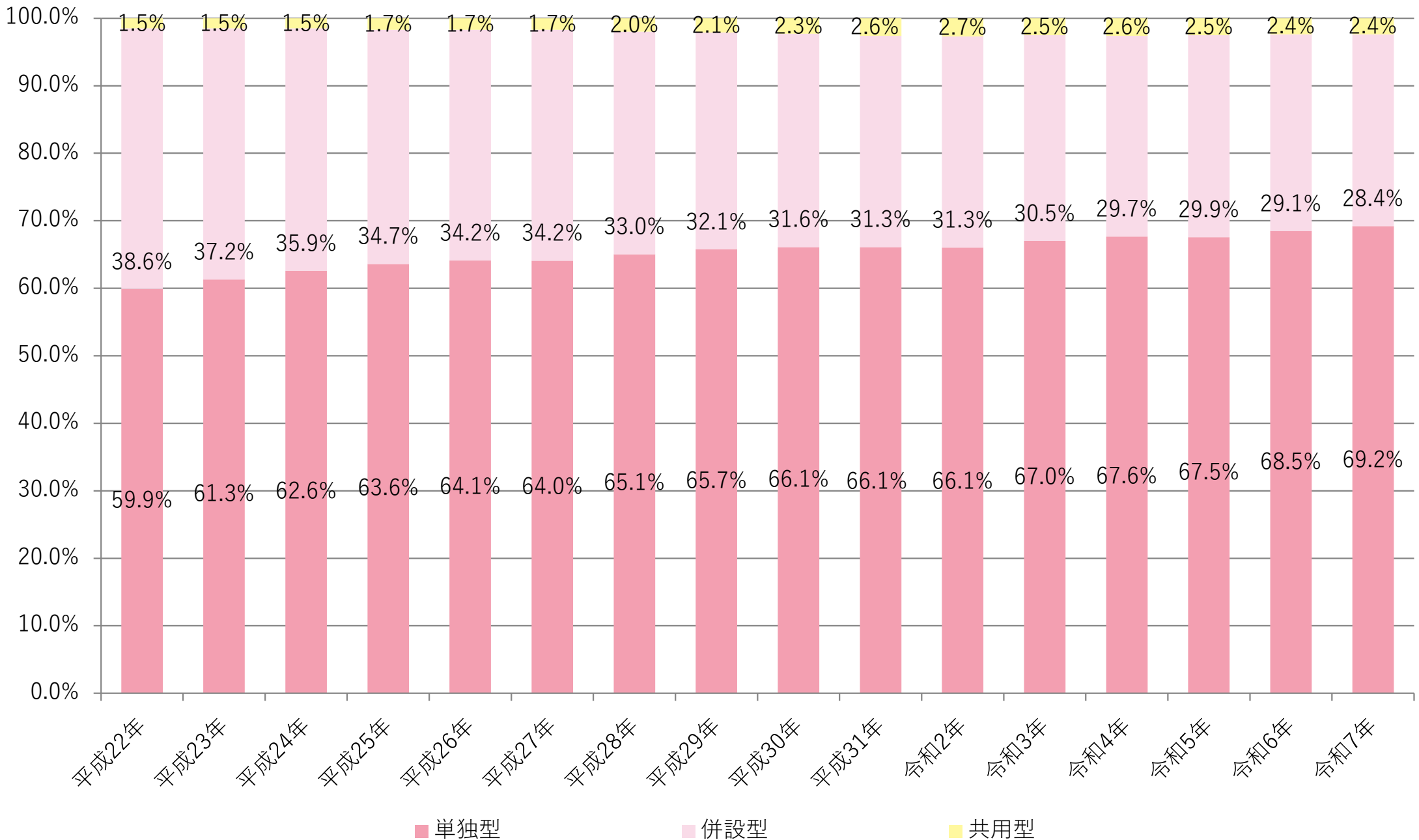
認知症対応型通所介護の類型別請求件数割合



※経過的要介護は含まない。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

認知症対応型通所介護の類型別請求単位数割合



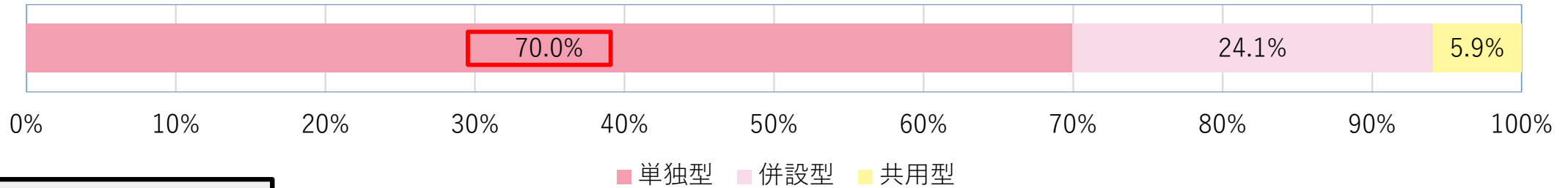
※経過的要介護は含まない。

【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

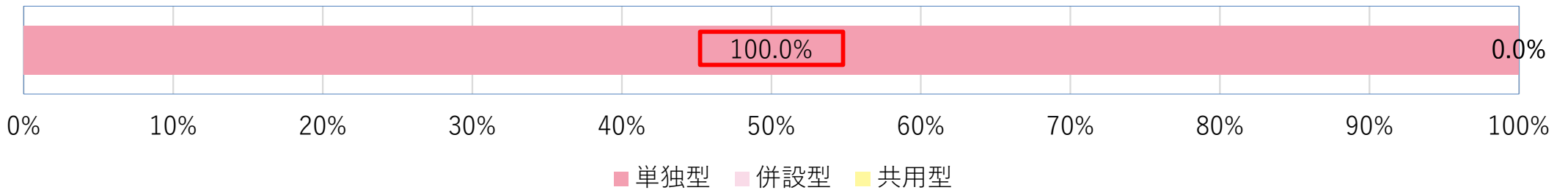
介護予防認知症対応型通所介護の類型別事業所数・利用者数割合

○ 類型別の事業所数、単位数の割合をみると、単独型が7割となっている。

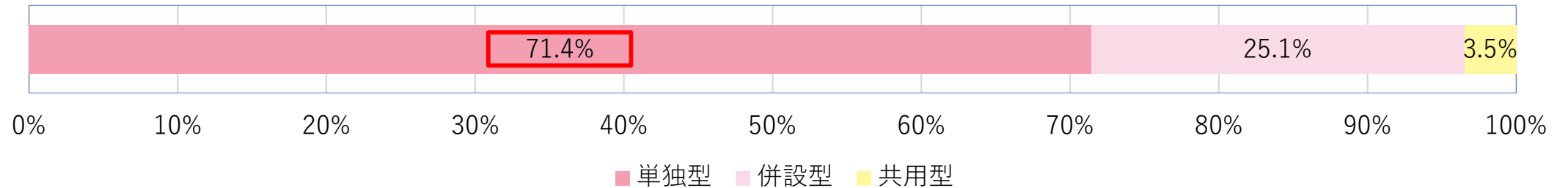
類型別事業所数割合



類型別請求件数割合



類型別請求単位数割合

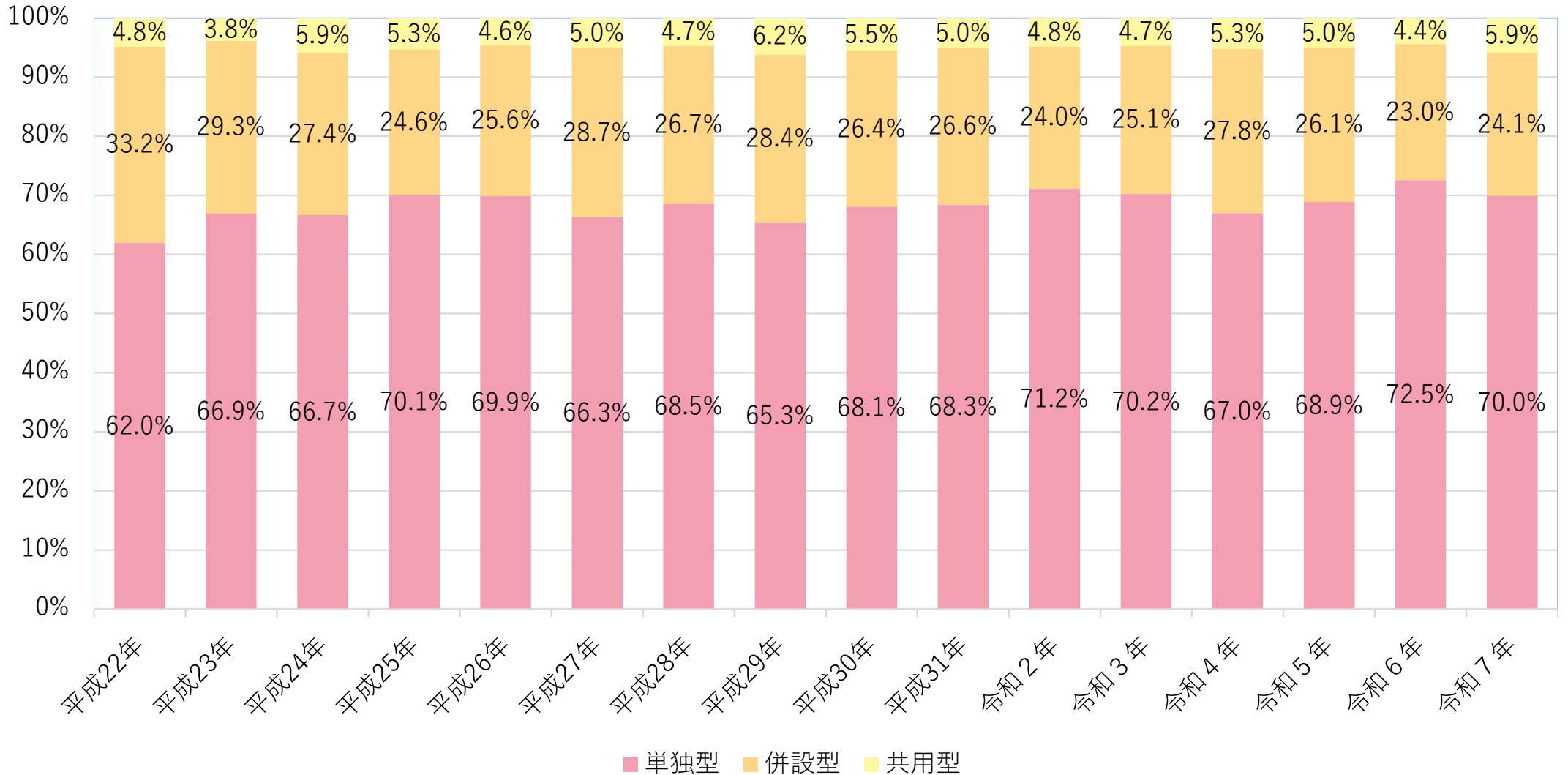


【出典】介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（令和7年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

介護予防認知症対応型通所介護の類型別事業所数割合

○ 平成22年から平成25年に書けて「単独型」の割合が増加したものの、その後は概ね横ばいで推移している。

類型別事業所数割合

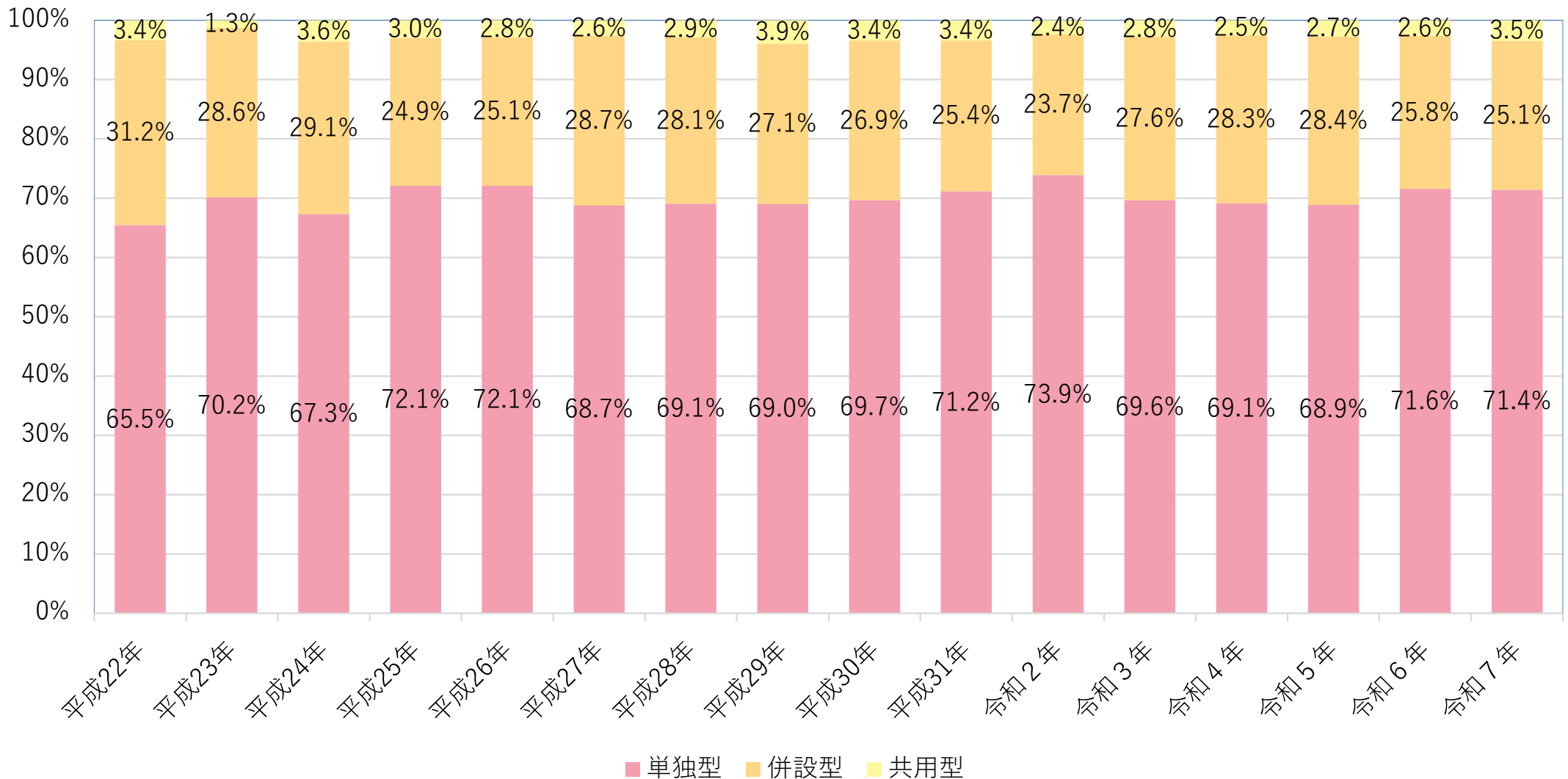


【出典】 介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）（各年4月審査分）より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

介護予防認知症対応型通所介護の類型別単位数割合

○ 請求単位数割合については、「単独型」「併設型」の割合が多少増減しているものの、概ね横ばいで推移している。

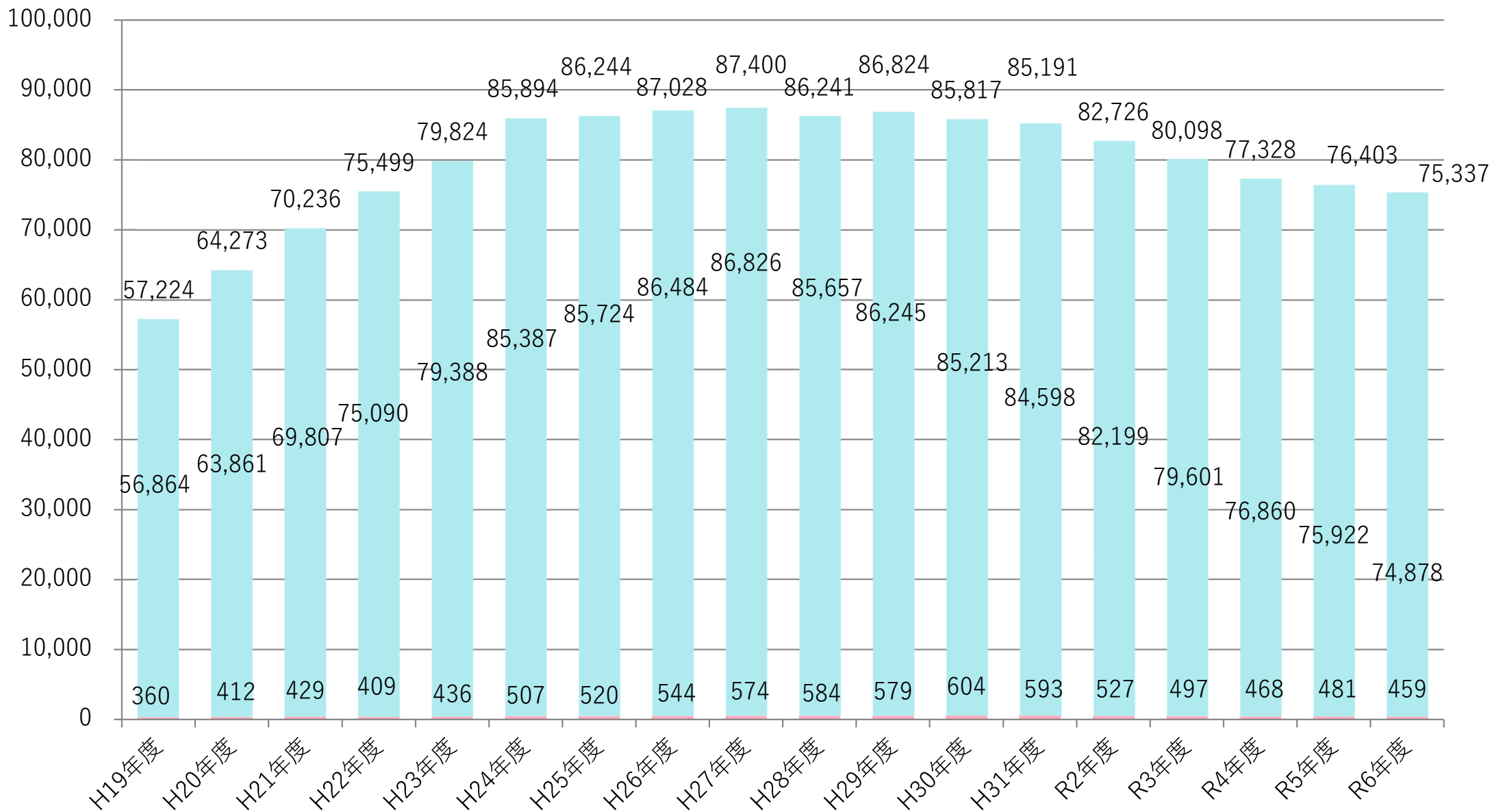
類型別請求単位数割合



認知症対応型通所介護の費用額

〈単位：百万円〉

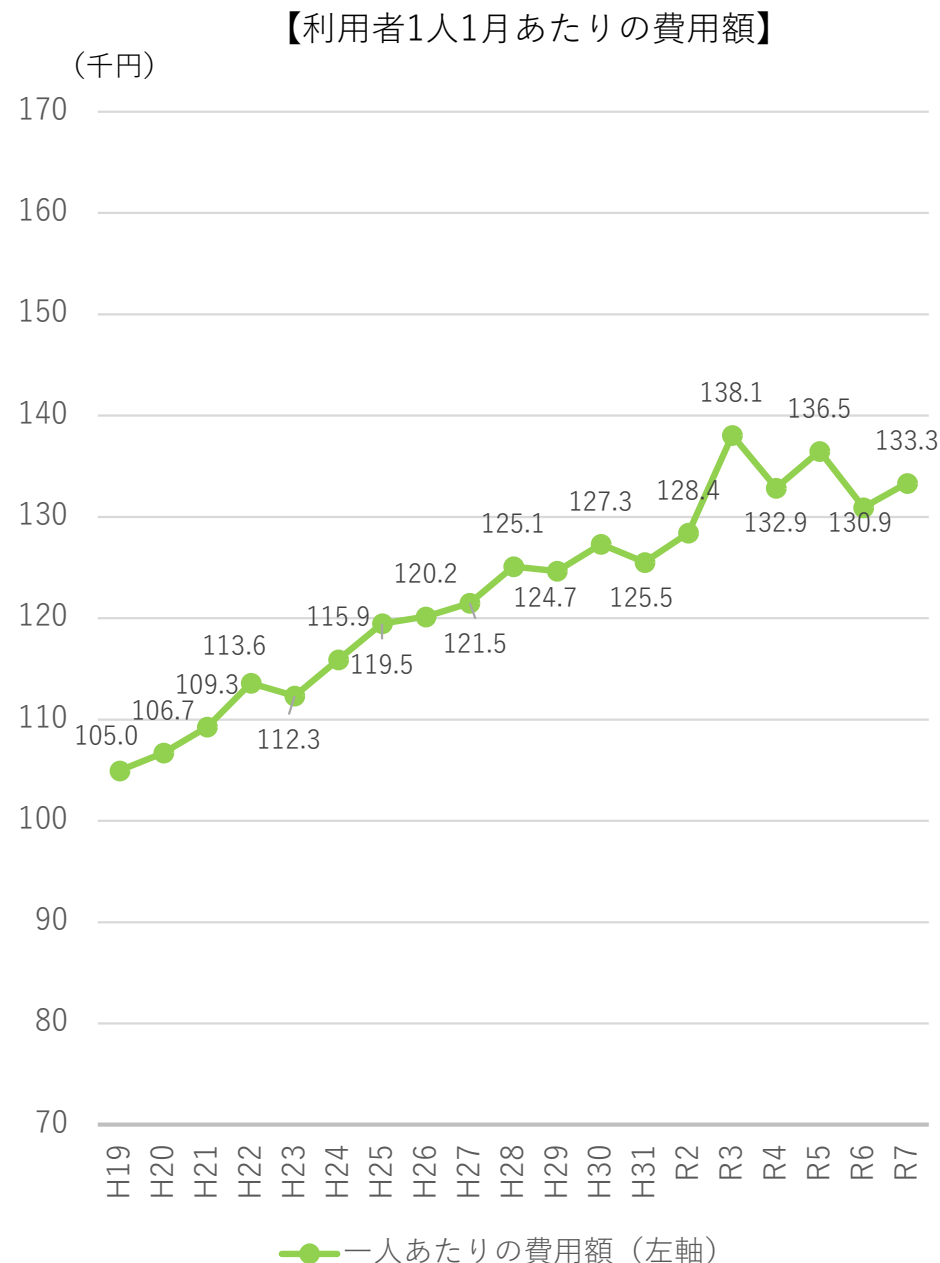
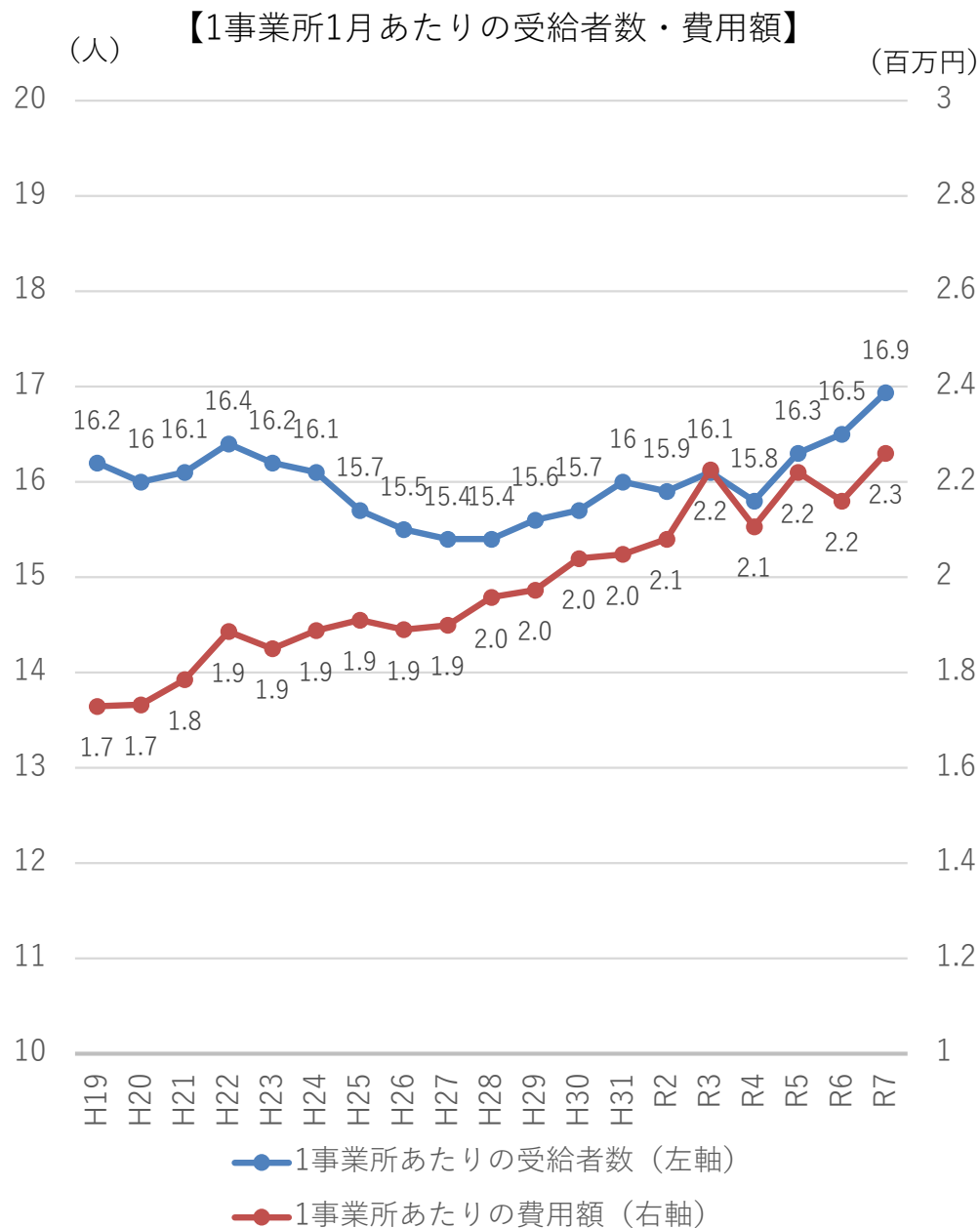
■ 介護予防認知症対応型通所介護 ■ 認知症対応型通所介護



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額（公費の本人負担額）の合計額。

【出典】各年度の費用額の値は、介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）の5月審査（4月サービス）分から翌年の4月審査（3月サービス）分までの合計より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成。

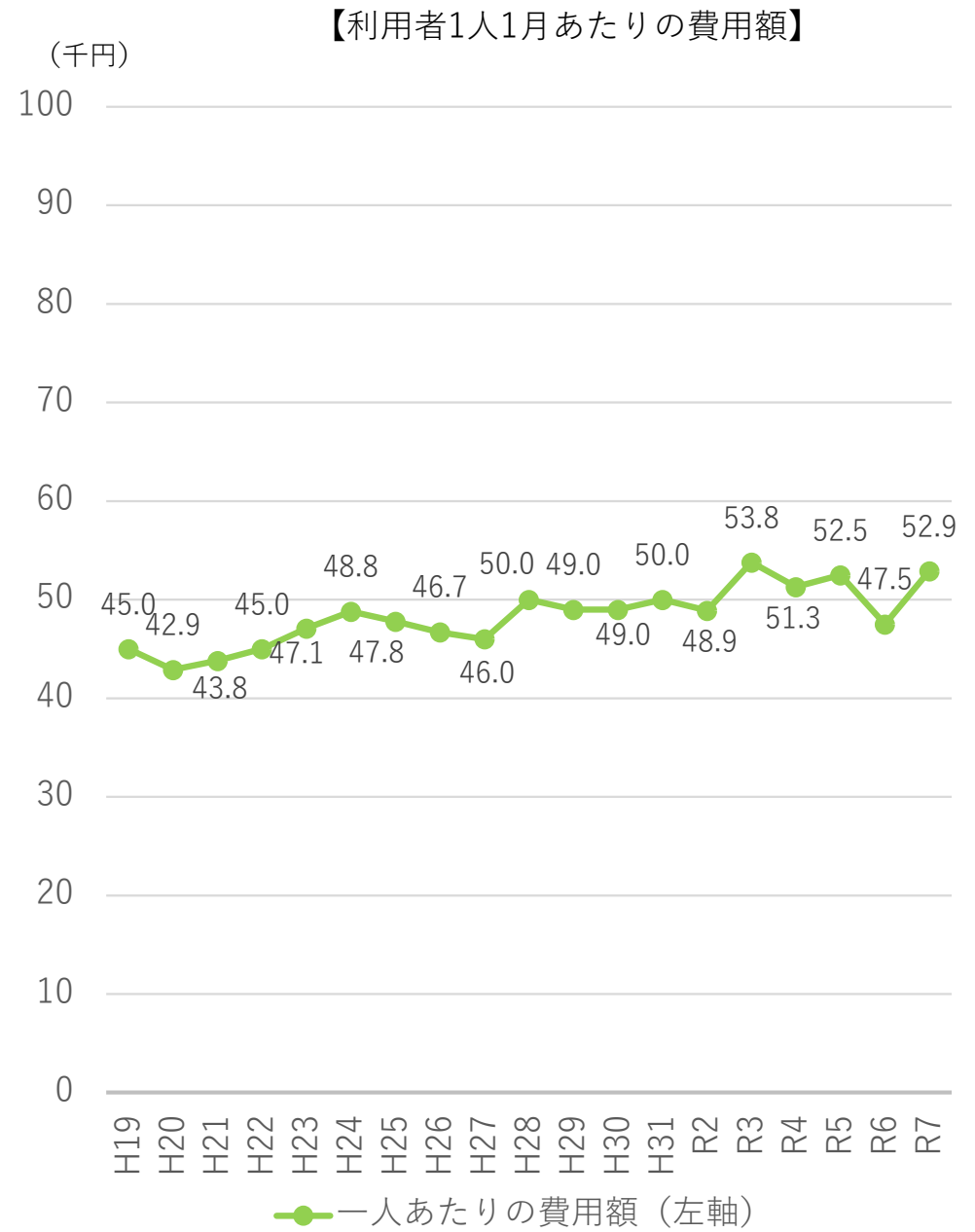
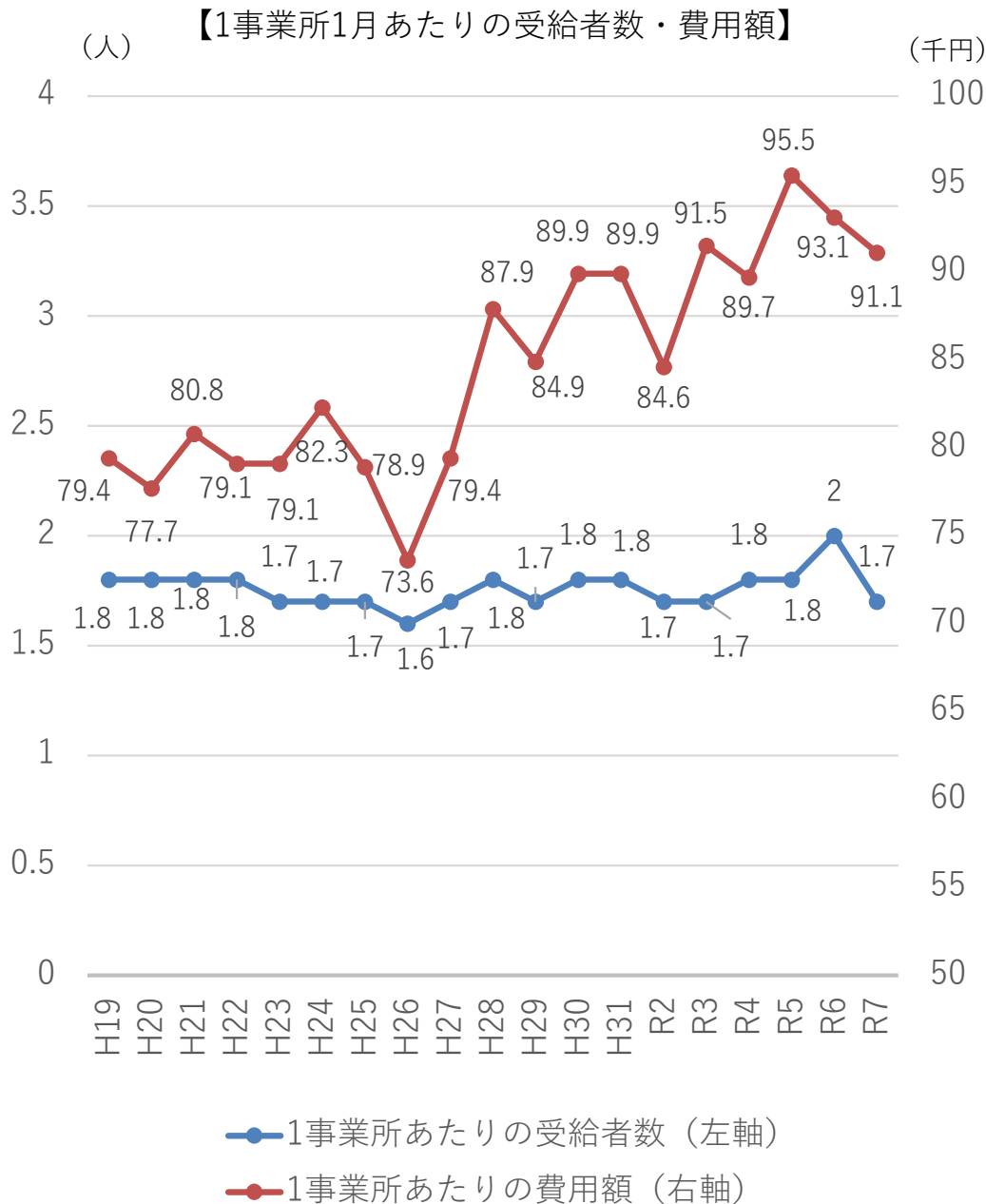
認知症対応型通所介護 1事業所あたりの受給者数・費用額、1人1月あたりの費用額



※ 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】介護給付費等実態統計 (旧：介護給付費等実態調査) (各年4月審査分) より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

介護予防認知症対応型通所介護 1事業所あたりの受給者数・費用額、1人1月あたりの費用額

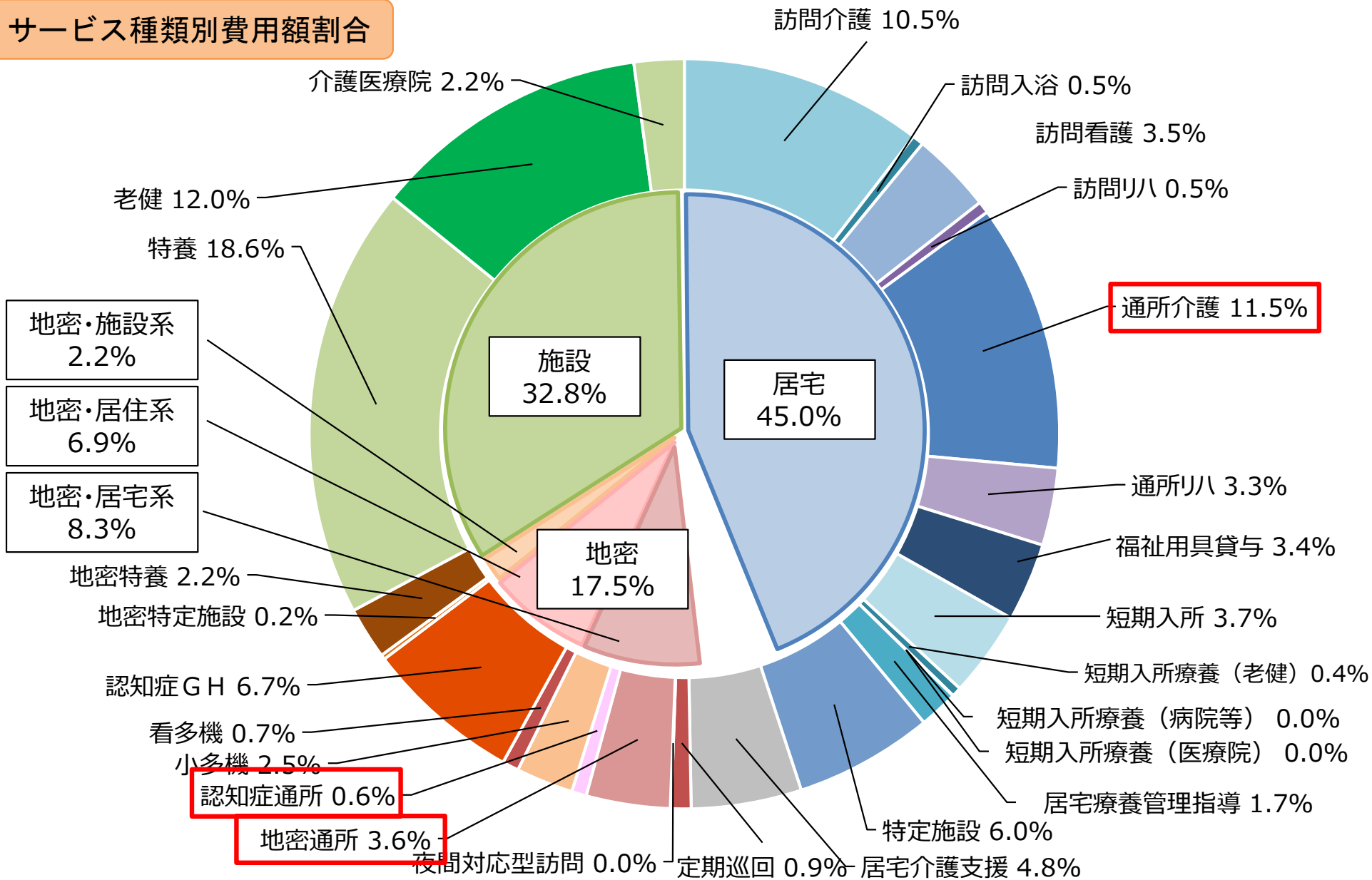


※ 請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】介護給付費等実態統計 (旧：介護給付費等実態調査) (各年4月審査分) より老健局認知症施策・地域介護推進課にて作成

介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳（令和6年度） 割合

サービス種類別費用額割合



【出典】厚生労働省「令和6年度介護給付費等実態統計」

（注1）総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。

（注2）介護費用額は、令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））

（注3）令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））の特定入所者介護サービス（補足給付）は約2,271億円。

介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳（令和6年度） 金額

		費用額（百万円）	請求事業所数
居宅	訪問介護	1,214,189	35,497
	訪問入浴介護	56,351	1,584
	訪問看護	406,433	16,874
	訪問リハビリテーション	58,679	5,680
	通所介護	1,338,790	24,526
	通所リハビリテーション	388,205	7,769
	福祉用具貸与	392,621	7,124
	短期入所生活介護	429,887	10,801
	短期入所療養介護	49,110	3,584
	居宅療養管理指導	194,391	51,184
特定施設入居者生活介護	694,137	6,251	
	計	5,222,793	170,874
居宅介護支援		552,298	35,943
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	99,494	1,397
	夜間対応型訪問介護	3,920	184
	地域密着型通所介護	419,623	18,130
	認知症対応型通所介護	74,878	2,716
	小規模多機能型居宅介護	285,704	5,647
	看護小規模多機能型居宅介護	82,466	1,278
	認知症対応型共同生活介護	781,071	14,492
	地域密着型特定施設入居者生活介護	23,366	385
	地域密着型介護老人福祉施設	260,677	2,559
		計	2,031,198
施設	介護老人福祉施設	2,165,097	8,540
	介護老人保健施設	1,395,754	4,137
	介護医療院	250,669	918
	計	3,811,520	13,595
合計		11,617,809	267,200

【出典】厚生労働省「令和6年度介護給付費等実態統計」

（注1）総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。

（注4）端数処理等の関係で、合計が一致しない場合がある。

（注2）介護費用額は、令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））、請求事業所数は、令和7年4月審査分である。

（注5）請求事業所数は延べ数である。

（注3）令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））の特定入所者介護サービス（補足給付）は約2,271億円。

通所介護の経営状況

○ 通所介護の収支差率（令和6年度決算税引き前（物価高騰対策関連補助金を含まない））は6.2%となっている。

■ 居宅サービスにおける平均収支差率

サービスの種類	令和5年度実態調査	令和7年度概況調査	
	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算
訪問介護	7.8% <8.1%> (7.7%)	11.1% <11.3%> (10.6%)	9.6% <9.7%> (9.1%)
訪問入浴介護	3.0% <3.1%> (2.2%)	5.1% <5.3%> (4.2%)	5.3% <5.6%> (4.5%)
訪問看護	5.9% <6.2%> (5.8%)	11.9% <12.0%> (11.3%)	10.3% <10.3%> (9.7%)
訪問リハビリテーション	9.1% <10.3%> (9.9%)	11.8% <11.9%> (11.5%)	10.8% <10.8%> (10.5%)
通所介護	1.5% <1.8%> (1.4%)	6.5% <6.8%> (6.5%)	6.2% <6.4%> (6.0%)
通所リハビリテーション	1.8% <2.8%> (2.5%)	2.4% <2.7%> (2.6%)	2.0% <2.1%> (1.9%)
短期入所生活介護	2.6% <3.3%> (3.2%)	4.1% <4.6%> (4.5%)	2.7% <2.9%> (2.9%)

注1) 上段(括弧無し)は「税引前収支差率(物価高騰対策関連補助金を含まない)」、中段(山括弧)は「税引前収支差率(物価高騰対策関連補助金を含む)」、下段(丸括弧)は「税引後収支差率」である。
 注2) 令和4年度決算の中段(山括弧)の収支差率には、物価高騰対策関連補助金に加え、コロナ関連補助金も含まれている。

地域密着型通所介護の経営状況

○ 地域密着型通所介護の収支差率（令和6年度決算税引き前（物価高騰対策関連補助金を含まない））は6.3%となっている。

■ 地域密着型サービスにおける平均収支差率

サービスの種類	令和5年度実態調査		令和7年度概況調査	
	令和4年度決算		令和5年度決算	令和6年度決算
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11.0%	<11.2%> (10.7%)	14.6%	13.4%
夜間対応型訪問介護 ※	9.9%	<10.0%> (9.1%)	15.2%	12.8%
地域密着型通所介護	3.6%	<3.9%> (3.7%)	5.8%	6.3%
認知症対応型通所介護	4.3%	<4.7%> (4.5%)	6.6%	5.3%
小規模多機能型居宅介護	3.5%	<3.9%> (3.6%)	5.2%	6.0%
認知症対応型共同生活介護	3.5%	<3.9%> (3.6%)	4.5%	4.9%
地域密着型特定施設入居者生活介護	1.9%	<2.4%> (1.8%)	0.5%	0.4%
地域密着型介護老人福祉施設	▲1.1%	<▲0.4%> (▲0.4%)	1.9%	2.2%
看護小規模多機能型居宅介護	4.5%	<4.7%> (4.2%)	5.0%	6.5%

※「夜間対応型訪問介護」は、サンプルサイズが少ないことにより集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

注1) 上段(括弧無し)は「税引前収支差率(物価高騰対策関連補助金を含まない)」、中段(山括弧)は「税引前収支差率(物価高騰対策関連補助金を含む)」、下段(丸括弧)は「税引後収支差率」である。

注2) 令和4年度決算の中段(山括弧)の収支差率には、物価高騰対策関連補助金に加え、コロナ関連補助金も含まれている。

認知症対応型通所介護の経営状況

○ 認知症対応型通所介護の収支差率（令和6年度決算税引き前（物価高騰対策関連補助金を含まない））は4.9%となっている。

■ 地域密着型サービスにおける平均収支差率

サービスの種類	令和5年度実態調査		令和7年度概況調査	
	令和4年度決算		令和5年度決算	令和6年度決算
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11.0%	<11.2%> (10.7%)	14.6%	13.4%
夜間対応型訪問介護 ※	9.9%	<10.0%> (9.1%)	15.2%	12.8%
地域密着型通所介護	3.6%	<3.9%> (3.7%)	5.8%	6.3%
認知症対応型通所介護	4.3%	<4.7%> (4.5%)	6.6%	5.3%
小規模多機能型居宅介護	3.5%	<3.9%> (3.6%)	5.2%	6.0%
認知症対応型共同生活介護	3.5%	<3.9%> (3.6%)	4.5%	4.9%
地域密着型特定施設入居者生活介護	1.9%	<2.4%> (1.8%)	0.5%	0.4%
地域密着型介護老人福祉施設	▲1.1%	<▲0.4%> (▲0.4%)	1.9%	2.2%
看護小規模多機能型居宅介護	4.5%	<4.7%> (4.2%)	5.0%	6.5%

※「夜間対応型訪問介護」は、サンプルサイズが少ないことにより集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

注1) 上段(括弧無し)は「税引前収支差率(物価高騰対策関連補助金を含まない)」、中段(山括弧)は「税引前収支差率(物価高騰対策関連補助金を含む)」、下段(丸括弧)は「税引後収支差率」である。

注2) 令和4年度決算の中段(山括弧)の収支差率には、物価高騰対策関連補助金に加え、コロナ関連補助金も含まれている。

通所介護の収支差率等

○ 通所介護の収支差率（令和6年度決算税引き前（物価高騰対策関連補助金を含まない））は6.2%（※）となっており、金額ベースでは37.1万円。※収支差率について全サービスの平均は4.7%。

令和7年度介護事業実態調査（介護事業経営概況調査）

第8表 通所介護 1施設・事業所当たり収支額、収支等の科目（令和5年度決算・令和6年度決算）

	令和4年度概況調査		令和5年度実態調査		令和7年度概況調査	
	令和3年度決算		令和4年度決算		令和5年度決算	
	千円/月		千円/月		千円/月	
I 介護事業収益						
(1) 介護料収入	5,130		5,087		5,395	
(2) 保険外の利用料による収入	332		325		397	
(3) 補助金収入 (物価高騰の補助金収入を除く)	8		44		33	
うち介護職員処遇改善費補助金収入	-		29		19	
(4) 介護報酬査定減	△ 0		△ 1		△ 0	
小計	5,469		5,455		5,825	
II 介護事業費用						
(1) 給与費	3,549	64.8%	3,486	63.8%	3,545	60.7%
(2) 減価償却費	234	4.3%	207	3.8%	221	3.8%
(3) 国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 34		△ 34		△ 32	
(4) その他	1,550	28.3%	1,564	28.6%	1,569	26.9%
うち委託費	245	4.5%	221	4.0%	215	3.7%
小計	5,298		5,224		5,304	
III 介護事業外収益						
(1) 借入金補助金収入	3		5		12	
IV 介護事業外費用						
(1) 借入金利息	18		15		17	
V 特別利益						
(1) 本部費繰入	-		22		31	
VI 特別損失						
(1) 本部費繰入	118		141		135	
収入 ①=I+III	5,472		5,461		5,837	
支出 ②=II+IV+VI	5,433		5,380		5,456	
差引 ③=①-②	39	0.7%	81	1.5%	381	6.5%
イ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入	14		8		-	
うち施設内療養に関する補助金収入	-		-		-	
ロ 物価高騰対策関連の補助金収入	-		10		18	
イ・ロの補助金収入計	14		18		18	
イ・ロの補助金収入を含めた差引 ③'	53	1.0%	99	1.8%	400	6.8%
法人税等	14	0.3%	20	0.4%	20	0.3%
法人税等差引 ④=③'-法人税等	39	0.7%	79	1.4%	379	6.5%
有効回答数	475		1,205		433	

注:1) 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。

2) 各項目の数値は、それぞれ表単位数未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

3) 「介護事業費用」及び「差引 ③」の比率は「収入 ①」に対する割合である。

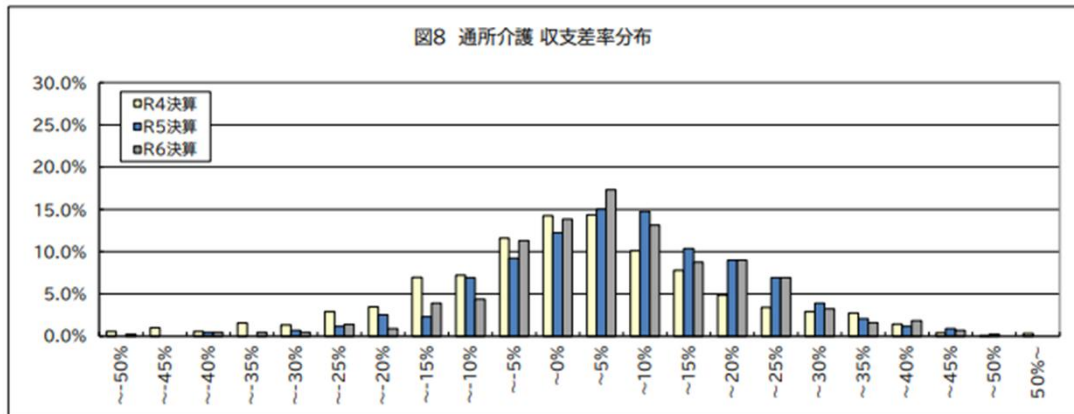
4) 「イ・ロの補助金収入を含めた差引 ③'」、「法人税等」及び「法人税等差引 ④」の比率は、「収入 ①」+「イ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入」+「ロ 物価高騰対策関連の補助金収入」に対する割合である。

	令和4年度	令和5年度	令和7年度
延べ利用者数	591.7人/月	584.8人/月	639.3人/月
常勤換算職員数(常勤率)	10.8人/月 65.2%	10.3人/月 62.4%	10.3人/月 62.7%
看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	7.7人/月 63.8%	7.0人/月 60.2%	7.1人/月 60.2%
常勤換算1人当たり給与費			
看護師	372,883円/月	375,327円/月	377,597円/月
准看護師	334,391円/月	351,740円/月	335,459円/月
介護福祉士	327,060円/月	339,176円/月	343,055円/月
介護職員	308,171円/月	313,560円/月	325,603円/月
非常勤			
看護師	348,795円/月	339,893円/月	381,804円/月
准看護師	318,674円/月	312,817円/月	319,734円/月
介護福祉士	277,927円/月	271,393円/月	323,704円/月
介護職員	257,168円/月	248,523円/月	304,901円/月

利用者1人当たり収入	令和4年度	令和5年度	令和7年度
イ・ロの補助金収入を除く	9,247円/日	9,338円/日	9,284円/日
イ・ロの補助金収入を含む	9,270円/日	9,370円/日	9,297円/日
利用者1人当たり支出	9,182円/日	9,200円/日	8,704円/日
常勤換算職員1人当たり給与費	312,376円/月	314,369円/月	343,936円/月
看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与費	301,830円/月	301,148円/月	326,621円/月

	令和4年度	令和5年度	令和7年度
常勤換算職員1人当たり利用者数	54.8人/月	56.7人/月	62.2人/月
看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数	76.9人/月	83.2人/月	90.3人/月

図8 通所介護 収支差率分布



収支差率	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
税引前収支差率(物価対策関連補助金を含まない)	0.7%	1.5%	6.5%	6.2%
税引前収支差率(物価対策関連補助金を含む)	1.0%	1.8%	6.8%	6.4%
税引後収支差率(物価対策関連補助金を含む)	0.7%	1.4%	6.5%	6.0%

【出典】厚生労働省「令和7年度介護事業経営概況調査」

地域密着型通所介護の収支差率等

○ 地域密着型通所介護の収支差率（令和6年度決算税引き前（物価高騰対策関連補助金を含まない））は6.3%（※）となっており、金額ベースでは17.2万円。※収支差率について全サービスの平均は4.7%。

令和7年度介護事業実態調査（介護事業経営概況調査）

第16表 地域密着型通所介護 1施設・事業所当たり収支額、収支等の科目（令和5年度決算・令和6年度決算）

		令和4年度概況調査		令和5年度実態調査		令和7年度概況調査	
		令和3年度決算		令和4年度決算		令和6年度決算	
		千円/月		千円/月		千円/月	
I 介護事業収益	(1)介護料収入	2,366	2,504	2,472	2,541		
	(2)保険外の利用料による収入	149	122	146	150		
	(3)補助金収入 (物価高騰対策関連補助金を除く)	4	20	22	29		
	うち介護職員処遇改善支援補助金収入	-	13	18	22		
	(4)介護報酬差定減	△0	△0	△1	△1		
	小計	2,519	2,646	2,639	2,719		
II 介護事業費用	(1)給与費	1,589	1,699	1,666	1,725	63.3%	63.3%
	(2)減価償却費	96	86	81	85	3.8%	3.1%
	(3)国庫補助金等特別積立金取崩額	△9	△6	△9	△8		
	(4)その他	716	743	708	708	28.3%	26.0%
	うち委託費	43	46	46	42	1.7%	1.5%
	小計	2,392	2,522	2,446	2,509		
III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	10	6	7	8		
IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	12	8	9	10		
V 特別利益	(1)本部費繰入	-	4	11	10		
VI 特別損失	(1)本部費繰入	45	26	38	37		
収入 ①=I+III		2,529	2,651	2,646	2,727		
支出 ②=II+IV+VI		2,449	2,557	2,492	2,555		
差引 ③=①-②		80	94	154	172	3.1%	6.3%
イ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入		8	6	-	-		
うち施設内療養に関する補助金収入		-	-	-	-		
ロ 物価高騰対策関連の補助金収入		-	5	10	8		
イ・ロの補助金収入計		8	10	10	8		
イ・ロの補助金収入を含めた差引 ③'		87	105	164	180	3.4%	6.6%
法人税等		10	7	9	10	0.4%	0.4%
法人税等差引 ④=③'-法人税等		78	98	155	170	3.1%	6.2%
有効回答数		256	647	317	317		

注:1) 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。

2) 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合等がある。

3) 「介護事業費用」及び「差引③」の比率は「収入①」に対する割合である。

4) 「イ・ロの補助金収入を含めた差引③'」、「法人税等」及び「法人税等差引④」の比率は、「収入①」+「イ 新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入」+「ロ 物価高騰対策関連の補助金収入」に対する割合である。

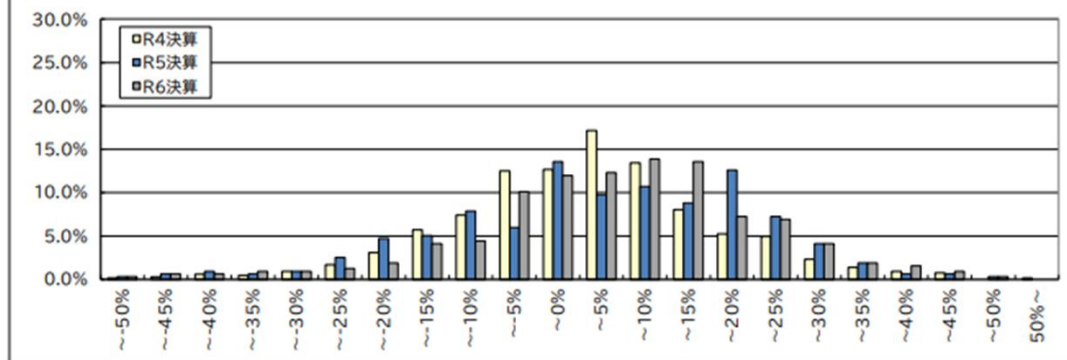
28 延べ利用者数	273.5人/月	274.2人/月	284.8人/月
29 常勤換算職員数(常勤率)	5.3人/月 64.1%	5.0人/月 64.2%	5.6人/月 62.5%
30 看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	3.5人/月 56.4%	3.1人/月 55.0%	3.5人/月 53.5%
常勤換算1人当たり給与費			
31 常勤			
看護師	340,700円/月	354,454円/月	332,411円/月
准看護師	343,442円/月	318,729円/月	321,993円/月
介護福祉士	303,894円/月	319,380円/月	328,067円/月
介護職員	278,362円/月	299,066円/月	310,744円/月
32 非常勤			
看護師	298,923円/月	328,553円/月	292,945円/月
准看護師	295,753円/月	320,237円/月	263,933円/月
介護福祉士	259,951円/月	264,355円/月	244,891円/月
介護職員	250,497円/月	236,902円/月	232,267円/月

利用者1人当たり収入

39 イ・ロの補助金収入を除く	9,246円/日	9,668円/日	9,574円/日
40 イ・ロの補助金収入を含む	9,274円/日	9,707円/日	9,603円/日
41 利用者1人当たり支出	8,954円/日	9,324円/日	8,972円/日
42 常勤換算職員1人当たり給与費	290,087円/月	305,750円/月	301,214円/月
43 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与費	276,225円/月	283,320円/月	280,860円/月

44 常勤換算職員1人当たり利用者数	51.9人/月	55.1人/月	50.9人/月
45 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数	79.0人/月	87.6人/月	80.5人/月

図16 地域密着型通所介護収支差率分布



収支差率	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
税引前収支差率(物価対策関連補助金を含まない)	3.1%	3.6%	5.8%	6.3%
税引前収支差率(物価対策関連補助金を含む)	3.4%	3.9%	6.2%	6.6%
税引後収支差率(物価対策関連補助金を含む)	3.1%	3.7%	5.8%	6.2%

【出典】厚生労働省「令和7年度介護事業経営概況調査」

認知症対応型通所介護の収支差率等

○ 認知症対応型通所介護の収支差率（令和6年度決算税引き前（物価高騰対策関連補助金を含まない））は5.3%（※）となっており、金額ベースでは14.2万円。※収支差率について全サービスの平均は4.7%。

令和7年度介護事業実態調査（介護事業経営概況調査）

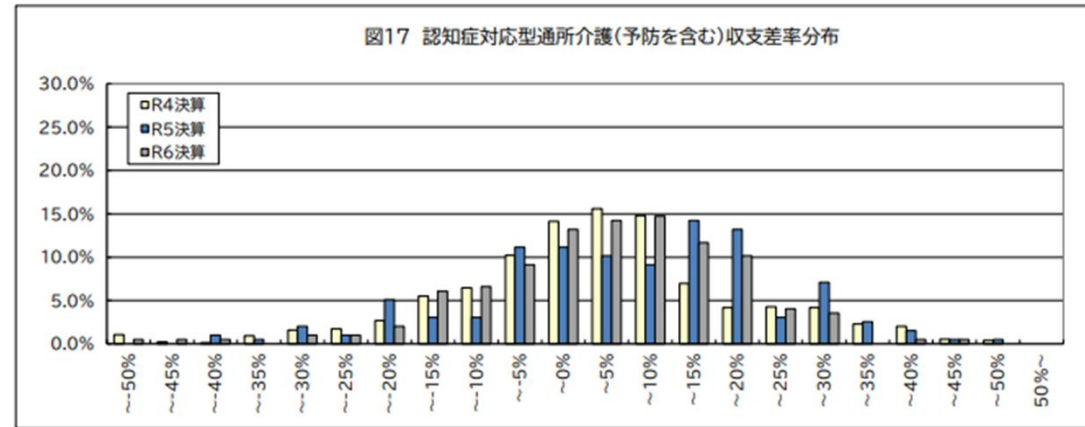
第17表 認知症対応型通所介護 1施設・事業所当たり収支額、収支等の科目（令和5年度決算・令和6年度決算）

	令和4年度概況調査		令和5年度実態調査		令和7年度概況調査	
	令和3年度決算	令和4年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算
I 介護事業収益		千円/月	千円/月	千円/月	千円/月	千円/月
1 (1)介護料収入		2,258	2,403	2,519	2,508	
2 (2)保険外の利用料による収入		120	133	155	154	
3 (3)補助金収入		2	29	21	23	
4 (4)介護報酬査定減		-	20	13	13	
5 (5)うち介護職員処遇改善支援補助金収入		-	-	-	-	
6 (6)介護報酬査定減		△2	△1	△0	△0	
7 小計		2,379	2,564	2,695	2,684	
II 介護事業費用						
8 (1)給与費		1,627 68.4%	1,747 68.1%	1,772 65.7%	1,785 66.4%	
9 (2)減価償却費		85 3.6%	86 3.4%	94 3.5%	93 3.5%	
10 (3)国庫補助金等特別積立金取崩額		△13	△14	△17	△19	
11 (4)その他		541 22.7%	580 22.6%	603 22.3%	618 23.0%	
12 (5)うち委託費		73 3.0%	76 2.9%	90 3.3%	98 3.6%	
13 小計		2,241	2,400	2,452	2,477	
III 介護事業外収益						
14 (1)借入金補助金収入		1	2	4	1	
IV 介護事業外費用						
15 (1)借入金利息		4	4	7	6	
V 特別利益						
16 (1)本部費繰入		-	14	3	2	
VI 特別損失						
17 (1)本部費繰入		35	52	61	61	
18 収入 ①=Ⅰ+Ⅲ		2,381	2,566	2,699	2,686	
19 支出 ②=Ⅱ+Ⅳ+Ⅵ		2,279	2,456	2,520	2,544	
20 差引 ③=①-②		101 4.3%	110 4.3%	179 6.6%	142 5.3%	
21 イ・ロの補助金収入		5	4	-	-	
22 (1)うち施設内療養に関する補助金収入		-	-	-	-	
23 (2)物価高騰対策関連の補助金収入		-	6	10	5	
24 イ・ロの補助金収入計		5	10	10	5	
25 イ・ロの補助金収入を含めた差引 ③'		106 4.4%	120 4.7%	190 7.0%	147 5.5%	
26 (1)法人税等		4 0.2%	3 0.1%	7 0.3%	6 0.2%	
27 法人税等差引 ④=③'-法人税等		102 4.3%	117 4.5%	182 6.7%	140 5.2%	
有効回答数		213	744	197	197	

注：1) 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。
 2) 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。
 3) 「介護事業費用」及び「差引③」の比率は「収入①」に対する割合である。
 4) 「イ・ロの補助金収入を含めた差引③'」、「法人税等」及び「法人税等差引④」の比率は、「収入①」+「イ・ロの補助金収入」+「物価高騰対策関連の補助金収入」に対する割合である。

	令和4年度	令和5年度	令和7年度
28 延べ利用者数	179.1人/月	181.1人/月	186.3人/月
29 常勤換算職員数(常勤率)	4.9人/月 62.5%	5.1人/月 64.0%	5.6人/月 61.5%
30 看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	3.5人/月 57.5%	3.7人/月 57.8%	4.0人/月 56.6%
31 常勤換算1人当たり給与費			
32 看護師	390,585円/月	395,925円/月	353,440円/月
33 准看護師	338,495円/月	368,046円/月	373,828円/月
34 介護福祉士	349,774円/月	332,312円/月	345,523円/月
35 介護職員	331,240円/月	313,831円/月	341,581円/月
36 非常勤			
37 看護師	355,538円/月	353,412円/月	312,997円/月
38 准看護師	282,464円/月	331,224円/月	332,354円/月
39 介護福祉士	293,011円/月	292,550円/月	298,622円/月
40 介護職員	275,149円/月	277,099円/月	279,614円/月

	令和4年度	令和5年度	令和7年度
41 利用者1人当たり収入			
42 イ・ロの補助金収入を除く	13,296円/日	14,166円/日	14,415円/日
43 イ・ロの補助金収入を含む	13,322円/日	14,222円/日	14,441円/日
44 利用者1人当たり支出	12,729円/日	13,560円/日	13,653円/日
45 常勤換算職員1人当たり給与費	330,189円/月	330,539円/月	331,976円/月
46 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与費	314,074円/月	307,091円/月	318,988円/月
47 常勤換算職員1人当たり利用者数	36.7人/月	35.8人/月	33.5人/月
48 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数	50.7人/月	49.4人/月	46.0人/月



収支差率	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
税引前収支差率(物価対策関連補助金を含まない)	4.3%	4.3%	6.6%	5.3%
税引前収支差率(物価対策関連補助金を含む)	4.4%	4.7%	7.0%	5.5%
税引後収支差率(物価対策関連補助金を含む)	4.3%	4.5%	6.7%	5.2%

【出典】厚生労働省「令和7年度介護事業経営概況調査」

第9期介護保険事業計画におけるサービス量等の見込み

令和5(2023)年度
実績値 ※1

令和8(2026)年度
推計値 ※2

令和22(2040)年度
推計値 ※2

○ 介護サービス量

	令和5(2023)年度 実績値 ※1	令和8(2026)年度 推計値 ※2	令和22(2040)年度 推計値 ※2
在宅介護	381 万人	407 万人 (7%増)	465 万人 (22%増)
うちホームヘルプ	121 万人	131 万人 (8%増)	151 万人 (25%増)
うちデイサービス	222 万人	238 万人 (7%増)	273 万人 (23%増)
うちショートステイ	35 万人	37 万人 (4%増)	42 万人 (20%増)
うち訪問看護	74 万人	81 万人 (9%増)	94 万人 (27%増)
うち小規模多機能	11 万人	13 万人 (13%増)	14 万人 (28%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	3.9 万人	4.9 万人 (24%増)	5.7 万人 (46%増)
うち看護小規模多機能型居宅介護	2.1 万人	3.1 万人 (49%増)	3.6 万人 (76%増)
居住系サービス	49 万人	54 万人 (11%増)	63 万人 (28%増)
特定施設入居者生活介護	28 万人	31 万人 (12%増)	36 万人 (30%増)
認知症高齢者グループホーム	21 万人	23 万人 (9%増)	27 万人 (25%増)
介護施設	103 万人	108 万人 (5%増)	126 万人 (22%増)
特養	64 万人	67 万人 (5%増)	79 万人 (23%増)
老健	34 万人	35 万人 (2%増)	41 万人 (18%増)
介護医療院	4.5 万人	5.9 万人 (30%増)	6.7 万人 (48%増)
介護療養型医療施設	0.4 万人	－ 万人	－ 万人

※1) 2023年度の数値は介護保険事業状況報告(令和5年12月月報)による数値で、令和5年10月サービス分の受給者数(1月当たりの利用者数)。
 在宅介護の総数は、同報告の居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の受給者数の合計値。
 在宅介護の内訳について、ホームヘルプは訪問介護、訪問リハ(予防給付を含む。)、夜間対応型訪問介護の合計値。
 デイサービスは通所介護、通所リハ(予防給付を含む。)、認知症対応型通所介護(予防給付を含む。)、地域密着型通所介護の合計値。
 ショートステイは短期入所生活介護(予防給付を含む。)、短期入所療養介護(予防給付を含む。))の合計値。
 居住系サービスの特定施設及び介護施設の特養は、それぞれ地域密着型サービスを含む。

※2) 令和8(2026)年度、令和22(2040)年度の数値は、地域包括ケア「見える化」システムにおける推計値等を集計したもの。
 なお、在宅介護の総数については、※1と同様の方法による推計値。

1. 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護
の概況



2. 令和6年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

1. (7) ③ 通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算の見直し

概要

【通所介護、地域密着型通所介護】

- 通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算について、事業所全体で認知症利用者に対応する観点から、従業者に対する認知症ケアに関する個別事例の検討や技術的指導に係る会議等を定期的を開催することを求めることとする。また、利用者に占める認知症の方の割合に係る要件を緩和する。【告示改正】

単位数

<改定前> 認知症加算 60単位/日  <改定後> 変更なし

算定要件等

- 指定居宅サービス等基準第93条第1項第2号又は第3号・指定地域密着型サービス基準第20条第1項第2号又は第3号に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
- 指定通所介護事業所・指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の15以上であること。
- 指定通所介護・指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護・指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。
- 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的を開催していること。（新設）

2. (2) ① 通所介護等における入浴介助加算の見直し①

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★】

- 通所介護等における入浴介助加算について、入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 入浴介助に必要な技術の更なる向上を図る観点から、入浴介助加算（Ⅰ）の算定要件に、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うことを新たな要件として設ける。【告示改正】
 - イ 入浴介助加算（Ⅱ）の算定要件である、「医師等による、利用者宅浴室の環境評価・助言」について、人材の有効活用を図る観点から、医師等に代わり介護職員が訪問し、医師等の指示の下、ICT機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言する場合も算定することを可能とする。【告示・通知改正】
- 加えて、利用者の居宅における自立した入浴への取組を促進する観点から、入浴介助加算（Ⅱ）の算定要件に係る現行の Q&A や留意事項通知で示している内容を告示に明記し、要件を明確化する【告示改正】

単位数

<改定前>		<改定後>
入浴介助加算（Ⅰ）	40単位/日	変更なし
入浴介助加算（Ⅱ）	55単位/日	変更なし

算定要件等

<入浴介助加算（Ⅰ）>

- ・ 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。
- ・ 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。

<入浴介助加算（Ⅱ）>（入浴介助加算（Ⅰ）の要件に加えて）

- ・ 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「医師等」という。）が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えないものとする。
- ・ 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。
- ・ 上記の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。）又は利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせ、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。）で、入浴介助を行うこと。

2. (2) ① 通所介護等における入浴介助加算の見直し②

<入浴介助加算 (I)>

通所介護事業所



入浴介助の実施

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。



研修等の実施

入浴介助を行う職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。



<入浴介助加算 (II)> 入浴介助加算 (I) の要件に加えて

利用者宅

利用者宅を訪問



利用者宅の浴室の環境を確認



<訪問可能な職種>

医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者

+

医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が評価・助言を行っても差し支えない

通所介護事業所

個別入浴計画を作成



個別に入浴を実施



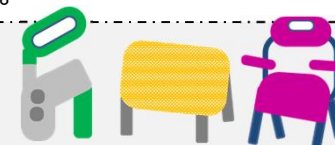
機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成。なお、通所介護計画への記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。

個浴又は利用者の居宅の状況に近い環境（福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているもの）で、入浴介助を行う。

居宅介護支援事業所・福祉用具販売事業所等

利用者宅の浴室が、利用者自身又は家族の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合

訪問した医師等が、介護支援専門員、福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の購入・住宅改修等環境整備等を助言する。



※ 黒字下線部 → 留意事項通知やQ&Aで示している内容を告示に明記した部分。 赤字 → 新規追加部分。

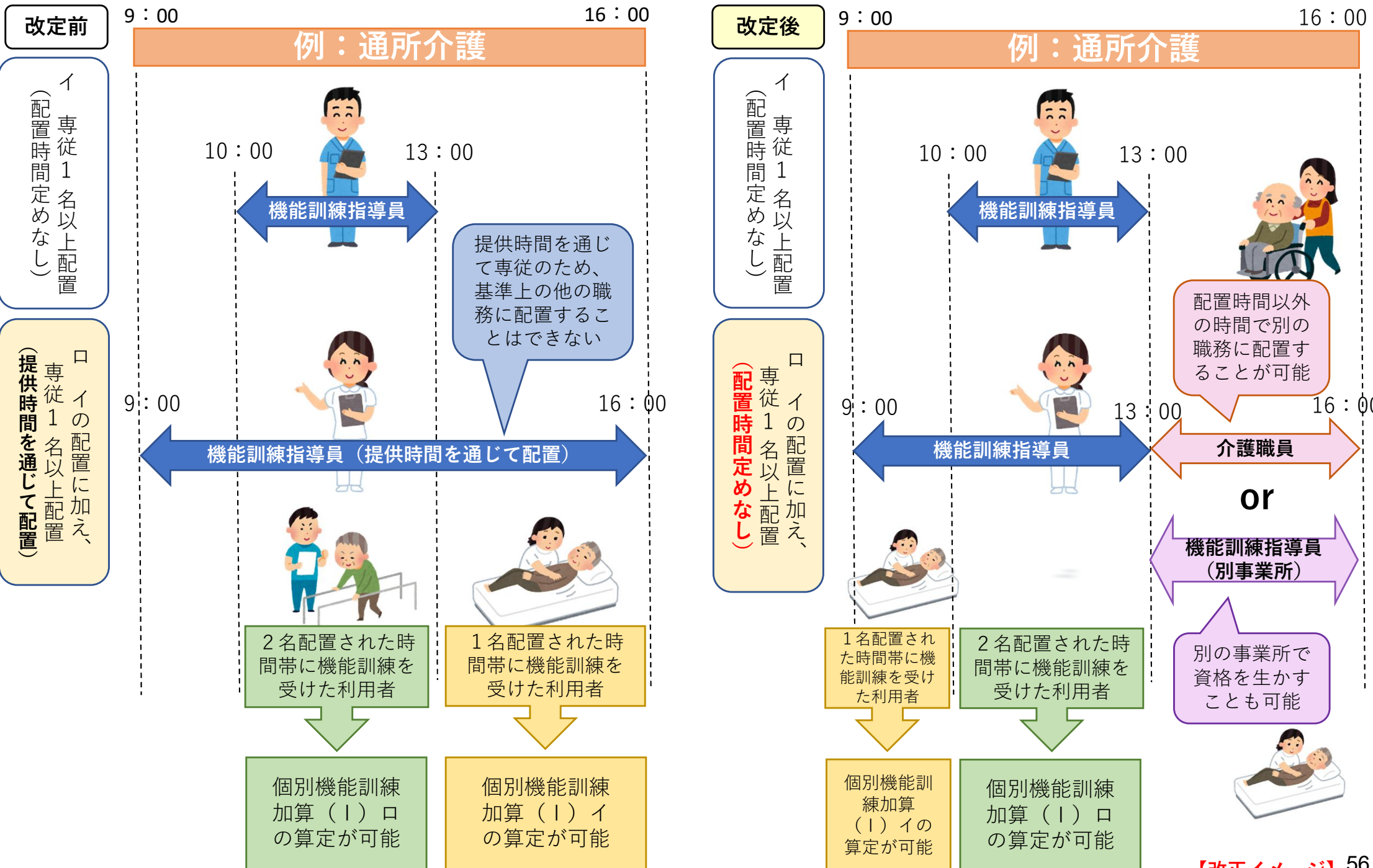
3.(3)⑦ 通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し①

概要	【通所介護、地域密着型通所介護】
○ 通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算について、機能訓練を行う人材の有効活用を図る観点から、個別機能訓練加算（Ⅰ）口において、現行、機能訓練指導員を通所介護等を行う時間帯を通じて1名以上配置しなければならないとしている要件を緩和するとともに、評価の見直しを行う。【告示改正】	

単位数	
<p><改定前></p> <p>個別機能訓練加算（Ⅰ）イ 56単位/日</p> <p>個別機能訓練加算（Ⅰ）口 85単位/日</p> <p>個別機能訓練加算（Ⅱ） 20単位/月</p>	<p><改定後></p> <p>変更なし</p> <p>個別機能訓練加算（Ⅰ）口 76単位/日（変更）</p> <p>変更なし</p>

算定要件等	
個別機能訓練加算(Ⅰ)口	
ニーズ把握・情報収集	通所介護・地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認。
機能訓練指導員の配置	専従1名以上配置（ <u>配置時間の定めなし</u> ） ※ 人員欠如減算・定員超過減算に該当している場合は、個別機能訓練加算を算定しない。 ※ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イの配置（専従1名以上配置(配置時間の定めなし)）に加え、合計で2名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯において算定が可能。
計画作成	居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。
機能訓練項目	利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。 訓練項目は複数種類を準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する。
訓練の対象者	5人程度以下の小集団又は個別。
訓練の実施者	機能訓練指導員が直接実施（介護職員等が訓練の補助を行うことは妨げない）
進捗状況の評価	3か月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。

3. (3) ⑦ 通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し②



5. ⑤ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、療養通所介護】

- 通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。【Q&A発出】

算定要件等

(送迎の範囲について)

- 利用者の送迎について、利用者の自宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態（例えば、近隣の親戚の家）がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。


(他介護事業所利用者との同乗について)

- 介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合（共同での委託を含む）には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。

(障害福祉サービス利用者との同乗について)

- 障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を結んだ場合においても、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。

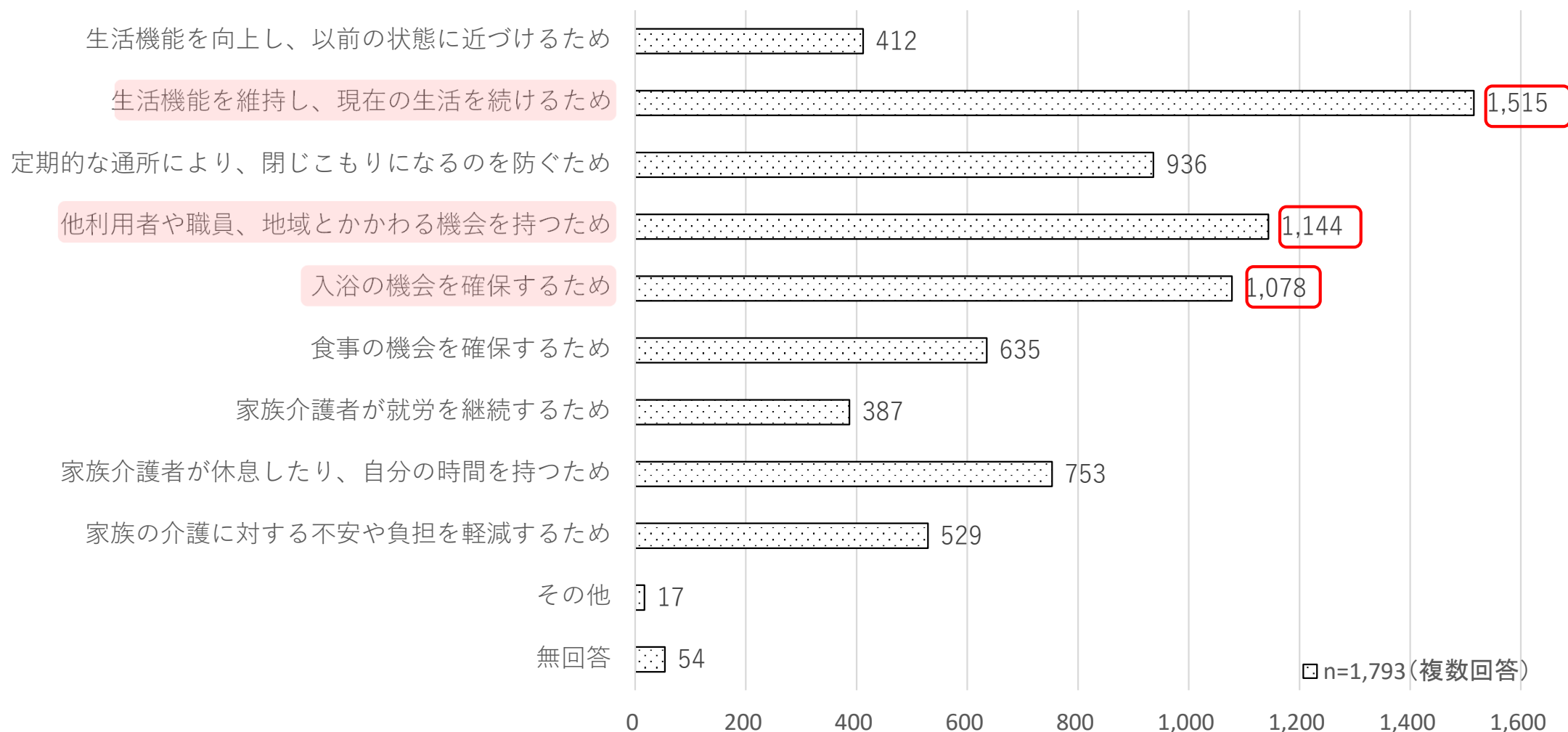
※ なお、この場合の障害福祉サービス事業所とは、同一敷地内事業所や併設・隣接事業所など、利用者の利便性を損なわない範囲内の事業所とする。

1. 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護
の概況
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
-  3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点

通所介護・地域密着型通所介護 利用の目的

- サービス利用の目的としては、「生活機能を維持し、現在の生活を続けるため」「他利用者や職員、地域とかかわる機会を持つため」「入浴の機会を確保するため」が多い傾向であった。

利用の目的



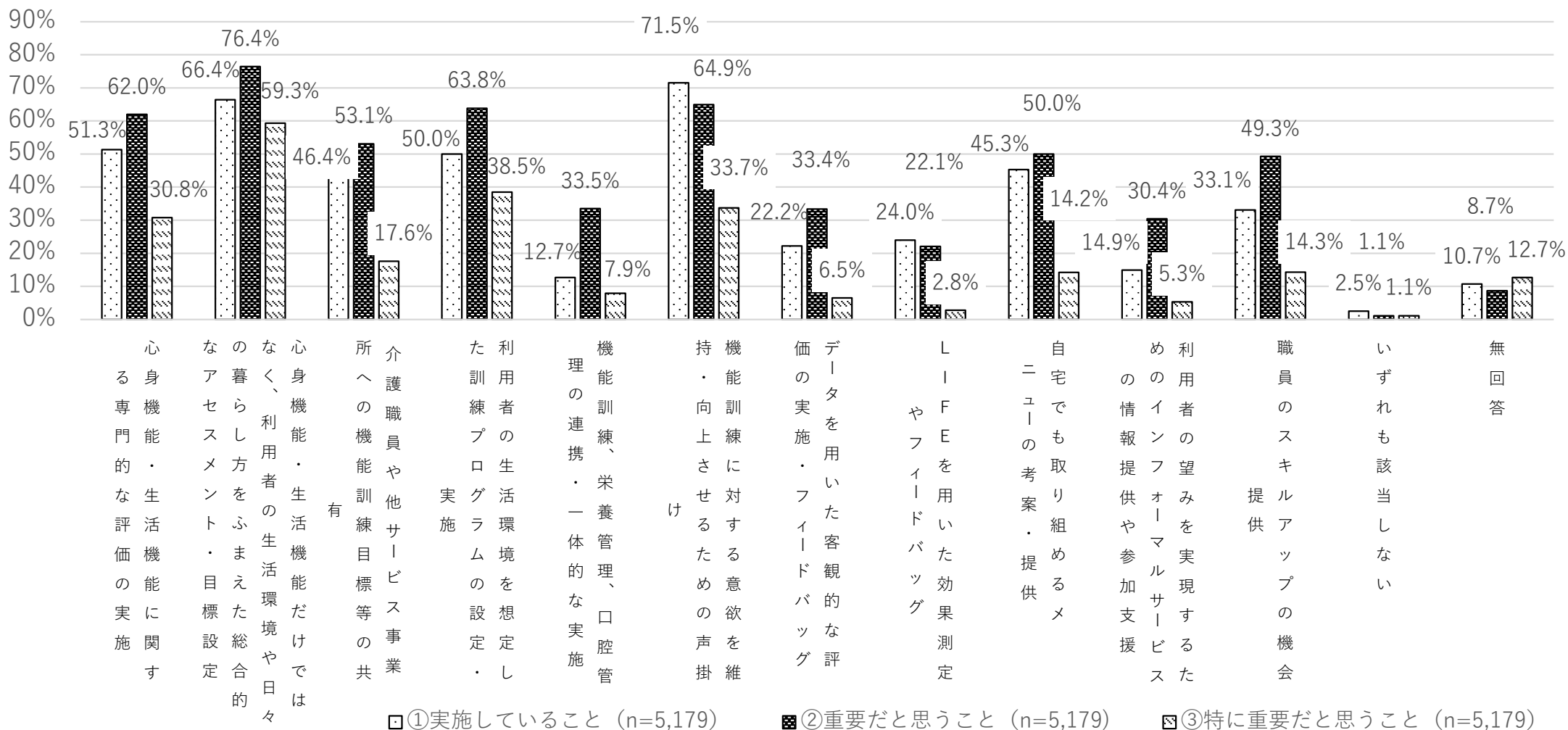
※通所介護・地域密着型通所介護事業所の全事業所が対象

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護 対応課題・ニーズ

○ 機能訓練の質を高めるにあたり、「心身機能・生活機能だけではなく、利用者の生活環境や日々の暮らし方を踏まえた総合的なアセスメント・目標設定」が最も高く、次いで「機能訓練に対する意欲を維持・向上させるための声掛け」、「利用者の生活環境を想定した訓練プログラムの設定・実施」を重要だと回答している事業所が多く見られた。

機能訓練の質を高めるにあたり、①実施していること、②重要だと思うこと、③特に重要だと思うこと

※①②複数回答、③3つまで選択

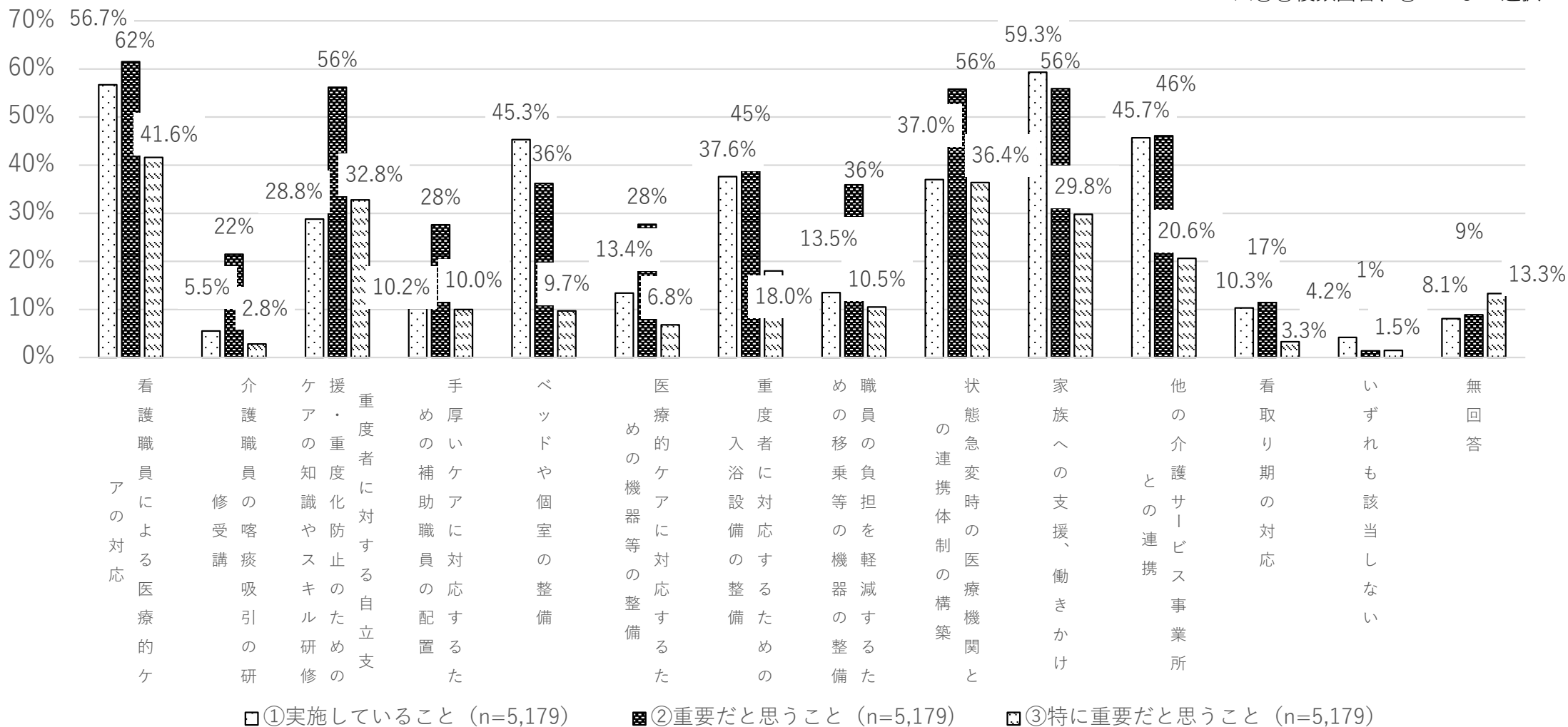


通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護 対応課題・ニーズ

○ 中重度の利用者を受け入れるにあたり、「看護職員による医療的ケアの対応」が最も高く、「重度者に対する自立支援・重度化防止のためのケアの知識やスキル研修」、「状態急変時の医療機関との連携体制の構築」、「家族への支援、働きかけ」を重要だと回答している事業所が多く見られた。

中重度の利用者を受け入れるにあたり、①実施していること、②重要だと思うこと、③特に重要だと思うこと

※①②複数回答、③3つまで選択



□①実施していること (n=5,179) ■②重要だと思うこと (n=5,179) ▨③特に重要だと思うこと (n=5,179)

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護 利用者の状況

○ 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の利用者の状況を認知症高齢者の日常生活自立度別にみると、各分類においてⅡa・Ⅱbの割合が高い傾向にある。

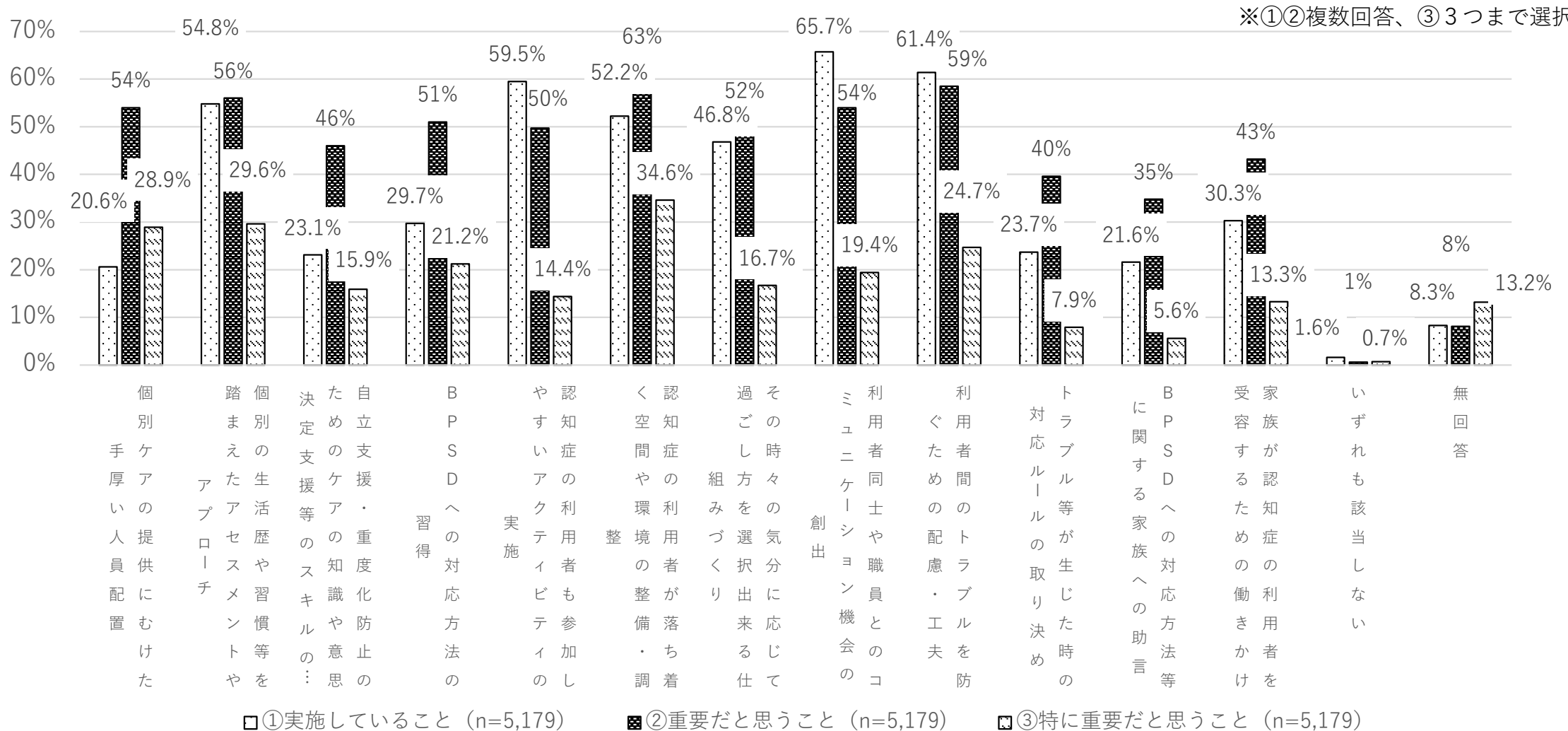
利用登録者の認知症高齢者の日常生活自立度別人数・割合

	全体		通所介護 (通常規模型)		通所介護 (大規模型Ⅰ)		通所介護 (大規模型Ⅱ)		地域密着型通所介護		認知症対応型 通所介護	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
自立	21,277	12.9%	11,298	11.6%	843	12.7%	1,522	14.4%	7,553	17.1%	40	0.7%
Ⅰ	33,411	20.3%	19,676	20.2%	1,488	22.5%	2,510	23.7%	9,361	21.1%	350	6.0%
Ⅱa	29,826	18.1%	18,050	18.6%	1,153	17.4%	2,003	18.9%	7,670	17.3%	925	15.8%
Ⅱb	32,952	20.0%	19,664	20.2%	1,415	21.4%	2,027	19.2%	8,071	18.2%	1,754	29.9%
Ⅲa	17,821	10.8%	10,491	10.8%	671	10.1%	1,058	10.0%	4,151	9.4%	1,442	24.6%
Ⅲb	5,852	3.6%	3,453	3.6%	210	3.2%	381	3.6%	1,299	2.9%	504	8.6%
Ⅳ	4,759	2.9%	2,737	2.8%	179	2.7%	290	2.7%	1,089	2.5%	457	7.8%
M	1,237	0.8%	671	0.7%	25	0.4%	77	0.7%	346	0.8%	114	1.9%
不明	17,614	10.7%	11,207	11.5%	629	9.5%	702	6.6%	4,752	10.7%	287	4.9%
計	164,749	100.0%	97,247	100.0%	6,613	100.0%	10,570	100.0%	44,292	100.0%	5,873	100.0%

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護 対応課題・ニーズ

○ 認知症の利用者の受け入れを進めるにあたり、「認知症の利用者が落ち着く空間や環境の整備・調整」が最も高く、そのほかに「個別の生活歴や習慣等を踏まえたアセスメントやアプローチ」を重要と感じていると回答している事業所が多く見られた。

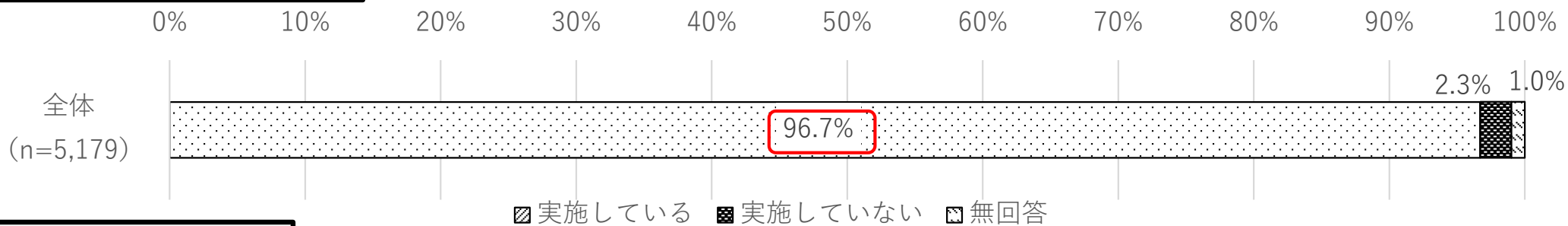
認知症の利用者の受け入れにあたり①実施していること、②重要だと思うこと、③特に重要だと思うこと



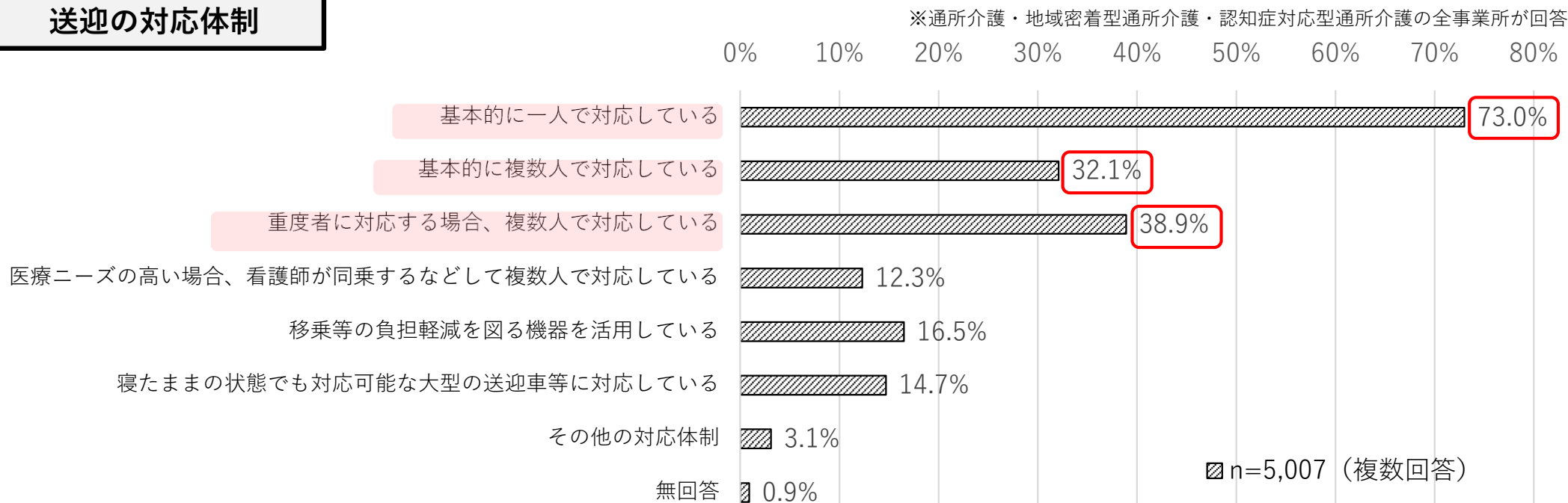
通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護 送迎の実施状況

- 送迎の実施状況として、約97%の事業者が送迎を実施している。
- 送迎の対応体制として、「基本的に一人に対応している」が73.0%と最も多く、次いで、「重度者に対応する場合、複数人に対応している」（38.9%）、「基本的に複数人に対応している」（32.1%）であった。

送迎の実施状況



送迎の対応体制

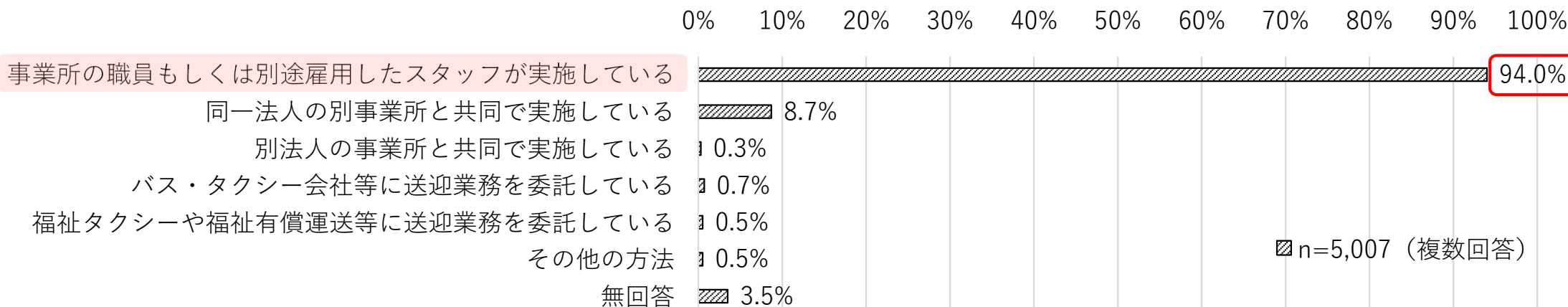


※通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護のうち、「送迎を実施している」と回答した事業所のみが回答

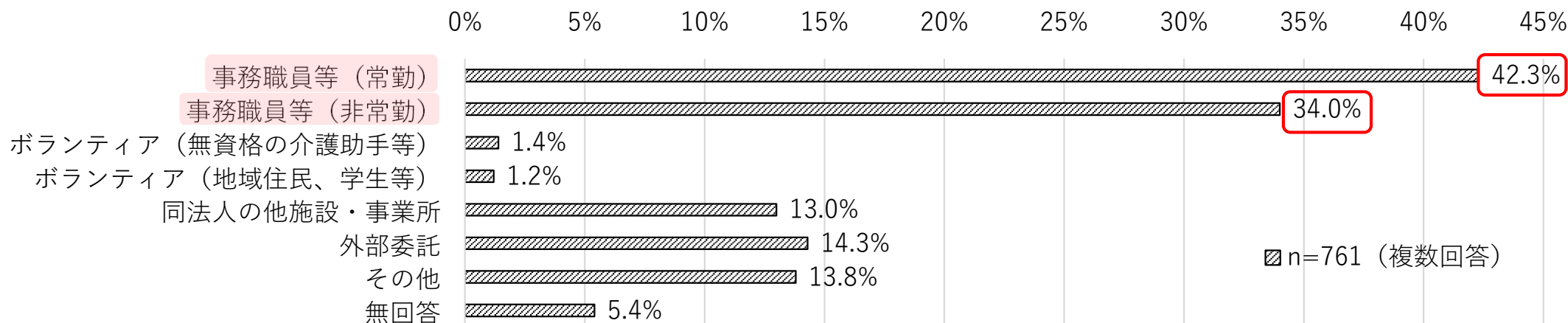
通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護 送迎の実施状況

- 送迎の実施者については、「事業所の職員もしくは別途雇用したスタッフ」が94.0%と最も多い。
- 送迎業務を担っている職員としては、「事務職員等（常勤）」が42.3%と最も多く、次いで「事務職員等（非常勤）」（34.0%）であった。

送迎の実施者



送迎業務を担っている職員

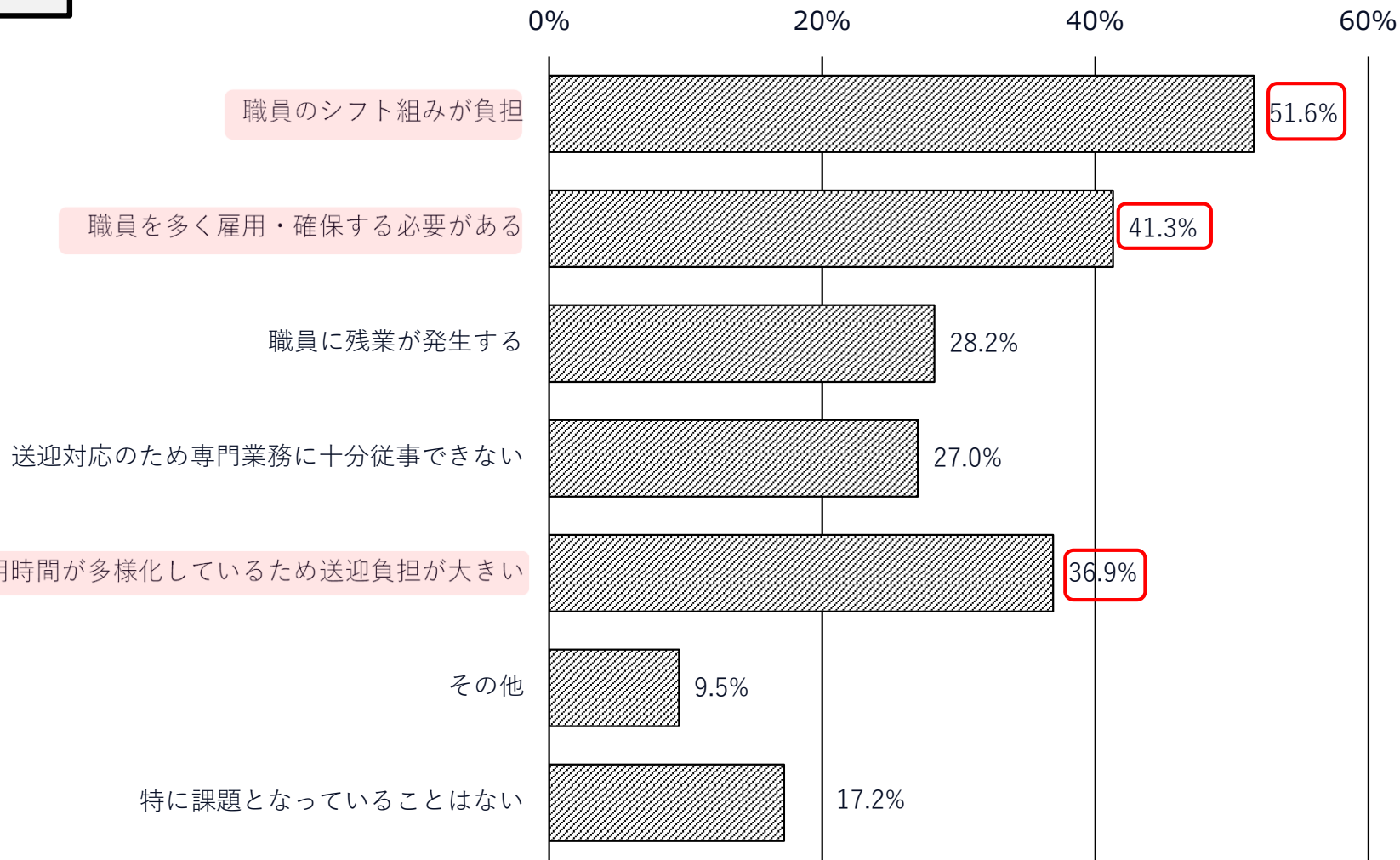


※通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の全事業所が回答

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護 送迎における課題

○ 送迎の課題として、「シフト組みが負担」が5割強、「職員の確保が課題」が4割強、「個々の利用者で利用時間が多様」が4割弱となっている。

送迎における課題



■ n=5,007 (複数回答)

※通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護のうち、「送迎を実施している」と回答した事業所のみが回答

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護 中山間地域等における送迎

- 事業者からの送迎に関する課題への回答として、全体では「送迎の調整にかかる負担」や「送迎のための職員体制確保」を感じている事業者の割合が高い傾向が見られる。
- 特に中山間・離島等では「送迎時間が長い」ことが課題と感じている事業者が多い傾向。

地域の状況別 送迎で課題になっていること

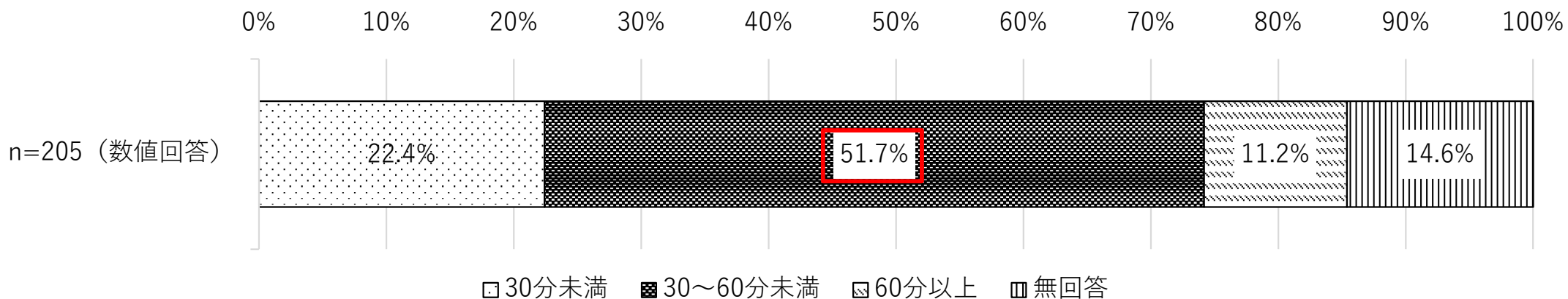
※複数回答

	合計	送迎で課題になっていること											無回答				
		送迎時間が長い	かかる負担	送迎の調整・準備など、ルート組み、配車など、	制確	送迎のため職員の確保	個別の人数による	体制の確保	重度者対応の送迎	の高齢化	送迎を担当する職員	安全面の確保		車両台数の確保	送迎の必要性による	た車両のコスト負担	など、重度者に対応し
全体	682 100.0	205 30.1	456 66.9	418 61.3	183 26.8	256 37.5	215 31.5	229 33.6	199 29.2	50 7.3	52 7.6	2 0.3					
のめ厚 地る生 域中労 の山働 状間大 況地臣 域が 等定	所在する市町村全域が中山間・離島等	213 100.0	75 35.2	132 62.0	128 60.1	65 30.5	73 34.3	65 30.5	76 35.7	64 30.0	17 8.0	15 7.0	1 0.5				
	所在する市町村の一部地域が中山間・離島等	160 100.0	48 30.0	103 64.4	91 56.9	44 27.5	58 36.3	55 34.4	57 35.6	55 34.4	10 6.3	12 7.5	1 0.6				
	所在する市町村内に中山間・離島等なし	307 100.0	81 26.4	221 72.0	198 64.5	73 23.8	125 40.7	95 30.9	96 31.3	79 25.7	23 7.5	25 8.1	0 0.0				

通所介護・地域密着型通所介護 送迎時間

○ 送迎に最も時間のかかる利用者の片道時間をみると、「30～60分未満」が51.7%と最も多かった。

送迎に最も時間のかかる利用者の片道時間



※通所介護・地域密着型通所介護のうち、送迎を実施しており、送迎で課題となっていることとして「送迎時間が長い」と回答した事業所のみが回答

介護施設等における共同送迎及び車両有効活用の取り扱いについて

運転手等の人材確保等が課題となる中で、地域における交通資源の有効活用を図る観点から、

- ① デイサービスなどの介護事業所等が保有する送迎車両について、空き時間など利用者へのサービス提供に支障がない場合に、他の用途への活用を可能とするほか、
- ② 介護事業所等の送迎業務について、地域の交通関係事業者など第三者への委託（複数の事業所での共同委託も含む）を可能とする取扱いとしている。

【送迎車両の共有】

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

第三 介護サービス 六「通所介護」

2「設備に関する基準」（居宅基準第九十五条）

（4）設備に係る共用

指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能である。

（中略）

また、玄関、廊下、階段、**送迎車両**など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、**利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能**である。

【送迎業務の共同委託】 「令和6年度報酬改定に関するQ&A（Vol.1）(令和6年3月15日)」より抜粋

問 67： A事業所の利用者について、A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、送迎減算は適用されるのか。また、**複数の事業所で第三者に共同で送迎を委託**する場合、**各事業所の利用者を同乗させることは可能か。**

答： ・ 指定通所介護等事業者は、指定通所介護等事業所ごとに、当該指定通所介護等事業所の従業員によって指定通所介護等を提供しなければならないこととされている。ただし、**利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない**ことから、各通所介護等事業所の状況に応じ、送迎に係る業務について**第三者へ委託等を行うことも可能**である。

なお、問中の事例について、送迎に係る業務が委託され、受託した事業者により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合は、送迎減算は適用されない。

・ 別の事業所へ委託する場合や複数の事業所で共同委託を行う場合も、事業者間において同乗にかかる条件（費用負担、責任の所在等）をそれぞれの合議のうえ決定している場合には、利用者を同乗させることは差し支えない。

（以下略）

介護施設等における共同送迎及び車両有効活用の事例

滋賀県野洲市

①「通所介護施設共同送迎サービス」

○概要

滋賀県野洲市では、市内で地域共生社会づくりのため各種事業を実施している地域団体が主体となり、行政・介護事業所・民間企業とも連携しながら、介護事業所が単独で行っている送迎業務を当該地域団体に集約し、複数の通所介護施設に通う利用者を地域一帯で共同運行するサービスを実施。

○取組内容

- ・令和5年4月～8月に共同送迎に関する実態・ニーズ調査
- ・令和5年9月～11月実証実験実施。
- ・令和6年10月～有償運行開始。(8事業所が参加)

○共同送迎の内容

- ・共同送迎は朝夕の時間帯を中心に実施。
- ・運行エリアは発着地点(事業所またはご利用者宅)のいずれかが野洲市内

○実施体制

- ・地域団体が全て自前で運行。
- ・ドライバーは福祉有償運送運転者講習を修了した者。(登録者約40名)
- ・送迎業務管理について、民間企業が開発したシステムを活用

②「高齢者移動支援モデル事業」 ※空き車両活用事例

○概要

上記①の共同送迎サービスの送迎車両の空き時間を活用し、地域団体が、ひきこもりがちな高齢者の移動支援を行うことにより、生きがいの創出や、介護予防につなげるためのサービスを実施。

○移動支援内容(介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスB)

- ・買い物付添支援(スーパーへの送迎+ドライバーによる買い物付添支援)
- ・その他の生活支援(利用者の自宅に訪問し、掃除、買い物代行、草取り等)

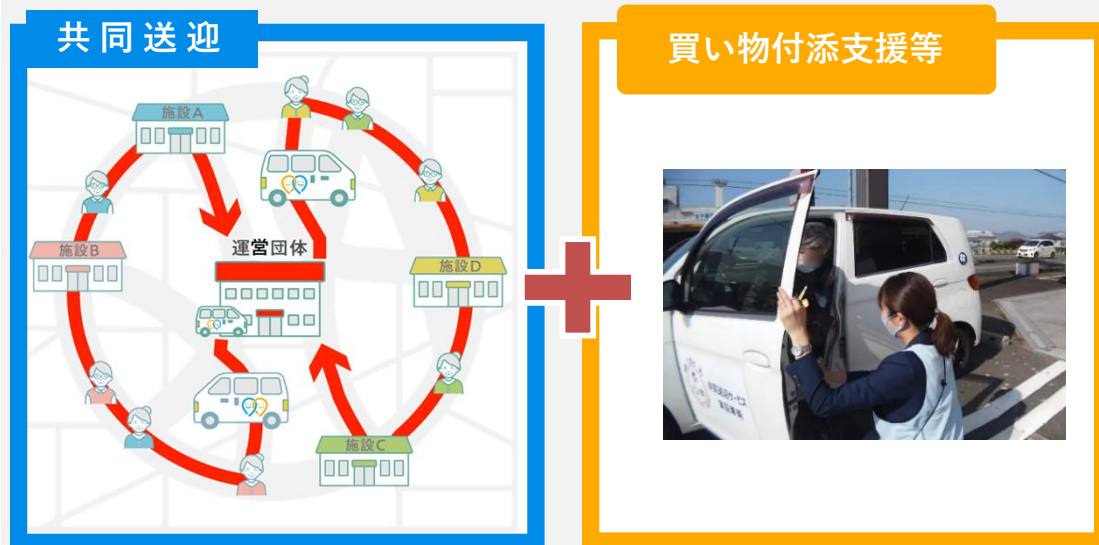
○対象者

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の対象者(要支援者等)
- ・通所介護施設共同送迎利用者

「ゴイッショやす」

～共同送迎を移動のプラットフォームに～
介護送迎のアセットをフル活用し、地域の移動課題の解決を目指す

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
共同送迎(迎え)			介護送迎を行わない時間帯						共同送迎(送り)		



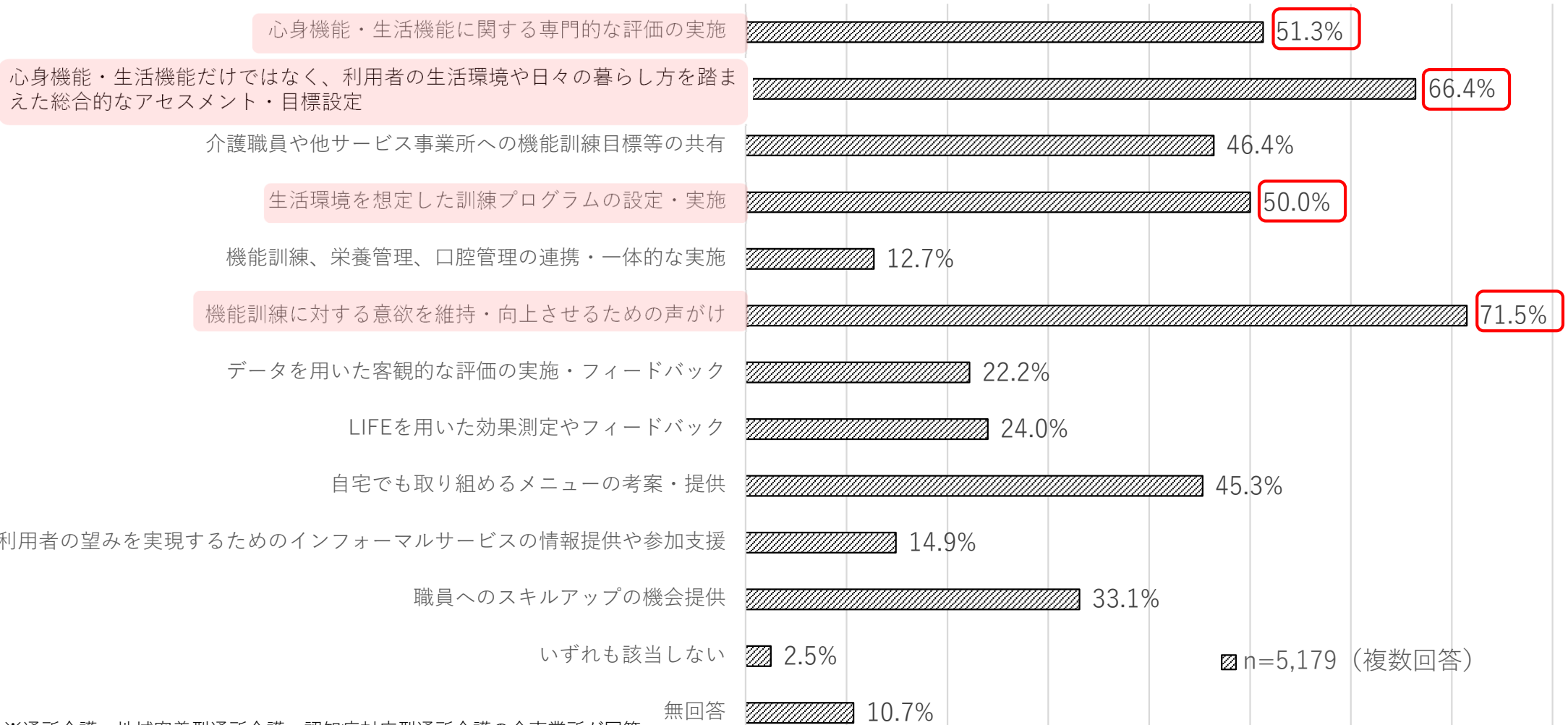
出典：野洲市からの提供資料をもとに厚生労働省において作成

通所介護・地域密着型通所介護 個別機能訓練加算の算定

○ 機能訓練の質を高めるにあたり実施していることをみると、「機能訓練に対する意欲を維持・向上させるための声かけ」が71.5%でもっとも割合が高く、次いで「心身機能・生活機能だけではなく、利用者の生活環境や日々の暮らし方を踏まえた総合的なアセスメント・目標設定」が66.4%、「心身機能・生活機能に関する専門的な評価の実施」が51.3%、「利用者の生活環境を想定した訓練プログラムの設定・実施」が50.0%となっている。

機能訓練の質を高めるにあたり実施していること

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80%

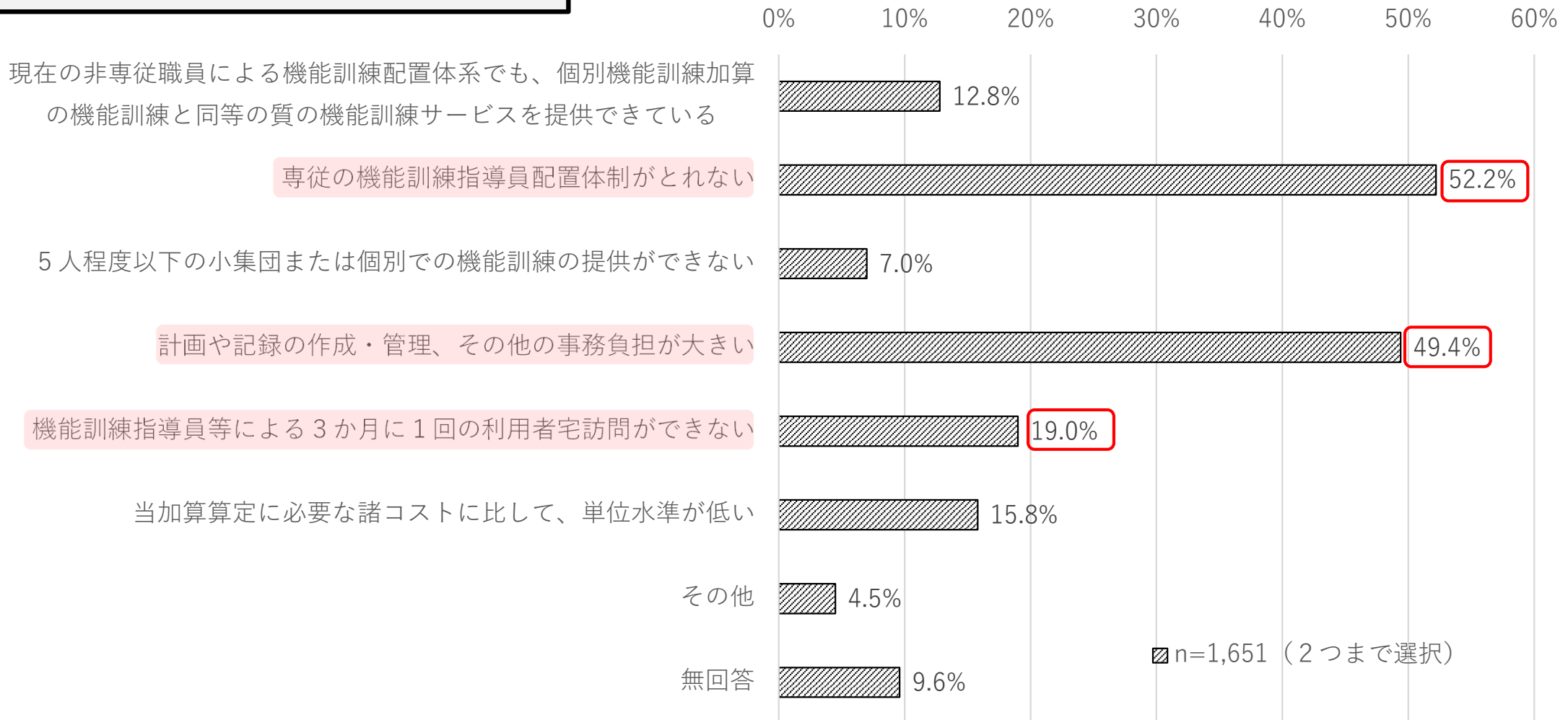


※通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の全事業所が回答

通所介護・地域密着型通所介護 個別機能訓練加算の算定

○ 個別機能訓練加算を算定していない理由については、「専従の機能訓練指導員配置体制がとれない」が52.2%と最も多く、次いで、「計画や記録の作成・管理、その他の事務負担が大きい」(49.4%)、「機能訓練指導員等による3か月に1回の利用者宅訪問ができない」(19.0%)であった。

個別機能訓練加算を算定していない理由

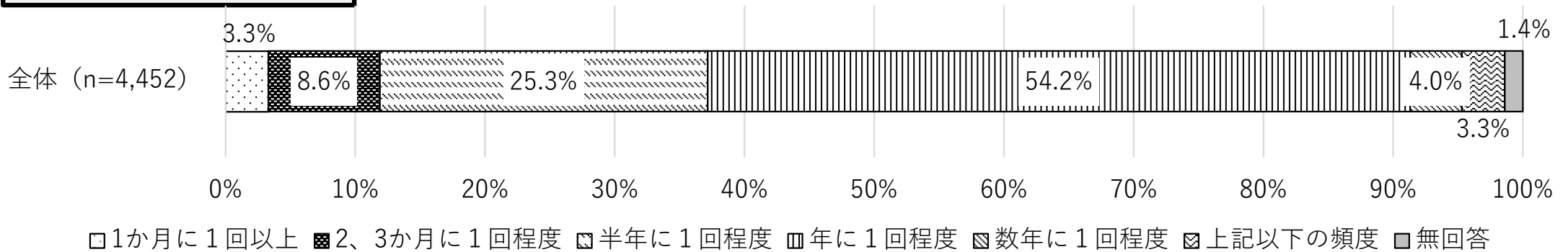


※通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護のうち、個別機能訓練加算を算定していない事業所のみ回答

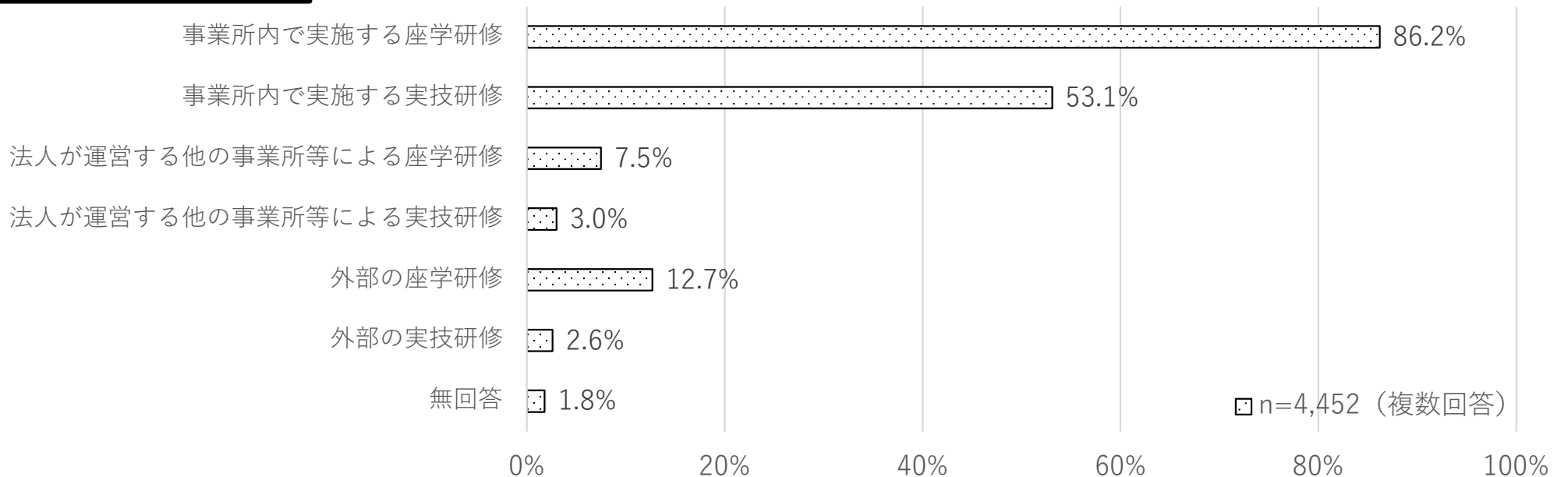
通所介護・地域密着型通所介護 入浴介助に関する研修

- 入浴介助に関する研修の実施頻度は、「年に1回程度」が54.2%でもっとも割合が高く、次いで「半年に1回程度」が25.3%、「2、3ヶ月に1回程度」が8.6%であった。
- 入浴介助に関する研修の実施方法は、「事業所内で実施する座学研修」が86.2%、でもっとも割合が高く、次いで「事業所内で実施する実技研修」が53.1%、「外部の座学研修」が12.7%であった。

研修の実施頻度



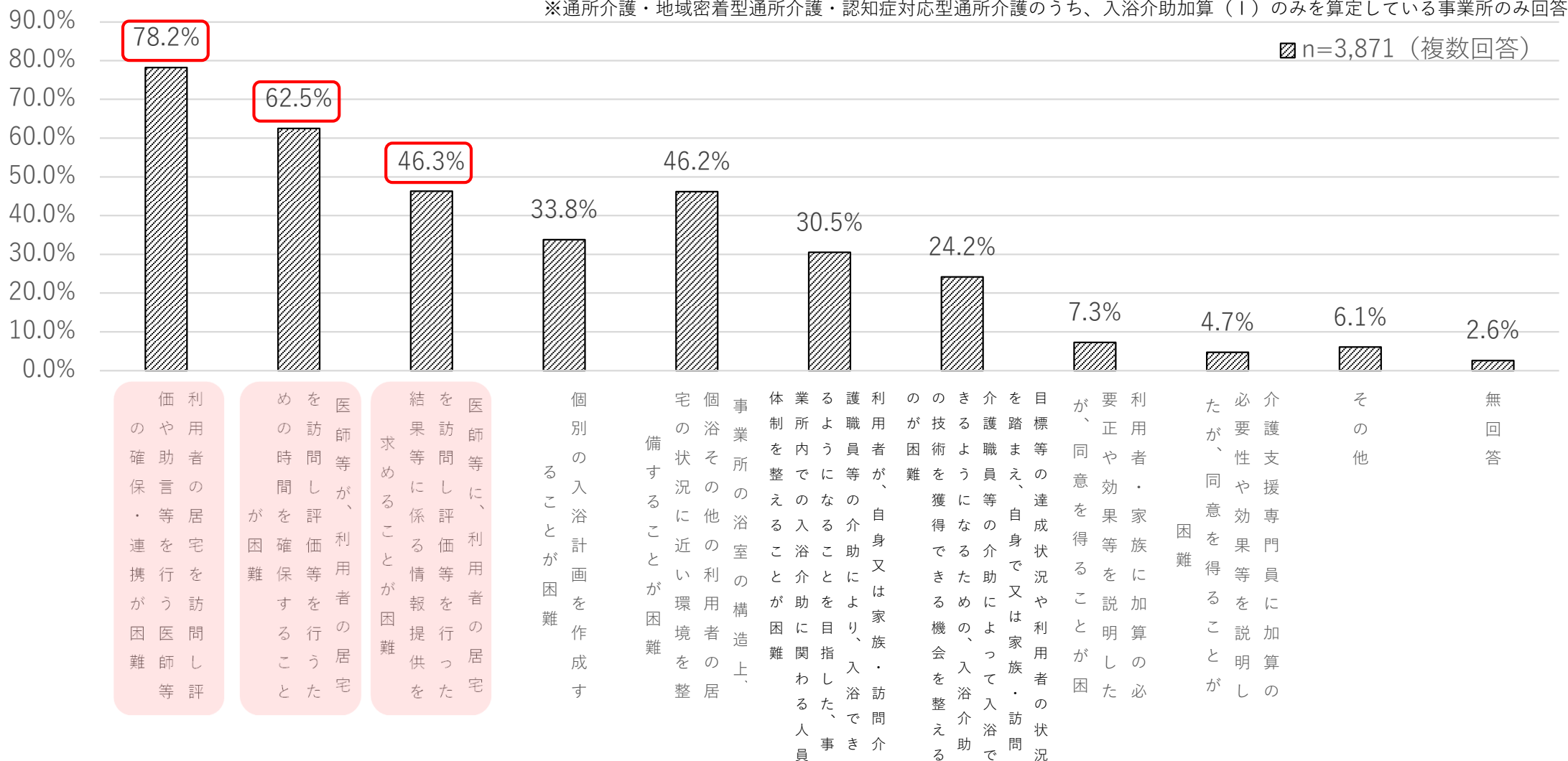
研修の実施方法



通所介護・地域密着型通所介護 入浴介助加算（Ⅱ）の算定

○ 入浴介助加算（Ⅱ）を算定していない理由としては、「利用者の居宅を訪問し評価や助言等を行う医師等の確保・連携が困難であるため」が78.2%でもっとも割合が高く、次いで、「医師等が、利用者の居宅を訪問し評価や助言等を行うための時間を確保することが困難であるため」が62.5%、「医師等に利用者の居宅を訪問し評価や助言等を行った結果等に係る情報提供を求めることが困難であるため」が46.3%であった。

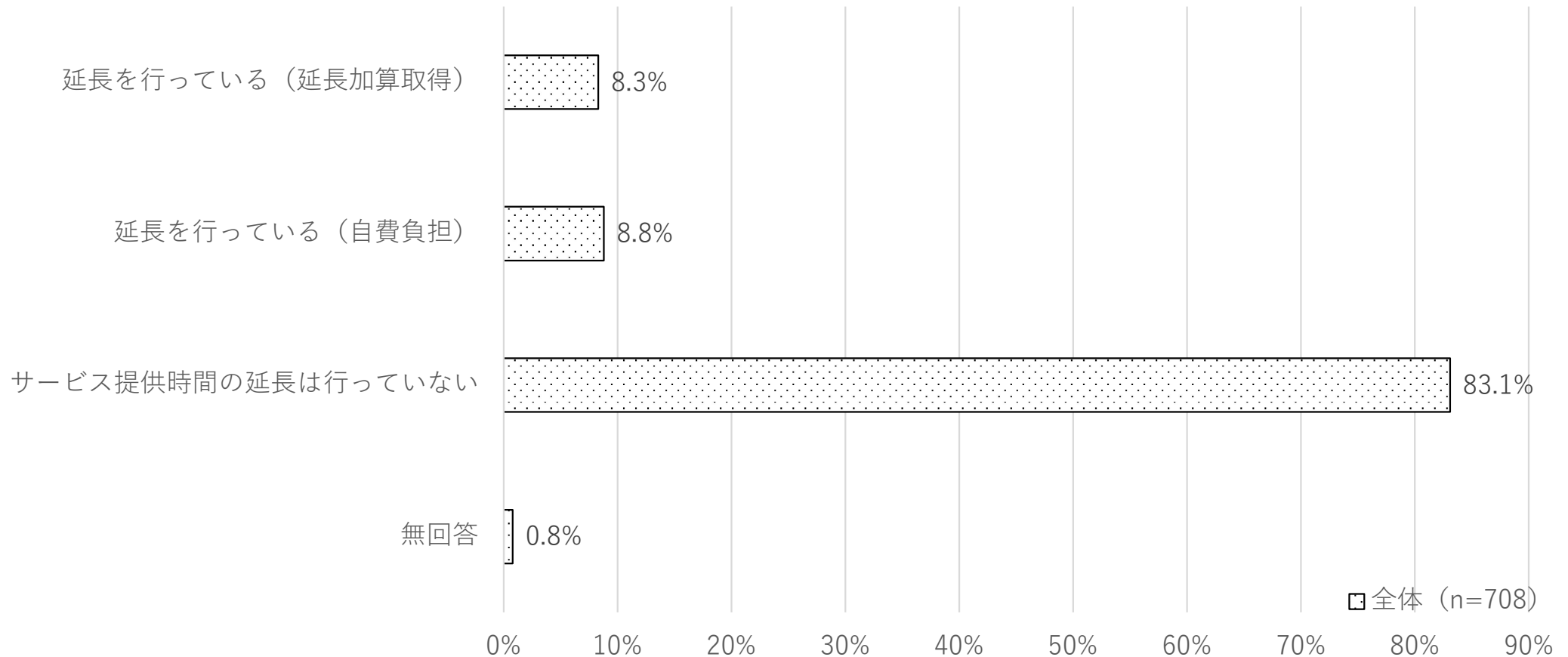
入浴介助加算（Ⅱ）を算定していない理由




通所介護・地域密着型通所介護 サービス提供時間の延長

○ サービス提供時間の延長の実施をみると、「サービス提供時間の延長は行っていない」が83.1%でもっとも割合が高く、次いで「延長を行っている（自費負担）」が8.8%、「延長を行っている（延長加算取得）」が8.3%であった。

サービス提供時間の延長の実施



1. 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護
の概況
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
-  4. 現状と課題及び論点

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の現状と課題

現状と課題

- 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護における各サービスは、利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の①社会的孤立感の解消及び②心身の機能の維持並びに③利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減（レスパイトケア）を図るものである。
- 報酬については、サービス提供時間、要介護度別、事業所規模「通常規模型」「大規模型Ⅰ」「大規模型Ⅱ」に応じた基本報酬が設定されている。
 - ※ 認知症対応型通所介護については、小規模であること、認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスであることにより基本報酬を高く設定している。
- 請求事業所数は、通所介護・地域密着型通所介護については、平成28年度までは増加傾向にあったが、その後はほぼ横ばいである。認知症対応型通所介護については、平成27年度までは増加傾向にあったが、その後は減少傾向にある。
- 受給者数は、通所介護・地域密着型通所介護については、平成31年度まで増加傾向にあり、その後は横ばいである。認知症対応型通所介護については、平成25年度までは増加傾向にあったが、その後は減少傾向にある。
- 費用額は、通所介護・地域密着型通所介護については、平成31年度までは増加していたが、その後は横ばいである。認知症対応型通所介護については、平成24年度までは増加していたが、その後は微増減を繰り返しながら横ばいで推移し、令和2年度から微減している。
- 要介護度別利用者数は、通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護すべてにおいて、要介護1の利用者が最も多く、次いで要介護2の利用者が多い。
- 収支差率は、令和6年度決算においては、通所介護が6.2%（対令和5年度比△0.3%）、地域密着型通所介護が6.3%（対令和5年度比0.5%）、認知症対応型通所介護が5.3%（対令和5年度比△1.3%）であった。
- 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護における利用者の状況について、認知症高齢者の日常生活自立度別の割合をみると、どの分類においてもⅡa・Ⅱbの割合が高い傾向にある。

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の現状と課題

現状と課題

- 送迎については事業所の職員が概ね行っており、職員の確保やシフト組み、利用時間の多様化による送迎の負担が大きいことが課題となっている。
- 介護報酬は、累次の改定により、加算の種類が増加するとともに、加算の取得要件が複雑化しており、令和6年度改定における審議報告においても、「利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、報酬体系の簡素化について、引き続き検討していくべき」とされている。

論点

- 認知症対応型通所介護の減少傾向は続いているが、通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護について、中重度者や認知症高齢者を含む利用者の生活機能を維持し、現在の在宅生活を続けるための機能を担ってきているところ、こうした方々の幅広いニーズに対応できることが求められる中、利用者の状態に応じて必要な日常生活上の機能向上や自立支援につながる質の高いサービスを提供する観点などから、どのような方策が考えられるか。
- 令和6年度改定における審議報告も踏まえ、利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、算定率が低い加算や算定率の高い加算についてどのように考えるか。